


ふくしま生物多様性推進計画

【第3次】

自然のめぐみを活かし、未来へつなごう 
～生物多様性ゆたかなふくしま～

令和5年3月
福島県

はじめに

福島県は、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈や越後山脈といった山々が連なり、その山脈の間には阿武隈川や阿賀川、只見川が流れています。また太平洋に面しており、沿岸には干潟や砂浜などがみられます。

こうした福島が多様な環境の中で、様々な個性を持った多種多様な生きものが生息・生育しています。

私たちは、きれいな空気や水、食べ物をはじめ衣料や紙、医薬品など、生きものがもたらす、さまざまな恵みによって、快適で豊かな暮らしを築いています。

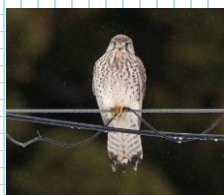
また、先人たちは四季折々の四季に寄り添い、自然と共に生きる中で、自然の恵みを暮らしに活かす工夫や知恵を積み重ね、地域固有の伝統的な文化を生み出してきました。

現代に生きる私たちは、日々の何気ない暮らしが、生物多様性の恵みの上に成り立っていることを改めて認識し、自然と共に生きる豊かな暮らしや社会を次世代に繋げる必要があります。

一方で、生物多様性は、開発による土地利用の変化や自然に対する人間の働きかけの縮小、外来種の侵入、気候変動などにより、さまざまな危機にさらされています。2011年の東日本大震災では、私たちの生活や自然環境に甚大な被害を与え、現在も震災の影響は続いています。

このため福島県では、生物多様性を守り、その恵みを持続可能な利用を目指して、今後取り組むべき課題や行動目標をとりまとめた、ふくしま生物多様性推進計画を策定します。

県民の皆様と生物多様性に関する認識を共有し、生物多様性の保全と利用に取り組んでまいります。



ふくしま生物多様性推進計画 目次

第1章 生物多様性とは 1

- 1 生物多様性とは 1
- 2 生物多様性の恵み 3
- 3 生物多様性の4つの危機と東日本大震災の影響 5



©増淵翔太

第2章 福島県における生物多様性 7

- 1 概要 7
- 2 現状（4つの危機と東日本大震災の影響） 19



第3章 「ふくしま生物多様性推進計画」改定の経緯・背景 35

- 1 生物多様性をめぐる世界や国の動向 35
- 2 持続可能な開発目標（SDGs） 38
- 3 福島県の動向と計画策定の経緯 39
- 4 前計画における行動計画の点検結果について 40



第4章 本計画の基本的事項 42

- 1 計画の目標 42
- 2 計画期間と対象地域 42
- 3 本計画の目的 42
- 4 計画の位置づけ 42
- 5 保全への取組の点検と評価、計画の見直し 43
- 6 生物多様性豊かなふくしまの将来像 44
- 7 各主体に期待される役割と県の役割 49
- 8 本計画で新たに取り組むべき課題 50



1	基本戦略について	52
2	基本戦略ごとの15の行動目標について	53
3	行動目標ごとの取組内容について	56
	基本戦略1	56
	「生物多様性の保全・回復」	
	基本戦略2	76
	「生物多様性の恵みの持続可能な利用を前提とした県民生活の向上」	
	基本戦略3	93
	「生物多様性を支える仕組みづくりと多様な主体による保全活動の推進」	



関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

ふくしまの特徴的な自然環境

東日本大震災の被害を受けた松川浦及び磐城海岸県立公園における植生や動物の変化予測用語解説、福島県生物多様性推進協議会設置要綱、委員・アドバイザー、コラム執筆協力者第2期の指標達成状況、第3期指標一覧

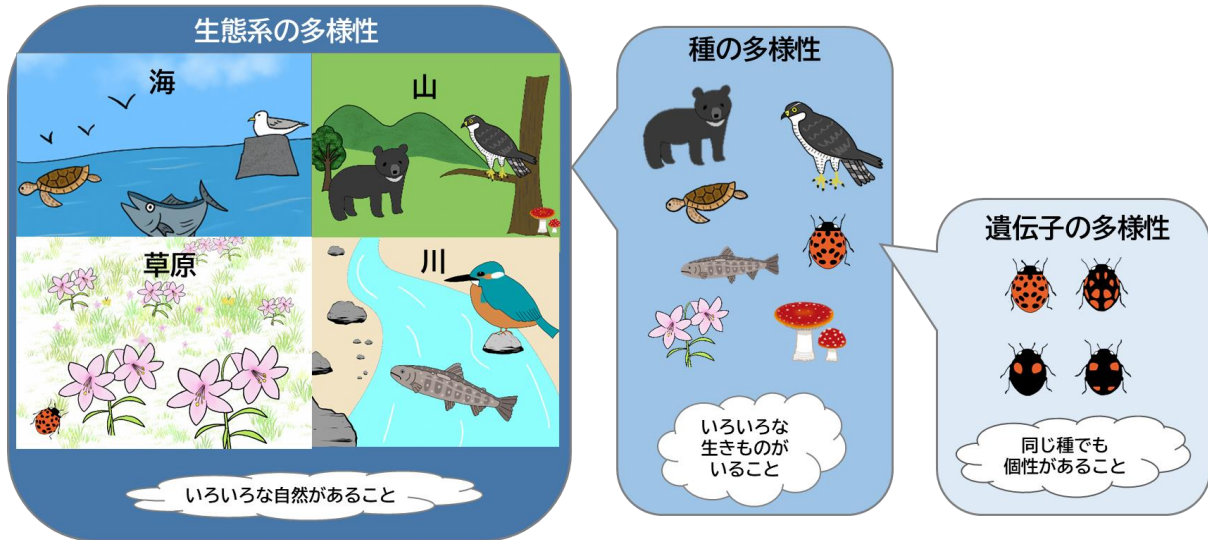
◆◆ コラム ◆◆

1	食卓を豊かにした、野生きのこの遺伝的多様性 ～喜多方市山都のナメコ～	4
2	絶滅危惧植物 クマガイソウ自生地の保全と活用 ～福島市水原地区の事例～	14
3	谷津田の生物多様性について ～農村地域の生きものたち～	15
4	東北最大級の干潟 松川浦	17
5	県内に残る貴重な半自然草地 ～水石山、ひめさゆり群生地、藤生わらび園～	26
6	身近な外来種 ～アメリカザリガニとアカミミガメ～	30
7	海岸防災施設整備と生物多様性保全の両立	34
8	ESG投資について	37
9	OECMとは ～民間等の取組により保全されている区域～	51
10	県内の外来植物駆除の試み ～裏磐梯、南湖公園、矢ノ原湿原～	66
11	只見ユネスコエコパーク ～豪雪が生んだ自然と生活文化を守り、活かす取り組み～	79
12	松平定信公による江戸時代のグリーンインフラ ～白河市 南湖公園～	80
13	上堰棚田と本木上堰について ～ボランティアと共につなぐ里山の生物多様性～	89
14	県内のラムサール条約登録湿地と潜在候補地について	90
	～尾瀬、松川浦、高野池、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖～	
15	生物多様性に配慮された商品 ～認証マークの付いた商品を購入しよう～	98

第1章 生物多様性とは

1 生物多様性とは

「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。



生物多様性条約では、「すべての生きもの間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」「種間（種）の多様性」「種内（遺伝子）の多様性」という3つのレベルで多様性があるとされています。

〈生態系の多様性〉

生態系の多様性とは、山地、河川、干潟など、様々なタイプの生態系にそれぞれ固有の自然環境があることを示しています。本県にも奥会津のブナ林のような原生林、里山の二次林（雑木林）や人工林、田畑、庭園緑地、水石山のような草原、尾瀬のような湿原、猪苗代湖のような湖沼、河川、松川浦のような汽水域・塩性湿地・干潟、新舞子のような砂浜、海洋など、それぞれ生きもの種の構成が異なる生態系があります。それらが山から海に至るまで、広域にわたる動物の移動や川の水の流れなどでつながっています。

〈種の多様性〉

種の多様性とは、森林に棲む動物や、空を飛ぶ鳥、川を泳ぐ魚、森林の樹木・草花など、いろいろな動物・植物が生息・生育していることです。

例えば、福島県内で春に里山で咲く桜（サクラ属の植物）にも、エドヒガン、カスミザクラ、ヤマザクラ、オオヤマザクラ、チョウジザクラなどいろいろな種があり、それぞれ

独特の形態と生態を持っています。

〈遺伝子の多様性〉

遺伝子の多様性とは、同じ種内でも個体によって遺伝子が異なっていることです。遺伝的多様性は、地理的変異、集団間変異、集団内変異など様々なレベルで見られます。例えば、キブシは会津地方と中通り・浜通り地方で遺伝子型が異なっていることが知られています。また、クマガイソウも県内で調べられた集団どうしで遺伝的に異なっていることが明らかになりました。同じ場所のアサリの貝殻の模様が千差万別なものも、集団内の個体間の遺伝子の違いによります。

2 生物多様性の恵み

私たちは、食糧や燃料の供給をはじめ、様々なかたちで生物多様性がもたらす恵みに依存しています。こうした恵みを、生態系サービスと呼んでいます。

私たちが日々当たり前と思っていること、例えば空気や水の浄化、気候や洪水の調整などの多くが、生態系サービスの上に成り立っています。

4つの生態系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・





食卓を豊かにした、野生きのこの遺伝的多様性

～喜多方市山都のナメコ～

1 高級品から庶民の味へ

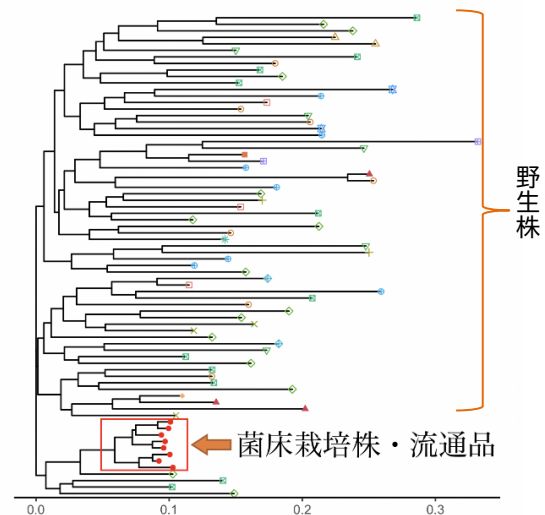
味噌汁の具などに人気のナメコは、古くから森林内で原木栽培が行われてきましたが、生産量と時期が限られていたため、高級品とされていました。現在は、空調施設を活用した菌床栽培がほとんどを占め、令和3年の生産量は全国で約2万トンに上っています※¹。日本において菌床栽培で用いられている株や各地の流通品は、遺伝的に極めて近い血縁関係にあることから、同じ一つの株に由来すると考えられています※²。空調機器による栽培施設内の環境に適し、収益性の高い株が見つかったことにより、1960年代以降に菌床栽培が確立し、誰でも気軽に味わえるようになりました。

2 ナメコの遺伝的多様性

遺伝解析によると、この流通なめこの起源の株は、喜多方市山都町のブナ原生林で1962年に福島県林業指導所（現林業研究センター）によって採取された一株のナメコの野生株（F27菌株）であると考えられています。また、野生のナメコからは高い遺伝的多様性が確認され※²、自然には様々な性質を持った個体が存在したことが分かっています。その中から菌床栽培に適した性質の個体を偶然見つけることができたことが、人々の食卓を豊かにすることにつながりました。福島県内の野生生物の遺伝的多様性が大きな経済価値を生み出し、人々の暮らしに豊かさをもたらした一つの例と言えます。



ブナ倒木上のナメコ
(平尾章氏撮影)



遺伝解析に基づくナメコの系統樹 (Hirao et al. 2022 より一部改変)
(菌床栽培株や日本各地の流通品は、全てが血縁関係にある1系統)

※¹ 林野庁「主要な特用林産物の令和3年の生産動向」

※² Hirao, A. S., Kumata, A., Takagi, T., Sasaki, Y., Shigihara, T., Kimura, E., & Kaneko, S. (2022). Japanese "nameko" mushrooms (*Pholiota microspora*) produced via sawdust-based cultivation exhibit severe genetic bottleneck associated with a single founder. *Mycoscience*, 63(3), 79-87.

3 生物多様性の4つの危機と東日本大震災の影響

このように、私たちの暮らしは多様な生きものたちに支えられています。しかし、現在、次のような危機が進行し、豊かな生物多様性が脅かされています。

(1) 第1の危機（人間活動や開発による影響）

沿岸域の埋立てや森林伐採などの開発は、様々な生きものにとって生息・生育環境の破壊や悪化をもたらします。また、商業・観賞用の生きものの乱獲は、生きもの数を減らし、絶滅に追い込むこともあります。

(2) 第2の危機（人間活動の縮小による影響）

第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが減ることによる影響です。特に、過疎・中山間地域では人口減少や高齢化が進み、人間活動が縮小することによる危機が拡大しています。

例えば、薪や炭、屋根を葺く材料を得る場であった里山や草原が利用されなくなった結果、その環境でかつては普通にみられた動植物が、絶滅の危機に瀕しています。また、手入れが行き届かなくなった里山では、イノシシやニホンザルなどの個体数や分布域が増加・拡大し、農業被害が多発するなど、様々な問題を引き起こしています。

(3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる影響）

外来種や化学物質など、人間が持ち込んだものによる生態系の乱れです。

例えば、人間が釣りを楽しむために放流したブラックバスやブルーギル、ペットとして持ち込んだアライグマ、毛皮をとるために飼育されていたアメリカミンクなどの外来種が、現在、自然の中に定着しています。これらは、もともと県内に生息していた在来種を食べたり、エサを奪ったり、近縁種と交雑するなど、地域固有の生態系を脅かしています。

さらに、環境に対して未知の点の多い、化学物質による生態系への影響のおそれも指摘されています。

(4) 第4の危機（地球環境の変化による影響）

地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。地球温暖化のほか、強い台風の増加や降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、その影響は完全に避けることはできないと考えられています。

(5) 東日本大震災の影響

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害)の大津波では、平野部の海岸林(クロマツ)の多くが流出・倒伏しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」といいます。)による県

内の放射線量は減少傾向にあるものの、引き続き野生動植物のモニタリングを実施する必要があります。また、津波被災や原子力事故により人間の社会活動が低下したことで、野生動植物への影響が生じています（第2の危機（人間活動の縮小による影響））。

帰還困難区域では、特定復興再生拠点区域の整備が進められており、野生鳥獣との共生や住民帰還の促進に向けた総合的な対策などを実施する必要があります。

第2章 福島県における生物多様性

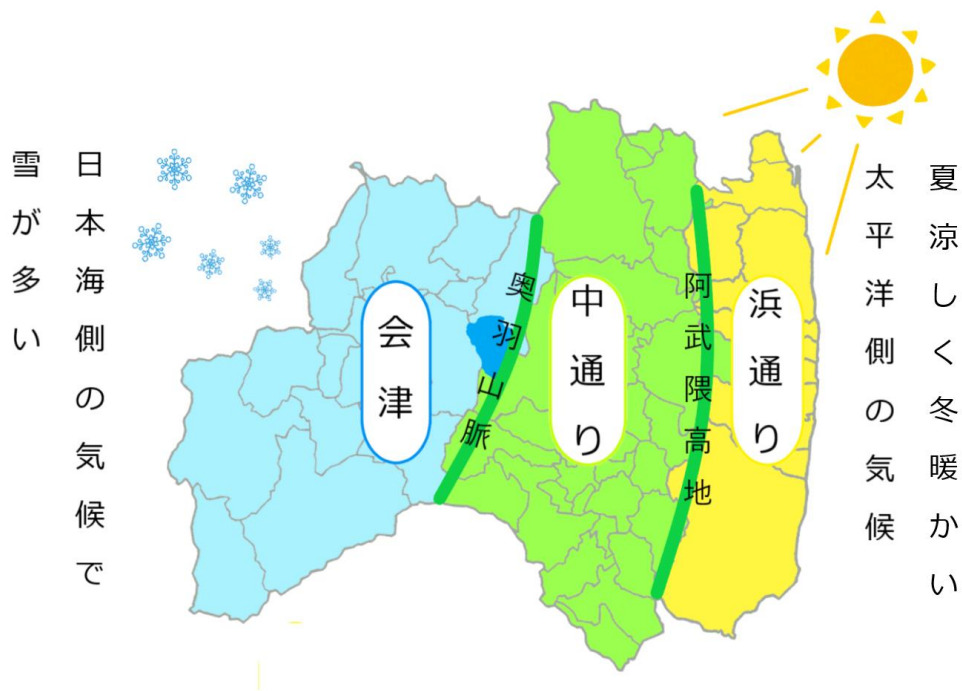
1 概要

(1) 地勢・気候

本県は、東北地方の最南部に位置し、1万3,784k㎡に及ぶ全国第3位の広大な県土を有しています。

太平洋に面する海側には干潟や断崖などがあり、内陸部には猪苗代湖や裏磐梯湖沼群などの大小様々な湖沼、標高2,000m級の山岳地帯から100m級の低山地、河川沿いに発達した盆地などがあるため、様々なタイプの生態系をみることができます。特に、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園、日光国立公園、越後三山只見国定公園など、自然公園に指定されている地域では、本県を代表する豊かな自然と美しい景観に恵まれ、多様性に富んだ生態系を形成しています。

県土は、中央部を南北に走る奥羽山脈と東部を南北に広がる阿武隈高地によって、浜通り・中通り・会津の3つの地方に分けられており、それぞれの気候は大きく異なります。



浜通り地方は、太平洋側気候で、夏も海からの涼しい風が吹き、それほど気温は高くなりません。沿岸部では、やませの影響を受けて冷涼な夏になることもあります。また、冬は県内で一番温かく、雪はほとんど降りません。

中通り地方は太平洋側と日本海側の中間の気候で、夏は、山間部ではそれほど暑くなりませんが、盆地では蒸し暑くなります。特に福島盆地では、全国的にも上位の最高気温を記録することがあります。冬は冷たい風が吹き、雪が少なく強い霜に見舞われます。

会津地方は日本海側気候で、夏は、山間部は冷涼ですが、盆地では蒸し暑くなります。冬は降雪が多く、気温もかなり低くなります。会津地方南西部の奥会津と呼ばれる地域で

は、積雪が 2m を超えることもあります。



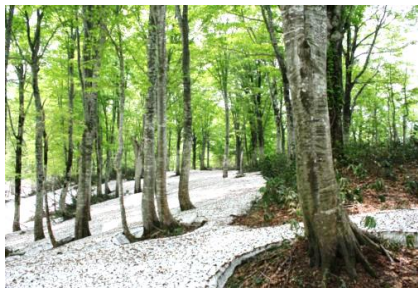
1. 蒲生カタクリ公園（只見町）／ 2. 松川浦・文字島（相馬市）／
3. 尾瀬国立公園（檜枝岐村）／ 4. 磐梯山と猪苗代湖（猪苗代町）

（２） 植物・動物

① 植物相

本県は、県土が奥羽山脈という脊梁山脈の東西にわたり、太平洋側と日本海側の両方の地域を含んでいること、それにより、雪が少なく温暖な浜通りの低地から会津地方の多雪地帯まで、その気候の幅がきわめて大きいことが特徴です。そのため、関東地方の平野・丘陵部と共通な暖帯要素と呼ばれる植物群が多い浜通りと、多雪地に適応し、北陸地方と共通な日本海要素と呼ばれる植物群が多い会津地方で、植物相（地域に生育する植物全種類の総体）は大きく異なります。同じ種類、あるいは近縁種間でもそれぞれの環境に適応した異なった植物が生育することが見られます。例えば、カヤやツバキの仲間では、会津地方には冬季に雪に埋もれるよう適応して匍匐するチャボガヤや斜上するユキツバキが生育し、浜通り地方には直立するカヤやヤブツバキが生育しています。また、本県には海岸部、松川浦のような大きな潟湖、裏磐梯のような多数の湖沼群、尾瀬や駒止湿原などの湿原、飯豊山や浅草岳のような高山帯、阿武隈高原の一部の石灰岩地、中山風穴・萩野風穴などの風穴地など多様な立地が存在し、それぞれに適応した特殊な植物種が見られます。現在、県内に何種の植物が生育しているかは正確には把握されていませんが、昭和 62 年に出版された『福島県植物誌』には、2,326 種の自生維管束植物が記録されています。隣県の種の数から推定すると、3,000 種程度が生育しているものと見込まれます。これらの中には、アンドンマユミやビャッコイのように現在国内で福島県でしか生育が確認されてい

い種、ヒメサユリ、オオチチッパベンケイ、アブクマトラノオのように福島県以外ではほとんど見られない種もあります。



ブナ

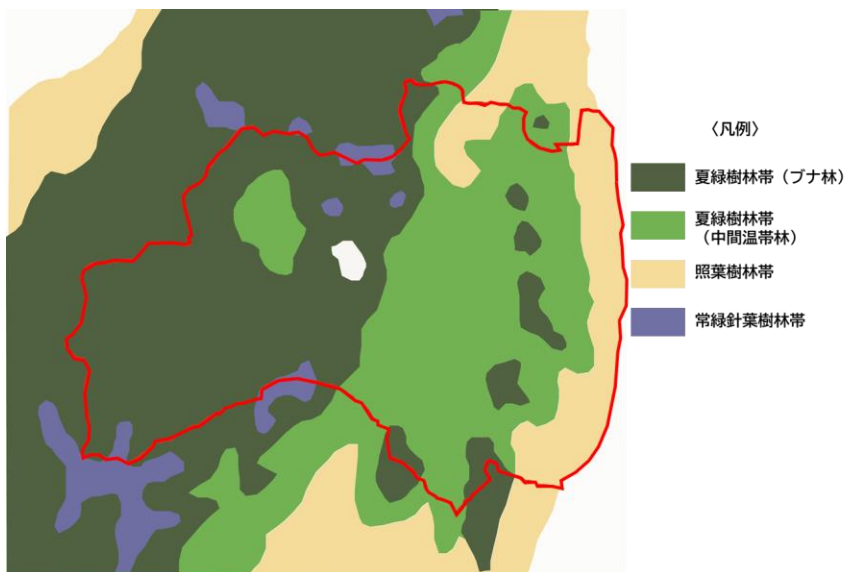


シラネアオイ



ビャッコイ

植生帯に関しては、本県の太平洋沿岸の低地はスダジイやアカガシなどのシイ・カシ林が極相の照葉樹林が広がり、それ以外の阿武隈高原から中通り地方の阿武隈川沿い、会津地方の大部分にかけて落葉広葉樹を主体とする夏緑樹林が広がっています。標高の高い亜高山帯にはオオシラビソ林などの針葉樹林、さらに標高の高い場所には高山植物が生育する高山帯があります。全国的には夏緑樹林はブナやミズナラが優占するのが一般的ですが、阿武隈川沿いや阿武隈高原の大部分はブナ林、ミズナラ林を欠いており、中間温帯とされています。本県の中間温帯林はコナラが優占する林が極相であるという説と、モミ・イヌブナ林が極相であるという説があります。シイ・カシ林とブナ・ミズナラ林の間に広い中間温帯林があるのが、本県の植生帯の特色です。



福島県の植生帯の図※

※ 野崎玲児・奥富清, 1990. 東日本における中間温帯性自然林の地理的分布とその森林帯的位置づけ(日本生態学会誌, 40:57-69.) を参考に作成

② 動物相（哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、淡水魚類、昆虫類等）

哺乳類は、多くのコウモリ類やイタチ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど 7 目 15 科 45 種が確認されています。

これまで、阿武隈川以西に分布していたツキノワグマが、近年、阿武隈山地にも分布域を拡大するなど、県内でも分布域の変化がみられる種もあります。



ツキノワグマ



ニホンカモシカ

鳥類は、344 種が確認されています。

特徴的な分布を示す鳥類は、海岸地域に飛来する旅鳥のシギ・チドリ類、河川・湖沼などに渡来する冬鳥のカモ・ハクチョウ類など、いずれも短期間滞在する種類に多くなっています。また、局所的な分布を示し、かつ繁殖が確認されている種類では、チゴハヤブサ、ブッポウソウ、チゴモズなどがいます。猛禽類は 28 種を数え、この中には留鳥のイヌワシ・クマタカ・オオタカも含まれており、それぞれ繁殖が確認されています。



オナガガモ



クマタカ

両生類は、トウホクサンショウウオやトウキョウダルマガエルなど2目6科17種、爬虫類は、アカウミガメやマムシなど2目8科15種が確認されています。



トウホクサンショウウオ



トウキョウダルマガエル

淡水魚類は、会津地方のウケクチウグイや陸封型イトヨなど20科76種が確認されています。

全県に広く分布するのは、スナヤツメ、メダカ、ホトケドジョウ、ギバチ、カジカなどです。これらが県全域に分布するのは、湧水や伏流水の流れる砂礫底質で水草が繁茂する河辺や湖岸が多いなど、本県が豊かな自然に恵まれていることの証でもあります。



ホトケドジョウ

昆虫類は、本県の立地条件を反映し、暖地系と寒冷地系、両方の種類がみられます。会津地方のカラカネイトトンボなど、全国的にも希少な種が多数生息しています。

(3) 生態系

生態系とは、植物や動物などの生きものと、それをとりまく水・空気・土壌などの環境を含めた全体のシステムです。

本県の生態系を大きく分類すると、自然性が比較的高い「奥山地域」、田畑や薪炭林（雑木林）など身近な自然とふれあえる「里地里山地域」、人間活動が集中する「都市地域」、海との間で豊かないのちを育む「沿岸域」、水系として各地域を結び、生態系ネットワークの軸となる「河川・湖沼・湿原地域」が挙げられます。

① 奥山自然地域

奥山自然地域は、山地で自然に対する人間の働きかけが小さく、自然性の高い地域です。原始的な自然があり、広域的な行動範囲を持つツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型哺乳類や食物連鎖の頂点に位置するイヌワシ、クマタカなどの生息域も含まれます。植物でみると、ブナ林・ミズナラ林、オオシラビソ林、高山低木林、山地湿原など、それぞれ気候的あるいは地形的な立地環境に沿って発達をとげた極相の植物群落や、巨木を含むコナラ林やモミ・イヌブナ林などの自然の遷移にゆだねられ、相対的に自然性の高い二次林などが広がります。県内で代表的なのは、尾瀬ヶ原、燧ヶ岳や会津駒ヶ岳、田代山などの尾瀬の山々、奥会津ブナ林、飯豊連峰、吾妻山や安達太良山などの奥羽山脈の山々です。国立公園の特別保護地区、緑の回廊などに指定されている場所も多く含まれます。全国的にも貴重なこれらの自然環境は、次世代に確実に伝えていかなければならない地域です。



燧ヶ岳（檜枝岐村）



浄土平・吾妻小富士（福島市）



田代山湿原（南会津町）

② 里地里山・田園地域

里地里山・田園地域は、奥山地域と都市地域の間位置し、田畑やコナラなどの二次林（雑木林・薪炭林）、人工林、半自然草地（茅場等）、牧草地、ため池などが立地環境に応じて混在する地域です。福島市小鳥の森や逢瀬公園のコナラ二次林、スギの人工林、水石山のススキ草原、中山風穴、南湖公園、ビャッコイ生育地などが該当します。

長い歴史の中で自然に対する人間の様々な働きかけを通じて、生態系が形成されてきた地域であり、例えば、二次林は原木しいたけのほだ木のための伐採、草地環境は伝統建造物の維持補修のための茅の採取や、景観やわらび園維持のための火入れや刈り取りなどの人の管理により維持されています。

そのため、里地里山の多様性を保持するためには、持続可能な農林業や観光業、地域文化の振興も必要です。さらに、イノシシやシカ、ツキノワグマなどの生きものと軋轢を生まないため、緩衝帯整備などの管理も重要となります。

また、原発事故により国から避難指示等が出され、社会活動が停滞した帰還困難区域等の里地里山では、人間の働きかけがなくなった、あるいは変化したことにより生態系に影響が出ています。



たかつえそば畑（南会津町）



スギの人工林



絶滅危惧植物 クマガイソウ自生地の保全と活用 ～福島市水原地区の事例～

1 日本最大級のクマガイソウ自生地

福島市街地の南に位置する水原地区の里山の一面に、「水原のクマガイソウ群生地」があります。開花株数が約 5,000 本の、日本最大級の自生地と考えられています※¹。また、水原のクマガイソウは遺伝的多様性が高く、種子繁殖が行われてきたことも示唆され、自生地が良好に保全されていることが遺伝的にも明らかになっています※²。

クマガイソウは、かつて里山で普通に見られた植物ですが、園芸用として非常に人気があり、盗掘などにより姿を消しました。これは、第1の危機（人間活動や開発による影響）により絶滅が危惧される植物の典型です。そのため、地元の水原の自然を守る会では、柵の設置や監視活動などの盗掘防止対策を継続的に行っています。

2 成功の鍵は里山の保全

さらにクマガイソウは、明るい林床を好む植物であるため、第1の危機だけではなく、第2の危機（人間活動の縮小による影響）にも大きな影響を受けました。里山の整備が行き届かず、実際に他県の自生地では絶滅の危機に瀕している事例もあります。

水原の自生地はスギ林の中にありますが、周囲のスギ林とは異なり、スギの生育が良くありません※³。そのため、林の中が比較的明るく保たれ、クマガイソウが生育しやすい環境が残りました。水原地区では、この環境を維持するため、下草刈りや間伐や枝打ちを行っています。そのおかげで、ホウチャクソウやヤマシャクヤクなど、クマガイソウ以外にも豊かな里山の植物と一緒に保全されています※³。

クマガイソウの花の時期には「クマガイソウの里まつり」が開かれ、この期間だけ一般公開されるクマガイソウを見ようと毎年首都圏からも多くの観光客が訪れます。地元が主体となった保全活動とともに、研究と専門知識が欠かせないこと、生物多様性の保全を地域おこしにつなげることができることなど、水原のクマガイソウ自生地の事例は、生物多様性をめぐる示唆に富んでいます。



木漏れ日の差す
水原のクマガイソウ自生地



自生地周辺の生育する里山の植物
ホウチャクソウ



絶滅危惧植物 ヤマシャクヤク

※¹ 山下由美・佐藤晃平・佐藤なつき・兼子伸吾. 2017. 日本における絶滅危惧植物クマガイソウ *Cypripedium japonicum* Thunb. (ラン科)の生育状況と葉緑体 DNA の遺伝的多様性. 分類 17: 159-166.

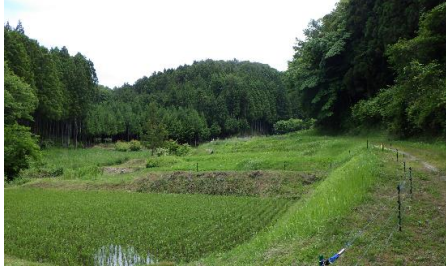
※² Yamashita, Y., N. Satoh, T. Kurosawa and S. Kaneko. 2022. Genetic diversity and structure of the endangered lady's slipper orchid *Cypripedium japonicum* Thunb. (Orchidaceae) in Japan. *Population Ecology* 65: 54-63.

※³ 黒沢高秀・清原一樹・山下由美. 2018. 福島市松川町水原クマガイソウ自生地周辺の植物相と保全に関する提言. *福島大学地域創造* 29(2): 125-145.



やつだ
谷津田の生物多様性について
～農村地域の生きものたち～

谷津田（やつだ）とは、低い丘陵地の谷にある田んぼのことを指し、福島県内でもよく見られる里山の原風景のひとつです。



田村市の谷津田、
田んぼの周囲に電気柵を設置している

谷津田は稲作のための場でありながら、たくさんの生きものが暮らしていることが調査で分かっています。NPO 法人おーでらす等が実施した田村市の谷津田における生物相調査※¹では、**603 種もの生きものが確認され、そのうち 30 種は絶滅のおそれのある種**※²でした。

しかし、多様な動植物の生育・生息場所である一方で、森林に囲まれているため、野生動物による被害を受けやすい場所でもあります。

田村市の谷津田でもイノシシによる掘り返しの被害が発生したことから、田んぼの周囲に電気柵を設置し、獣害を防ぎながら営農を続けています。谷津田のような小さな田んぼは、農業機械の導入も難しく、農業従事者の高齢化や獣害などにより、耕作放棄が懸念されています。谷津田を守ることが、生物多様性を守ることに繋がるという意識を新たな視点として持つことは、持続可能な社会を目指していく上でも重要です。



- 1 サンコウチョウ／2 トウキョウダルマガエル／3 カミヤコガシラメズムシ
4 ミズオオバコ 5 ホツモ／6 イトリゲモ／7 トリゲモ／8 サガミトリゲモ
9 アカハライモリ／10 ホトケドジョウ

※¹ 令和 2 年度～令和 3 年度に実施した生物相調査。調査対象は維管束植物、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、淡水産貝類、哺乳類、昆虫類（今野万里子、堀部良太、弦間一郎、稲葉修、平澤柱、佐藤洋司、星昇、岩崎雄輔、増淵翔太(2022)地球環境基金助成金 調査報告書）

※² 環境省「第 4 次レッドリスト」及び福島県「レッドデータブックふくしま」の掲載種

※³ 写真提供者(写真番号): 増淵翔太氏(1)、堀部良太氏(2)、平澤柱氏(3)、星昇氏(4-8)、稲葉修氏(9-10)

③ 都市地域

人間活動が集中し、野生の生きものの生息域は限られますが、県内の都市には公園や社寺林など身近に自然とふれあえる場所も多くあります。また、緑地を効果的に配置し、緑の街並みを有した住宅地もあります。緑地や都市内を流れる河川は、都市をまたいで生活する生きものたちのビオトープとしても重要です。一方で、市街地への大型哺乳類の出没が課題となっており、人と野生動物との棲み分けのための対策や出没時の迅速な対応が求められます。人の居住地に近いことから、住民一人ひとりの理解と協力が必要です。



釈迦堂川（須賀川市）

④ 沿岸域（干潟、塩性湿地、砂浜等）

沿岸域には海岸林、塩性湿地、干潟、砂浜、海崖などがみられ、海には多くの魚類や貝類などが生息し、砂浜には鳥が営巣するなど、豊かないのちを育む地域です。松川浦や鮫川河口の干潟は、水産資源として重要な魚類や底生動物の成育場であるとともに、東京湾と仙台湾の間に位置するため、関東以西の干潟と仙台湾以北の干潟をつなぐ、「底生動物の揺りかご」としてとても重要です。

一方で、県内の沿岸域は、明治時代以降、人々の生活を守るための開発工事が行われてきました。東日本大震災後の復旧工事等の影響も懸念されていますが、松川浦などの一部の場所では、復旧事業地内に保護区を設けて、ハママツナなどが生育する干潟や塩性湿地を保全するなどの対策が行われています。今後、減少した海岸の生物多様性を回復させるため、残された自然海岸環境を保全するとともに、生態系の変化を注意深く観察し、沿岸域の生態系の回復に向け、取り組んでいくことが必要となります。



東北最大級の干潟 松川浦

1 干潟ってなに？

干潟について知っていますか？干潟とは砂泥質で傾斜がとてもなだらかな海岸であり、干潮時に干上がり、満潮時には海面下に沈む環境を指します。干潟にはさまざまな貝やカニ、エビ、ゴカイなどが生息しており、潮の満ち引きがあるため、干潮時には鳥類の餌場として、また冠水時には稚魚等の生育場としても利用される、多くの生きものを支えている大切な環境です。生息する生きものたちが川や海から流れてくる有機物を利用するため、干潟には水質を浄化するはたらきもあります。

2 松川浦について

松川浦は、相馬市の東部にある福島県唯一の潟湖（せきこ・かたこ）であり、県立自然公園に指定されています。面積は646ヘクタール、最大水深4mと浅い潟湖です。松川浦の干潟には貝やカニ、エビなどの生きものが数多く生息しており、2021年度の環境省によるモニタリング調査^{※1}では、松川浦内に設置した2箇所の調査地全体で**123種もの底生動物**^{※2}が確認されています。松川浦は平成23年の東日本大震災で津波による被害を受け、生きものにも大きな影響がありましたが、年々回復し、現在は震災前よりも高い多様性を維持していると考えられています^{※1}。

干潟がそこにあることによって、私たちは多くの恩恵（生態系サービス）を受けています。松川浦は多様な生物を育み、アサリやヒトエグサ、カレイ類のような水産資源を供給し、水をきれいにし、釣りや潮干狩りの場としても利用されています。「松川浦の恵み」がもたらす経済的価値を試算すると、その価値は1年あたり**80億2332万円**^{※3}とも言われています。



鶴の尾岬から見た松川浦（上）、いずれも希少種のフトヘナタリ（下左）、ツバサゴカイの棲管（下中）およびマツカワウラカワザンショウ（下右）。撮影：国環研企画部広報室、金谷弦。

※1 環境省（2022）2021年度モニタリングサイト1000磯・干潟調査報告書。環境省自然環境局生物多様性センター、p.192
※2 底生動物とは、水域に生息する動物のうち、主に、水底を構成する土砂や岩などを生息の基盤として利用するものの総称であり、ペンタス（ギリシャ語で海底を意味する）とも呼ばれています。
※3 金谷弦（2016）干潟のめぐみとその経済価値評価。水環境学会誌 39：135-140

⑤ 河川・湖沼・湿原地域

水は、私たちを含めた生きものにとって欠かすことができないもので、生物多様性の重要な基盤サービスを提供しています。海へと注いでいく過程で多様な生命を育み、大地に豊かな実りを与えています。一方で、いろいろな物質の流入・蓄積も大きいため、本来の自然を維持するための管理が必要です。本県は、一級河川の阿武隈川、阿賀野川、久慈川、那珂川の4つの水系があるほか、阿武隈高地から太平洋に流れる二級河川の水系を含め500の河川（一級、二級河川の合計）が流れています。

また、尾瀬や裏磐梯湖沼群などは、本県特有の多彩で豊かな水辺空間をつくりあげています。



阿武隈川（西郷村）



五色沼湖沼群（北塩原村）

2 現状（4つの危機と東日本大震災の影響）

多様な生態系は、たくさんの生きものにより構成されています。しかし、様々な環境の変化などにより、絶滅が心配される種も少なくありません。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、私たちの暮らしは、たくさんの生きものたちに支えられています。しかし、本県においても様々な危機がからみあい、豊かな生物多様性が脅かされています。これらの危機は、4つの危機（開発など人間活動による危機、人間活動の縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に類型化されています。本県では、さらに東日本大震災の影響による危機も生じています。

【「レッドデータブックふくしま」からみた野生動植物】

本県では、絶滅のおそれがある動植物の現状を把握するため、平成13～14年度に「レッドデータブックふくしま」を作成し、さらに、その後、「ふくしまレッドリスト」の策定及び更新を行い、動物・植物あわせて1,391種を掲載しています。そのうち、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）は675種で、その内訳は、植物がビャッコイなど544種、昆虫類がヒヌマイトトンボなど49種、鳥類がコアジサシなど40種、魚類がゼニタナゴなど21種、両生・爬虫類がイワキサシショウウオなど2種、哺乳類がヤマコウモリなど2種となっています。

「ふくしまレッドリスト」掲載種（2021年版）

分類群 カテゴリー	植物		動物									合計	
	コケ植物	維管束植物	昆虫類	鳥類	淡水魚類	両生類	爬虫類	哺乳類	淡水性甲殻類	菌類	淡水性二枚貝		
絶滅	0	17	8	1	0	0	0	2	0	0	0	28	
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
絶滅のおそれのある種	絶滅危惧Ⅰ類	ⅠA類	24 ^{※2}	23 ^{※2}	4	1 ^{※2}	0 ^{※2}	1 ^{※2}	0	7 ^{※2}	1	147	376 ^{※2}
		12			0				0		147		
	絶滅危惧Ⅱ類	24	217	25	17	5	1	0	1	0	7	2	299
準絶滅危惧	18	191	53	39	3	9	7	0	0	31	0	351	
希少	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	
注意	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
未評価	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	
情報不足	-	111	83	15	9	0	1	17	2	48	3	289	
合計	116	813	193	95	33	11	8	21	2	93	6	1391	

※1 コケ植物については改訂していないため、旧カテゴリーで掲載している。

※2 定量的要件による評価が可能となるようなデータが得られないことから、定性的要件によるカテゴリー区分に従って、絶滅危惧Ⅰ類をⅠA類とⅠB類に分けていない。

① 植物

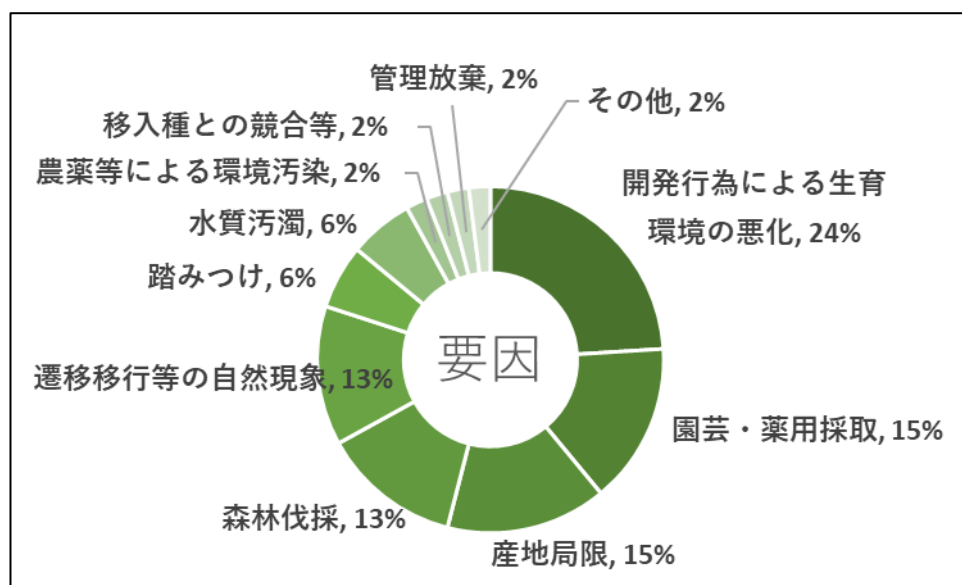
本県に生育している植物は、種の数が多く、生育環境も多様であることから、生育数の減少要因も多岐にわたっています。

「レッドデータブックふくしま」を基にした分析によれば、最大の要因は、開発行為による生育環境の直接的な改変です。人口増加や高度経済成長に伴い、生態系への配慮が不十分なまま開発が行われてきたことにより、生育基盤は失われてきました。

また、ラン科の植物に代表される過剰な採取圧も大きな要因となっています。採取圧による減少は、高山性の植物のように特殊な環境に生育する植物のみならず、エビネやコアツモリソウなどの野生ランにも多くみられ、既存の採取規制などがない身近な雑木林で、多くの植物が過剰な採取圧にさらされている状況にあります。また、そのほかには農薬などによる水質悪化も減少の要因となっています。

また、県内での生育記録は残っているものの、その後の人的影響によって生育環境を失い、絶滅したとみられる植物が7種挙げられています。

植物（絶滅危惧種）の生育に影響を与えている要因



（「レッドデータブックふくしま」より）

② 動物

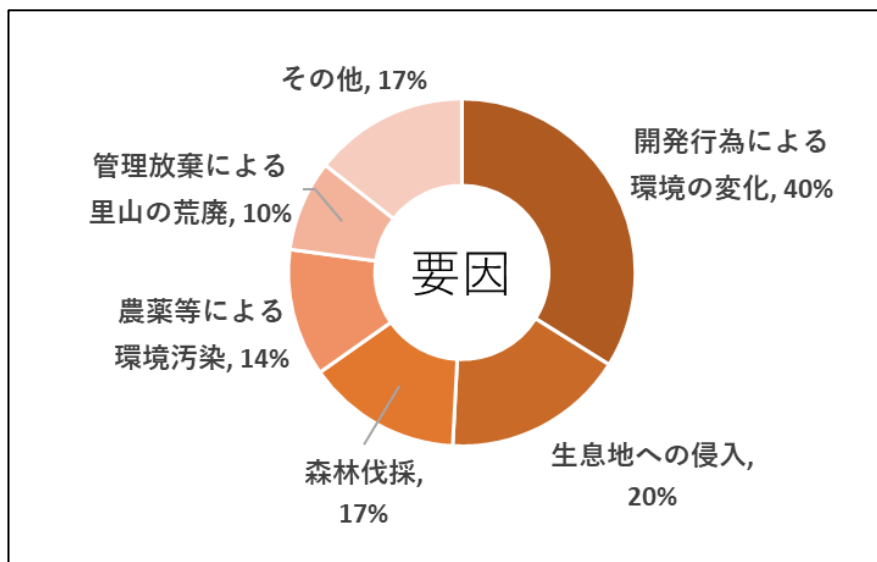
動物（哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、淡水魚類、昆虫類）では、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類＋Ⅱ類）として計 57 種が選定されていますが、そのうち鳥類（25 種）と、昆虫類（24 種）の減少要因は以下のとおりです。

[鳥類]

鳥類は、多くの種が餌場、営巣地となる森林に生息しており、特に猛禽類などの大型の鳥類は行動圏が極めて大きく、広大な森林が生息環境として必要です。そのような生息地を破壊する開発行為や無秩序な森林の伐採が最も大きい要因となっています。

一方、里山などは管理放棄により荒廃し、鳥類の生息環境として適さない地域が増加しています。海岸沿いの砂浜などで繁殖する鳥類では、繁殖地への車の乗り入れなどが要因となっています。

鳥類（絶滅危惧種）の生息に影響を与えている要因



（「レッドデータブックふくしま」より）



クマタカ（絶滅危惧Ⅰ類）

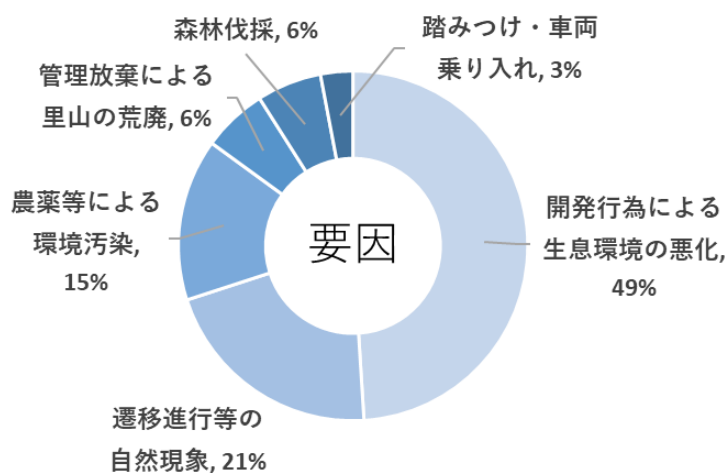


サシバ（準絶滅危惧種）

〔昆虫類〕

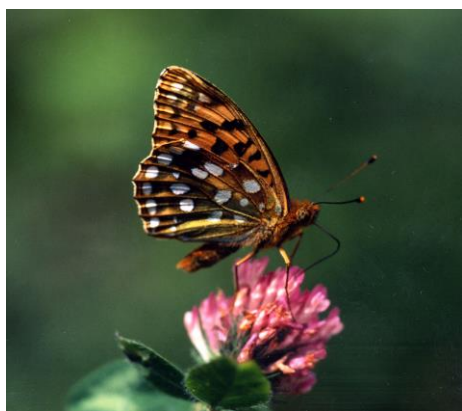
「レッドデータブックふくしま」では、昆虫類の調査対象をトンボ目、カメムシ目（タガメなどの水棲昆虫類）、コウチュウ目、およびチョウ目の4分類群に絞っています。これらの分類群に属する種の主な生息地が、森林、草地、池沼などであり、生息数の減少要因としては開発行為による生息環境の改変が4割を占めています。

また、河川、湖沼などの水環境に生息する種にとっては、開発行為などによる地形の改変のほか、化学物質などによる水質の汚濁が生息を脅かす大きな要因となっています。水は野生動植物の生息・生育空間となるほか、形を変えて絶え間なく循環することにより様々な物質を運搬することから、生物多様性に対する影響は大きく、水環境の適切な保全は重要な課題です。



昆虫類（絶滅危惧種）の生息に影響を与えている要因

（「レッドデータブックふくしま」より）



ギンボシヒョウモン
（絶滅危惧Ⅱ類）



ヒヤマイトトンボ
（絶滅危惧Ⅰ類）

(1) 人間活動や開発による影響（第1の危機）

第1の危機は、開発や乱獲などの人間活動が、生息地・生育地の消失や特定の種類の過剰な採取などにより、生物多様性に与えた大きな負の影響による危機です。

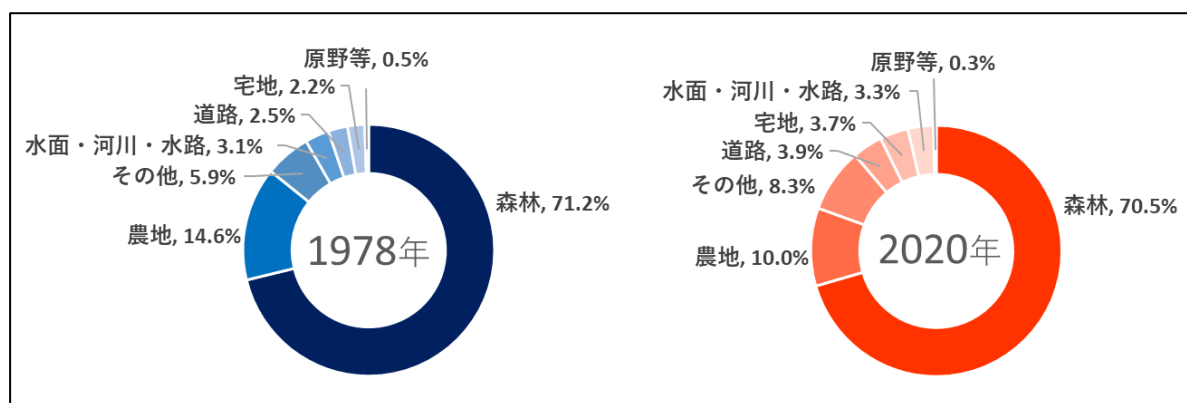
県内に多数存在した浦は、松川浦を除き、すべて明治時代以降に干拓されて消失し、そこにあった干潟、塩性湿地などの環境も失われました。ヒヌマイトトンボ、ハマサジ、ハマツナなど塩性湿地の動植物多くが絶滅危惧種に指定されています。

クマガイソウやエビネなど、かつて里山に普通に見られたラン科植物が、園芸用採取によって減少し、現在は絶滅危惧種に指定されています。

【土地利用】

昭和50年代初めから令和2年までの約40年間をみると、都市化が進み、大規模開発等による森林や農用地面積の減少や、道路や宅地のような都市的土地利用への推移が多くみられました。

福島県土地利用の現況



(福島県復興・総合計画課「土地利用現況調査」より)

(2) 人間活動の縮小による影響（第2の危機）

第2の危機は、里地里山の伐採利用の減少やため池や茅場等の管理放棄など、人間による利用・管理が減少することにより、生態系のバランスが崩れ、種の絶滅や生育・生息地の減少が生じる危機です。

田畑などの農用地や里山などの自然環境は、長い歴史の中で、農林業など人との関わりの中で維持され、原始的な自然とは異なる生態系を形成し、様々な動植物が豊かな多様性を織り成す状態がつくられてきました。

例えば、稲作により水田やため池にはカエルやアメンボなどの生きものが息づき、森林の間伐や枝打ちにより森林の中には太陽の光が十分に行き届いていました。しかし、現在、県土の8割を占める過疎・中山間地域では、人口減少と高齢化がすすんでおり、人間の働きかけが弱くなったことで、明るい林床を好むクマガイソウやため池に生息するゲンゴロウなどのように、減少している種もあります。

また、昭和の中期頃までは、茅葺き屋根や飼い葉、緑肥などのための茅場や森林伐採跡地など里地周辺には広大な半自然草地在り広がっていましたが、その多くは、管理放棄や植林等により森林環境に変化しました。現在、希少種保全、観光、わらび園等特別な目的で火入れや草刈りが行われている場所以外に半自然草地はほとんど残っていません。オキナグサやキキョウなど、そこに生息・生育している動植物の多くが絶滅危惧種に指定されています。



草地環境が維持されている高清水自然公園のひめさゆり群生地

本県の令和2年の基幹的農業従事者は5万1,599人となっており、5年前より1万3,477人（20%）減少しています。そのうち65歳以上の割合は3万8,596人と、全体の74%を占めています。このため、水路・ため池の維持管理が十分にできなくなったり、耕作放棄地が増加したりするなど、人間による働きかけが縮小しています。

本県の基幹的農業従事者（個人経営体）

（単位：人、％）

	平成2 (1990)	7 (1995)	平成12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	27 (2015)	令和2 (2020)
基幹的農業従事者数	117,524	89,499	89,114	89,377	81,778	65,076	51,599
（内65歳以上）	(26,260)	(33,087)	(46,397)	(53,397)	(51,246)	(44,143)	(38,596)
（同上割合）	(22)	(36)	(52)	(59)	(62)	(67)	(74)

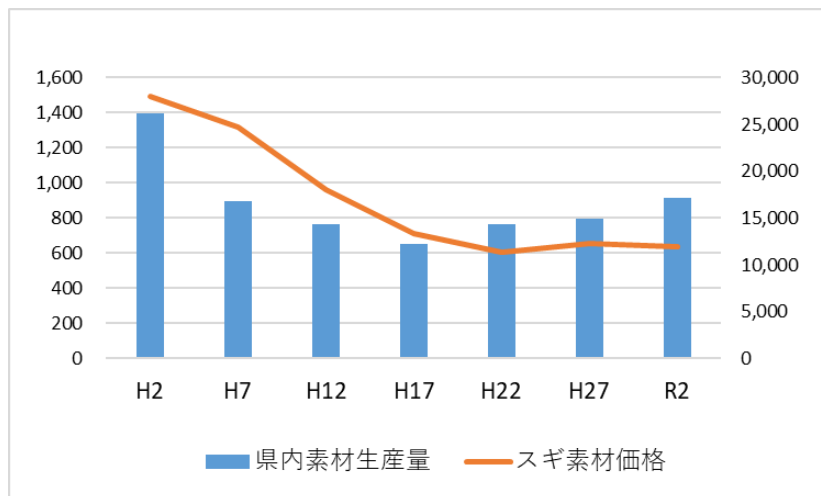
（資料：農林水産省「農林業センサス」）

外材の輸入による木材価格の低下などにより、林業生産活動が停滞しており、木材(素材)生産量や造林面積が減少しています。それに伴い、間伐などが不十分な森林が増えるとともに、オオタカ等の猛禽類が常時採餌しやすい低木林等の開けた環境が以前より少なくなっています。

また、電気やガスの普及により、薪や木炭の自家消費や売買がほとんどなくなり、里山の薪炭林(薪及び木炭の原材料の生産を目的とする森林)としての経済的な価値が失われてしまいました。

さらに、化学肥料の普及により、堆肥づくりのための落ち葉集めなども減っています。

県内の素材生産量とスギ素材価格(30年間の推移)

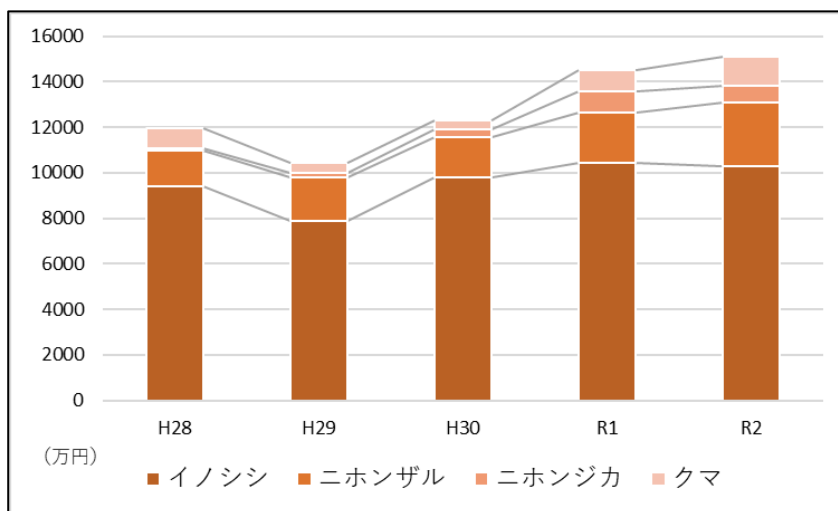


※スギ素材価格は各年1月時点の価格

(福島県林業振興課)

手入れ不足の里山林や荒廃農地は、イノシシやニホンザルなどの格好の生息地となります。その結果、分布域が拡大し、農林業等への被害が増加しています。

獣類別農業被害額の推移(過去5年)



(県病害虫防除所集計値)



県内に残る貴重な半自然草地

～水石山、ひめさゆり群生地、藤生わらび園～



1 半自然草地と草原生生物の危機

日本にある草原のほとんどは、火入れや草刈り、放牧など人為的な影響によって維持されており、半自然草地と呼ばれます。かつて茅場、採草地、放牧地として使われ、国土の1割を超えていた半自然草地は、1960年代以降の利用機会の減少に伴い管理が放棄され、近年では国土の1%程度になってしまいました^{※1}。県内でも、郡山市・須賀川市の宇津峰山は放置あるいは植林されて森林に、田村市の仙台平はカルスト台地ごと埋め立てられて牧草地になり、草地生植物のほとんどが失われました^{※2}。現在、草原生植物の多くが絶滅危惧種に指定されています^{※2}。

2 県内に残る半自然草地

そのような中、県内にも半自然草地が残っている場所があります。いわき市水石山の山頂部にある水石山公園は、春の火入れにより維持され、観光・レジャーの場として利用されています^{※3}。喜多方市熱塩加納町のひめさゆり群生地では、ヒメサユリの保全のために草刈りにより草地を維持しています。花の時期にひめさゆり祭を開催し、毎年多くの観光客が訪れます^{※3,4}。下郷町大内宿でも、茅葺き屋根材用に茅場を整備しています^{※3}。

3 全国的にも貴重な苧安茅場

全国に残る茅場のほとんどはススキ草地です。県内には、全国的にも数少ない貴重な苧安草場が残っています。「天空のひめさゆり」で知られる南会津町高清水自然公園のひめさゆり群生地では、かつての苧安の茅場を火入れや草刈りにより維持して、ヒメサユリの保全を行っています^{※5,6}。この群生地は、奥会津地方の観光名所の一つになっています。

南会津町藤生の藤生わらび園は、現存する日本最大級の苧安の茅場です。火入れにより維持され、観光わらび園として利用されています^{※6}。地区総出の火入れは「藤生鉢山の山焼き」として南会津町の重要無形民俗文化財になっています。

昭和村では、伝統的方法で苧麻（からむし）を栽培するために必要な苧安を得るため、大芦地区にコガヤ刈場を再生しました^{※6}。この苧安は、芽出しの時期に、芽を揃え、灰を肥料とするために行う苧麻焼きと呼ばれる畑焼きに使われます^{※7}。



いわき市水石山公園のススキ草原と草地生のアヤメ群落



南会津町高清水自然公園のひめさゆり群生地



藤生わらび園に広がる苧安草原

※1 小椋純一, 2006. 日本の草地面積の変遷. 京都精華大学紀要 30: 159-172.

※2 黒沢高秀・山下由美・根本秀一・環境省第3次レッドリスト見直しのための調査福島県調査員, 2013. 福島県内の希少植物42種類の現状とレッドリストカテゴリー. 福島大学地域創造 24(2): 96-108.

※3 薄井創太・黒沢高秀, 2019. 福島県内に現存している半自然草地の現状と特徴. 福島大学地域創造 30(2): 111-121.

※4 猪瀬礼瑠菜・兼子伸吾・黒沢高秀, 2015. 福島県喜多方市ひめさゆりの丘の植物相と絶滅危惧植物の現状. 福島大学地域創造 26(2): 124-141

※5 薄井創太・黒沢高秀, 2017. 苧安の茅場が残る福島県南会津町高清水自然公園ひめさゆり群生地の植物相と植生. 福島大学地域創造 29(1): 81-102.

※6 薄井創太・黒沢高秀, 2018. 残存する苧安の半自然草地の全国的な現状. 福島大学地域創造 30(1): 137-154.

※7 菅家博昭, 2011. カラムン栽培におけるコガヤの重要性. 平田尚子, 昭和村のからむしはなぜ美しい からむし畑, pp. 19-21. からむし芸芸博物館, 昭和.

(3) 人間により持ち込まれたものによる影響（第3の危機）

第3の危機は、外来種や化学物質など人間活動によって環境にもたらされたものが、生態系に影響をおよぼすことによる危機です。

農薬や化学肥料の使用は、農業における防虫や除草などの手間を減らし、作物の病気を防ぎ、収量の増加をもたらしました。一方で、除草剤などにより、ミズアオイなど水田生物の一部は絶滅が危惧されるようになりました。

人間活動によって国外や国内の他地域から導入された外来種は、作物、水産資源、園芸植物、ペットなどとして人の生活を豊かにすることに貢献しました。一方で、一部の外来種が、在来の生態系や生きものに対して大きな脅威となっています。そのような生物を「侵略的外来種」と呼びます。

侵略的外来種のうち、156種類を国は「特定外来生物」として指定し、防除に努めています。また、国は、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある特定外来生物を含む外来種を「生態系被害防止外来種リスト」としてまとめました。

県内では外来種が641種類確認されています。（うち植物481種類、昆虫75種類、鳥類9種類、淡水魚類49種類、両生類1種類、爬虫類5種類、哺乳類4種類、昆虫以外の無脊椎動物17種類） ※令和5年3月現在

① 植物 ・ ・ ふくしまブルーリスト掲載種数 481種類

植物では、県内各地で侵略的外来種である植物が繁茂し、生態系や農林水産業に被害を及ぼしています。阿武隈川などの河川敷では、アレチウリ、ハリエンジュ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウなど、外来種が優占する群落は既に大きな面積を占めています。アレチウリは河川敷以外でも、道路や鉄道の法面、林縁、休耕地などを覆い尽くし、景観を一変させています。里地や里山の各地ではオオハンゴンソウが群落を形成しており、裏磐梯などの自然環境保全上の重要地域に侵入し、在来植物の生育を脅かしています。水生植物のコカナダモは尾瀬沼、猪苗代湖、裏磐梯湖沼群など、県内を代表する景観上重要な湖沼で繁茂し、景観の悪化やボート利用の阻害などの被害が出ています。里地の水辺ではキショウブが繁茂し、猪苗代湖、裏磐梯湖沼群などの観光地や、中村城、南湖などの史跡の景観にも影響を与えています。裏磐梯のいくつかの湖沼、南湖などでは、人為的に導入された園芸スイレンが爆発的に増えて、制御が難しくなっています。磐梯山の高山帯では、バンダイクワガタなどの貴重な高山植物群落にコウリタンポポが侵入し、一面に広がって、オレンジ色の絨毯のようになっています。

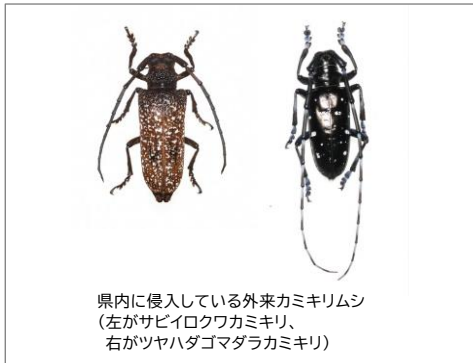


オオハンゴンソウ
(環境省提供)

② 動物 ・ ・ ふくしまブルーリスト掲載種数 160 種類

昆虫については、外来カミキリムシの街路樹等への被害が広がっています。特に問題となっているのがツヤハダゴマダラカミキリとサビイロクワカミキリの2種であり、どちらも幼虫が樹木の内部を食い荒らすため、被害が進行すると落枝や倒木の恐れがあります。

ツヤハダゴマダラカミキリは、県内の広範囲でトチノキやカツラなどの被害が確認されています。また、本県が国内初確認であるサビイロクワカミキリについては、中通りを中心に、イヌエンジュなどの被害が確認されています。



サビイロクワカミキリの被害を受けた
樹木(脱出孔)

哺乳類では、県内各地で生態系被害や農作物被害などが確認されています。アライグマ（特定外来生物）については、モリアオガエル等の希少動植物が捕食されるなどの生態系被害や家屋の屋根裏等に入り込む生活被害、農作物被害などが確認されています。また、毛皮を目的として持ち込まれたアメリカミンクは、阿武隈川水系を中心に生息分布を拡大させているものと考えられており、農業被害、生活被害に加え、在来イタチへの影響も懸念されています。



アライグマ



アメリカミンク

また、県内の多くの湖沼や池、また河川や水路には、ブラックバス類（オオクチバス、コクチバス）やブルーギル、アメリカザリガニ、ウチダザリガニ等が確認されています。在来の水生生物に大きな影響を与えており、会津地方の沼ではコクチバスが侵入したことによりアカヒレタビラ（準絶滅危惧種）が見られなくなったなど生態系への影響が確認されています。



ウチダザリガニ



ブルーギル



身近な外来種

～アメリカザリガニとアカミミガメ～

アメリカザリガニとアカミミガメ（通称ミドリガメ）はペットとして飼育されるなど身近な外来種ですが、近年は水辺の在来種を捕食し、生態系を壊滅させるなど、各地で問題を起こしています。

国は、当該2種についての新たな規制（輸入、販売、放出等）を盛り込んだ「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第42号。以下「改正法」という。）を令和4年5月に成立、公布しました。

国内ではアメリカザリガニは約540万匹、アカミミガメは約160万匹飼育されていると推定されています。広くペットとして飼育されている実態から、「特定外来生物」に指定されても、個人の販売目的でない飼育や個人間の無償譲渡等は認められ、輸入や販売、放出など一部の規制が行われます。

このように、規制の一部を適用除外とする特定外来生物については、「条件付特定外来生物」と称され、令和5年6月から規制が開始される予定です。当該2種も含め、ペットを飼育している場合は、野外に放すことなく、最後まで責任を持って飼いましょう。



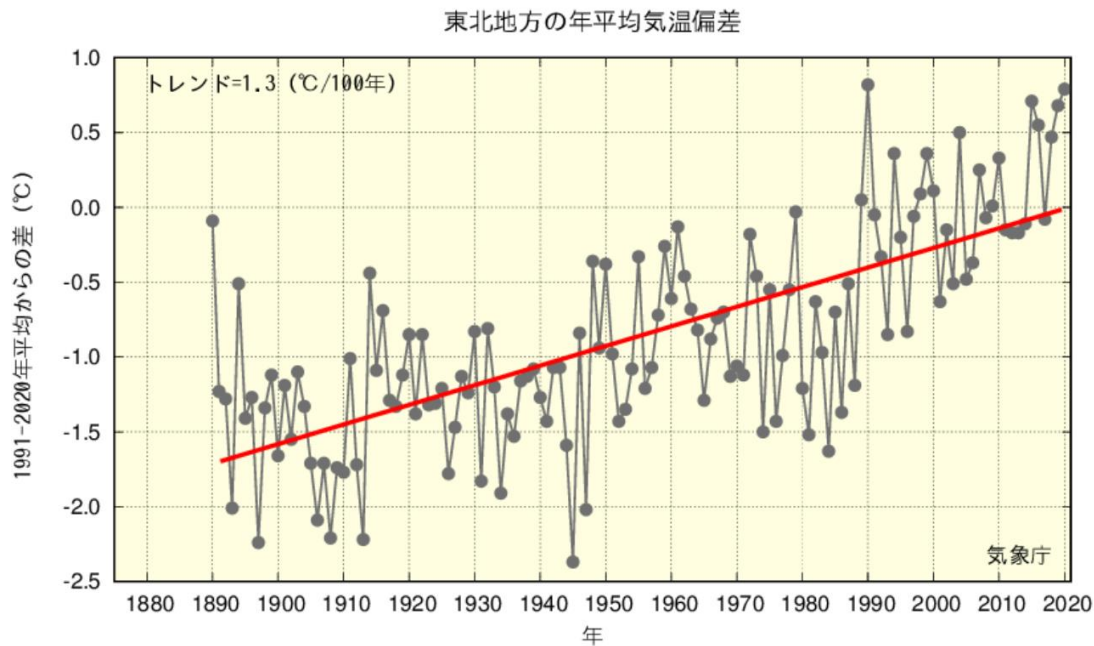
アメリカザリガニ



アカミミガメ（通称ミドリガメ）

(4) 地球環境の変化による影響（第4の危機）

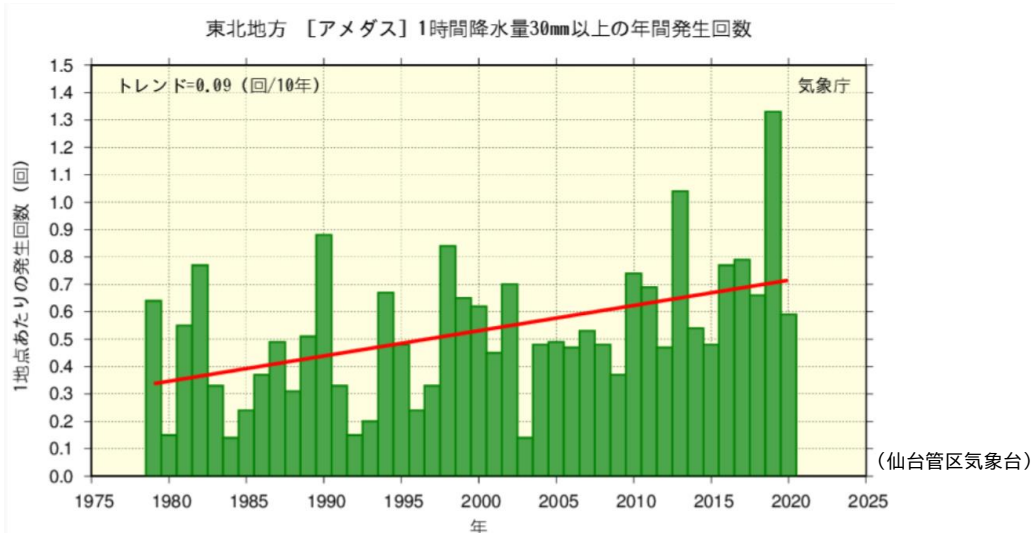
仙台管区気象台による観測では、この100年で東北地方の年平均気温は100年あたり1.3℃の割合で長期的に上昇しているとみられています。



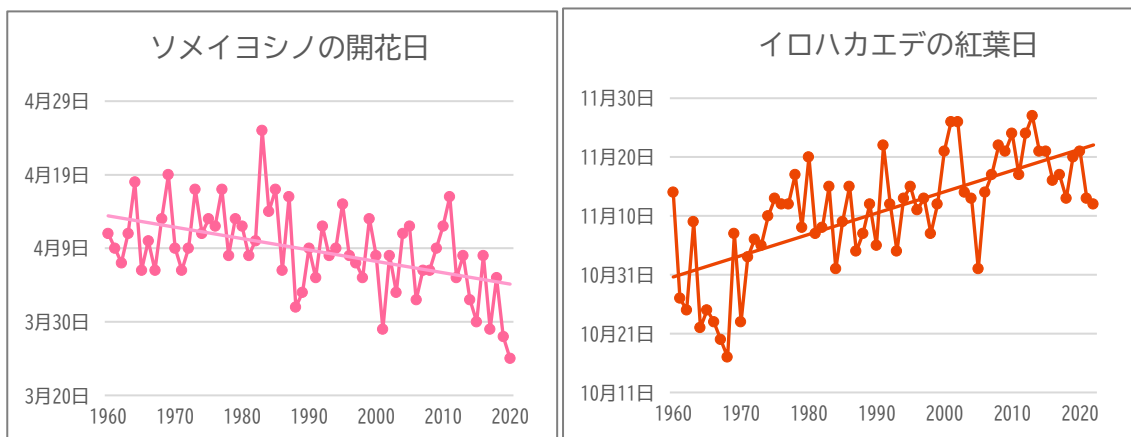
(仙台管区気象台)

降水量については、1890年から2020年までの観測データによると、東北日本海側及び東北太平洋側の年降水量には、いずれも統計的に有意な変化傾向がみられません。

一方で、短時間降雨については、東北地方では1時間に30mm以上の短時間強雨が降る回数が長期的に増加しているとみられます（下図）。



ツマグロヒョウモンやモンキアゲハ、コオロギの仲間のサトクダマキモドキなど南方系の昆虫が県内で確認されています。また、ここ 50 年で、ソメイヨシノの開花日が徐々に早くなり、カエデが紅葉した日が徐々に遅くなる傾向がみられます。



※気象庁 生物季節観測累年表（福島地点）より作成

イノシシの生息分布を制限する要因の一つには、積雪条件（積雪深や積雪日数）があると考えられています。本県では、従来、浜通りや中通り東部（阿武隈川東部）を中心にイノシシが生息していましたが、現在は、ほとんどの市町村でイノシシの生息が確認されています。こうしたイノシシの生息分布の変化には、前述の耕作放棄地の増大や放牧地及び薪炭林における手入れ放棄に加え、温暖化による積雪量の減少等が影響している可能性も指摘されています。

尾瀬地域では、ニホンジカが侵入し、貴重な植生が食害等にあっています。尾瀬地域は雪が深いため冬季は栃木県や群馬県へ移動するとされていますが、積雪量の減少等や地球温暖化に伴う暖冬傾向などにより、県内で越冬している可能性も指摘されています。また、県内では近年、尾瀬地域以外でも、分布が拡大しつつあります。

（５）東日本大震災の影響による危機

沿岸域では、大津波による大規模な攪乱や地盤降下による海水の流入や水位の上昇などが起きたことから、生態系に大きな変化が生じました。植林されたクロマツの海岸林の多くが破壊されて消失し、浦を干拓してできた水田の多くが水没しました。海岸沿いの湿地が掘り取られる、塩分濃度が変わるなどにより、これまでの生物の生育・生息基盤が損なわれた地域がありました。松川浦に生息していたヒヌマイトトンボが震災後に確認されなくなるなど、貴重な動植物で被害を受けたものがありました。

防潮堤や海岸防災林等の復旧工事により、砂浜のほか、これらの塩性湿地や湿地が埋め立てられました。海岸防災林は、防災機能を高めるために、植林するクロマツの根が深く張るよう山砂で盛土をしました。海岸の環境が大きく変化したことで、生きものや元々持っていた生態系サービスへの影響が懸念されます。

原発事故の影響による人間活動の減少は、多くの野生動植物へ影響を与えました。帰還困難区域では、人の暮らしが失われて人の影響が減少したことにより、里地里山の植生、

景観、土地利用が大きく変化しています。また、アライグマが高密度で生息する、イノシシが昼行性になるなど、動物の多様性や生態にも影響が出ています。さらに、狩猟意欲の減退、捕獲行動の制限などにより、イノシシなど狩猟鳥獣の行動範囲の拡大といった影響が発生しています。帰還困難区域をはじめ、県内各地で、これまでであった野生動物と人間の関係が崩れてきています。

帰還困難区域やその周辺の帰還が進んでいない地域では、耕作が行われないことにより、多くの田畑がセイタカアワダチソウやヤナギ類の群落に変化しています。

二次林で薪やキノコの原木に活用できないため、森林の管理ができないなど、里山にも大きな影響が出ています。

食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出されたことから、令和4年現在、ごごみ（クサソテツ）、ふきのとう（フキ）、たらのめ（タラノキ）などの山菜やまいたけ、なめこなどの野生きのこ、イノシシなどの野生鳥獣の肉等について、国より出荷制限が課され、現在（令和4年3月）においても一部の地域で続いています。



海岸防災施設整備と生物多様性保全の両立

1 被災地各地で行われた生物多様性保全の試み

2011年3月の東日本大震災以降、津波被災地では、復興・再生に向けて大規模な防災施設が迅速に整備されました。一方で、埋め立てなどにより、元の多様な環境から画一的な環境へ変わり、既存の生きものが失われるなど生物多様性への影響が懸念されています。

そのような中、地域住民や研究者の求めにより、海岸環境を守るための防災施設復旧の取りやめ（宮城県気仙沼市など）、砂浜や干潟を守るための防潮堤の引堤（岩手県大槌町など）、山砂盛土をしない保護区の設置（宮城県仙台市など）、事業後の干潟や塩性湿地の復元（福島県新地町など）、防潮堤の覆砂（宮城県仙台市）など、被災地の各地で復旧事業・復興事業と生物多様性保全の両立の試みが行われました^{※1,2,3}。

2 松川浦の保護区

福島県では、原発事故も重なり、より困難な中での復旧となったこともあり、海岸防災施設整備と生物多様性保全の両立の試みは他県と比べて多くありません^{※3}。そのような中、松川浦には比較的大きな保護区が、他県の試みに先駆けて2013年に設置されました。松川浦は県立自然公園の特別地域でしたが、他と同様な防災施設の整備が計画され、大洲は全面的に山砂で盛土をして海岸防災林にする予定でした。しかし、事業地で多数の絶滅危惧種の生息・生育が確認されたことから、計画を変更して一部の干潟や塩性湿地を盛土せず、保護区として残しました。また、保全のために汽水を導入するための水路も整備されました。

復旧事業後に自然再生をした部分なども含めて、現在保護区は10ha以上に達し、干潟や塩性湿地などが広がりハマサジ、マルミノシバナなど海岸の絶滅危惧種が生育する貴重な場所になっています^{※4,5}。保護区は、相馬市大浜・芹谷地、南相馬市三軒屋・雫などにも設けられています^{※1,5}。



絶滅危惧種のハマサジの群落が広がる干潟の保護区



復旧事業後に再生した塩性湿地



再生した塩性湿地に生育するマルミノシバナ

※1 黒沢高秀, 2020. 東日本大震災の福島県内津波被災地で行われている復旧・復興事業と生物多様性保全の取り組み. 福島大学地域創造 31(2): 87-97.

※2 Kurosawa, T. 2021. Facility against tsunamis and green infrastructure: A case study of post-disaster reconstruction after the Great East Japan Earthquake. Coastal Engineering Journal 63: 200-215.

※3 黒沢高秀・岡浩平・松島肇・平吹喜彦, 2023. 宮城県内の東日本大震災津波被災地で行われた海岸防災施設の復旧事業における生物多様性保全に関する事業や取り組み. 応用生態工学 (印刷中).

※4 渡邊祐紀・黒沢高秀, 2015. 東日本大震災により福島県相馬市松川浦に生じた干潟や塩性湿地に設けられた保護区の植物相および植生. 福島大学地域創造 27(1): 67-92.

※5 曲淵詩織・渡邊祐紀・黒沢高秀, 2017. 東日本大震災の復旧事業の際に生物多様性の保全のために福島県北部の海岸に設置された保護区の植物相と植生. 福島大学地域創造 29(1): 103-142.

第3章

「ふくしま生物多様性推進計画」改定の経緯・背景

1 生物多様性をめぐる世界や国の動向

■生物多様性条約採択と COP10 開催

私たち人間は、たくさんの生きものたちに支えられている一方で、たくさんの生きものたちを危機的状況に陥らせ、その状態が今も続いています。

このため、平成4年（1992年）、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして「生物多様性条約」が採択されました。

そして、平成22年（2010年）10月には、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、2020（令和2）年までに目指す短期目標と愛知目標（20の個別目標）を示した「戦略計画 2011-2020」が採択されました。

■愛知目標の評価と課題

生物多様性とその恵みの現状を地球規模で評価した、重要な報告書が2つ公表されています。それが、令和元年（2019年）に生物多様性及び生態系サービス（IPBES）から発表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」と、令和2年（2020年）に生物多様性条約事務局から発表された「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」です。どちらの報告書からいえることは、生物多様性とその恵みを保全するための取組が世界各地で進められているにもかかわらず、生物多様性は未だ低下の一途をたどっているということです。GB05では、愛知目標の20の目標のうち、6つの目標は「部分的に達成」と評価されたものの、完全に達成できた項目は一つもないという厳しい結果が報告されています。どちらの報告書においても、現状のまま・今までどおりのシナリオのままでは、生物多様性とそれがもたらすサービスは低下し続け、持続可能な社会の実現は達成できないと予測されています。

■昆明・モンテリオール生物多様性枠組

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部が開催され、「生物多様性戦略計画 2011-2020 と愛知目標」の後継となる「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを目指し、4つのゴール（状態目標）と23のターゲット（行動目標）が決められました。2030年までに、陸域・内陸水域と沿岸域・海域の少なくとも30%が効果的に保全・管理されること（30by30：目標3）や、劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生が行われること（目標2）などを含む、生物多様性の保全・持続可能な利用・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正衡平な配分（ABS）に関する目標が定められました。

■生物多様性国家戦略

日本では、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現するために生物多様性基本法が平成20（2008）年に施行されました。この法律に基づいて、国は生物多様性国家戦略を策定しています。

<生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要>

○2050年ビジョン「自然と共生する社会」

○2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ※（自然再興）の実現

○5つの基本戦略と行動目標

①生態系の健全性の回復
30by30 目標の達成、自然再生、汚染・外来種対策、希少種保全等
②自然を活用した社会課題の解決（NbS）
自然活用地域づくり、鳥獣との軋轢緩和、再生可能エネルギーにおける配慮等
③ネイチャーポジティブ経済の実現
企業による情報開示等の促進、技術・サービス支援、有機農業の推進等
④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
環境教育の推進、ふれあい機会の増加、行動変容、食品ロス半減等
⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進
基礎調査、データツールの提供、計画策定支援、国際協力等

※ネイチャーポジティブについて

ネイチャーポジティブとは「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と生物多様性国家戦略で定義されています。

昆明・モントリオール生物多様性枠組においても、自然と共生する世界の実現に向けて、「必要な実施可能な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という、いわゆるネイチャーポジティブが掲げられています。



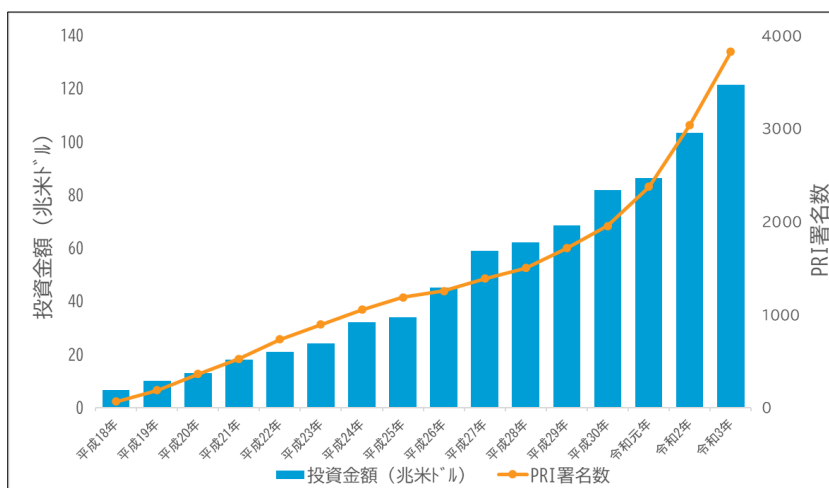
ESG 投資について

近年、企業経営の持続可能性を考慮することで投資リスクを軽減する ESG 投資が広がっています。生物多様性国家戦略においても、ネイチャーポジティブ経済の実現に向け、ESG 投資を推進しています。

ESG 投資とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) という非財務情報を考慮して行う投資を指します。

例えば、諸外国においては、地球温暖化の原因となる CO₂ を大量に排出する石炭火力発電所の建設が中止となる事例なども出ているほか、生物多様性に与える影響を評価して投資する動きも始まっています。

下図のとおり、ESG 投資に賛同する投資家は年々増加しており、日本においてもこの流れが進んでいます。今後、自然環境に配慮又は貢献する取組がより一層評価される時代に変化していきます。



責任投資原則 (PRI9) に基づく ESG 投資の成長

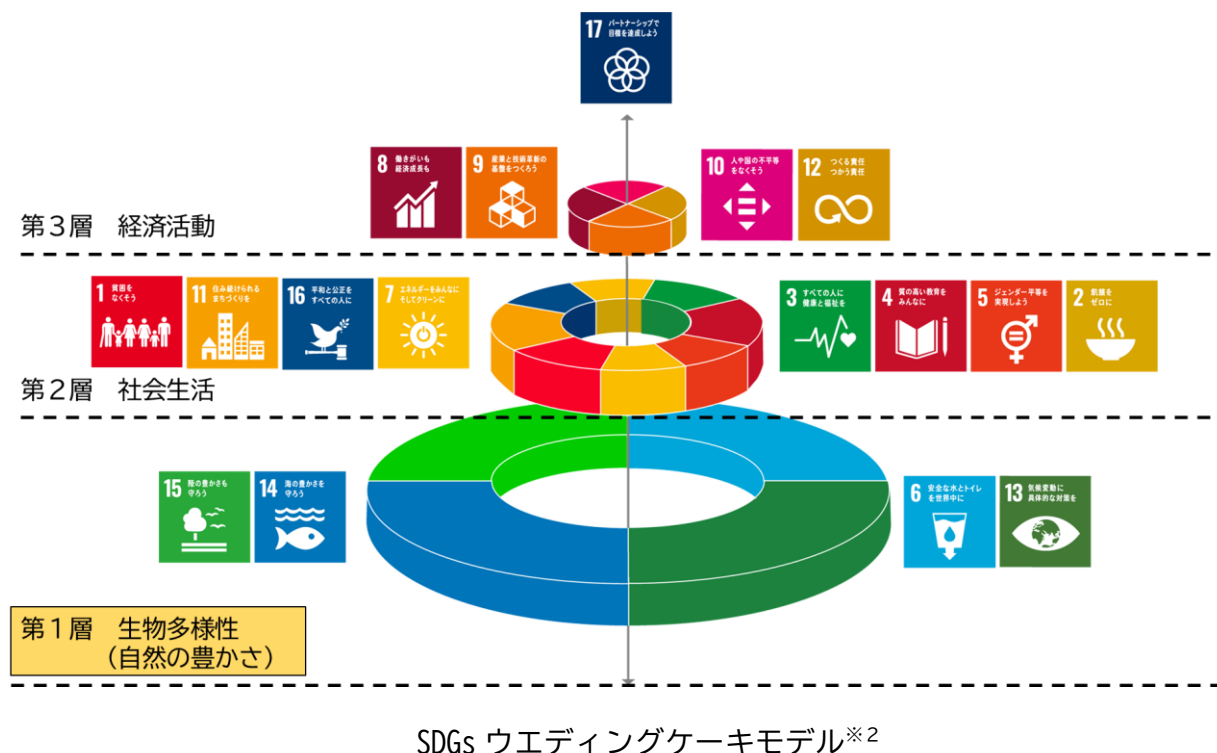
(出典: PRI ウェブサイト)

2 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年までの国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念として、先進国、発展途上国を問わず全ての国が取り組む普遍性が特徴です。

IPBESは、SDGsの17の目標のうち、現在の生物多様性の劣化が、飢餓や健康、気候変動など他の多くの分野における目標達成を妨げていると指摘しています※1。「SDGs ウエディングケーキモデル」は、SDGsの概念を表す構造モデルで、自然の豊かさを示す生物多様性が、人々の生活や経済活動を下支えしていることを端的に示しています。

このように、生物多様性は私たちの生活に深く関係することから、経済や社会生活の課題を解決するにも、基盤となる生物多様性の課題をあわせて様々な課題をともに解決していく視点が重要です。



※1 IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約（2020年3月 環境省）

※2 スウェーデンにあるレジリエンス研究所の所長ヨハン・ロックストローム博士が考案した“SDGsの概念”を表す構造モデル。SDGsの17目標はそれぞれ大きく3つの階層から成り、それらが密接に関わっていることを、ウェディングケーキの形になぞらえて表している。

3 福島県の動向と計画策定の経緯

■レッドデータブック・レッドリストの策定・改訂、条例の制定

本県では、県内の希少な野生動植物の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度などについての評価を行い、平成14年（2002年）～15年（2003年）に「レッドデータブックふくしま」を刊行しました。掲載種は1,024種（植物、昆虫類、鳥類、淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）にのぼり、野生動植物に必要な保護施策を進めるうえで、基礎的な資料となっています。

さらに、「レッドデータブックふくしま」の成果をもとに、県内の希少な野生動植物を保護し、生物多様性が保持された豊かな自然環境を保全することを目的として、平成16年（2004年）に「福島県野生動植物の保護に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定しました。この条例に基づき、特に保護を図る必要があるものを「特定希少野生動植物」として指定し、採取等の規制を行っています。

また、レッドデータブック策定後は、絶滅のおそれのある種をリスト化した「ふくしまレッドリスト」を作成し、経済・社会活動の急激な拡大や東日本大震災の影響などを反映するため、平成25年度から平成28年度にかけて見直し調査を実施し、改訂を行いました。その後、平成29年～令和3年度の間には新たな分類群の追加（冬虫夏草、淡水性二枚貝類）やカテゴリーの変更など、毎年改訂を行っています。

■生物多様性推進計画の策定

「生物多様性基本法」において、地方自治体が「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」を策定することが努力義務として規定されたことを受け、「生物多様性国家戦略2010」やCOP10における「愛知目標」を踏まえて、平成23年3月に策定しました。

■東日本大震災の発生と改定について

東日本大震災は、多くの人命や財産を奪い、県土の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えました。また、放射性物質の影響や帰還困難区域等における人の活動の低下による影響が懸念されました。これらのことから、平成25年度に、東日本大震災の状況を踏まえた内容で改定することにしました。

4 前計画（平成23年度～令和4年度）における行動計画の点検結果について

■点検結果概要

前計画の指標目標値に対して60%以上達成となった項目が全体26個のうち15個（全体の約7割）でした。なお、各項目の指標目標値の達成状況については、関連資料（P144）のとおりです。

■主な取組結果

1 生物多様性の保全

○ 自然環境保全地域や自然公園等の重要保全地域等について

各種法令、条例に基づき適切な規制、指導を行いました。また、「ふくしまグリーン復興構想」を環境省と共同で策定し、自然公園の利活用を促進しました。今後は、これまでの取組をさらに推進していくとともに、自然環境保全地域や自然公園等の重要保全地域について、現況調査を行い、それを踏まえた保全活動を計画的に進めていくことが必要です。

○ 県内に生息する希少生物をまとめた「ふくしまレッドリスト」について

「野生動植物保護アドバイザー」等の情報提供をもとに、絶滅危惧種等をまとめた「ふくしまレッドリスト」の見直しを毎年行うとともに、リストを活用して開発行為者が環境配慮に取り組む仕組みを定着させることができました。今後は環境配慮に取り組む主体をさらに広げること、絶滅のおそれが特に高いものに対して積極的な保全対策を行うことなど、リストを活用して絶滅のおそれを実質的に減らす取組を行うことが課題となります。

○ 外来種対策について

特定外来生物について県民に啓発するとともに、アライグマやアメリカミンクの駆除に取り組む市町村を支援する等、外来種対策を推進しました。引き続き、多くの外来種の県内への侵入がみられていることから、外来種の生息状況や被害状況の把握を行うとともに、優先順位をつけながら対策に取り組むことが必要になります。

○ 地球温暖化対策について

再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組んできました。令和3年2月には「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指していることから、引き続き、再生可能エネルギーの導入を図るとともに、自然環境保全との両立を図ることが必要になります。

○ ニホンジカによる植生被害等の防止について

「ニホンジカ管理計画」に基づき捕獲や被害防除対策に取り組んできました。依然としてニホンジカの生息域は拡大傾向にあることから、さらなる捕獲体制の強化や防除対策が必要になっています。

2 生物多様性の恵みの持続的な利用

○ 環境に配慮した農業について

エコファーマー等、環境に配慮した農家の育成等を進めてきました。環境に配慮した農業の推進に向けて、環境に配慮した農作物等の高付加価値化など導入促進の仕組みづくりや生産基盤整備にあたり学識経験者の意見を取り入れ、工事後にその配慮工法の効果を検証することが重要です。

○ 森林整備による生物多様性機能について

森林の機能区分や利用形態に応じて、多様な森林整備が図られるよう取り組んできました。今後も、地域の植生等を考慮しながら、広葉樹林化など多様な森林資源へ誘導する必要があります。

3 生物多様性を支える仕組みづくり

○ 生物多様性の普及、理解促進

様々な手法により生物多様性の啓発に努めてきましたが、県民一人ひとりの行動変容につなげるためには、より一層の理解促進が課題です。そのために県は、具体的で分かりやすい広報活動を推進していく必要があります。

○ 生物多様性を推進する体制づくり

県全体で生物多様性を推進していくために、行政のみならず企業や保全団体等、多様な担い手による取組促進に向けた仕組みづくりが必要です。

第4章 本計画の基本的事項

1 計画の目標（2050年ビジョン）

「自然のめぐみを活かし、未来へつなごう
～ 生物多様性ゆたかなふくしま ～」

生物多様性の豊かな恵みを最大限活かし、未来に繋げるため、あらゆる立場の人々が連携して生物多様性の保全に向けて行動することを目指します。

2 計画期間と対象地域

目標年度	対象地域
令和12年度（2030年度）	福島県全域

計画期間は令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。なお、自然を相手とする取組は、その成果がみえるまで時間がかかり、長期的なものとなるため、中長期的な目標として、2050年を見据えた将来像を設定します。

対象地域については福島県全域とします。ただし、生物多様性のつながりは県境にとられないことから、必要に応じて福島県に隣接する県との連携を図ります。

3 本計画の目的

生物多様性の保全と活用を継続的に実施するため、生物多様性に関わる主体が共有できる「ふくしまの将来像」を定めるとともに、施策の基本方針や取組の位置づけを明示し、県民や事業者等と連携した施策を進めていく仕組みを構築するため、本計画を策定します。

4 計画の位置づけ

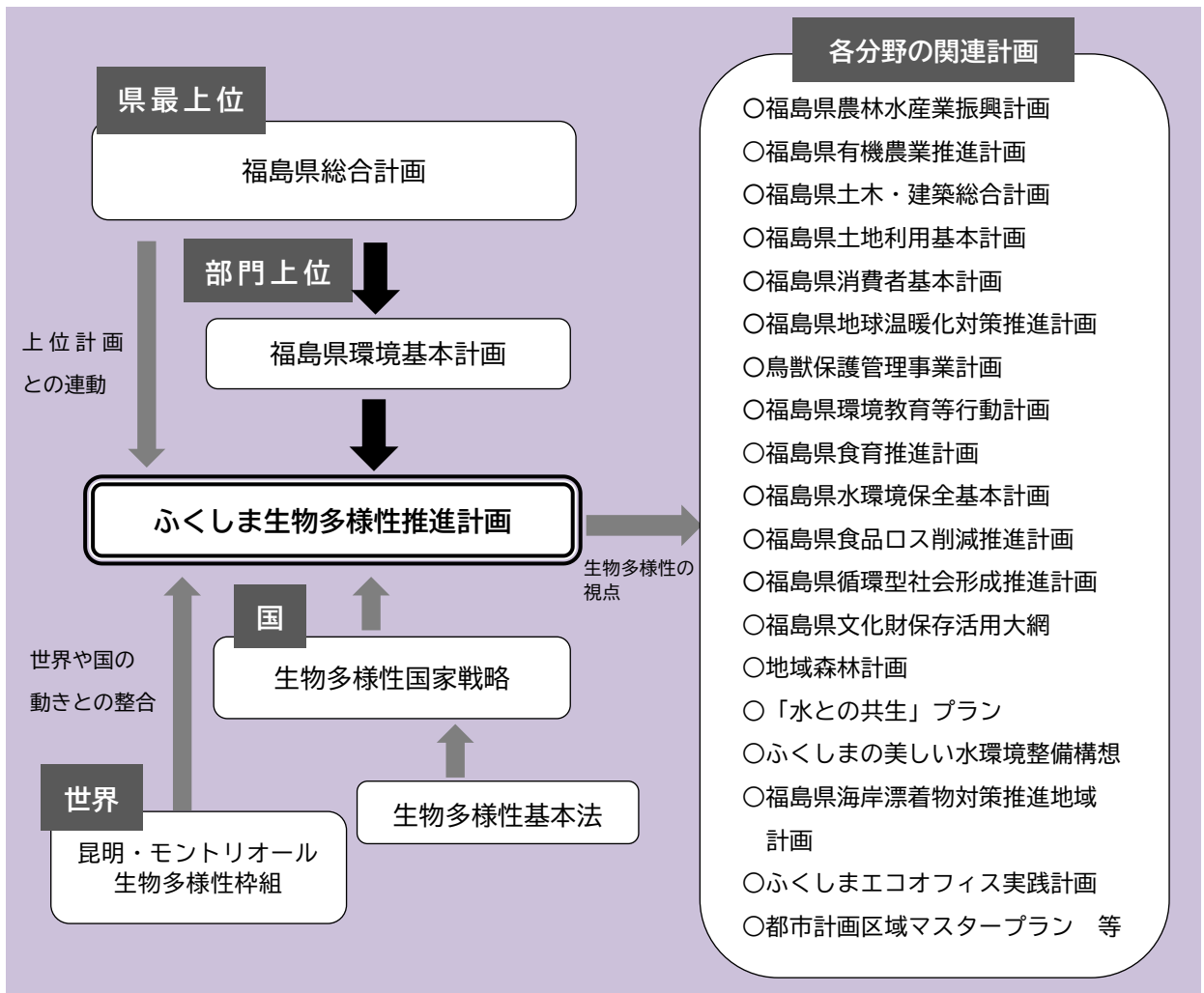
本計画は、生物多様性基本法第13条に基づく法定計画であり、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（地域戦略）として策定しました。本計画の策定に当たっては、県の行政運営の指針となる「福島県総合計画」及び環境行政の基本計画である「福島県環境基本計画」を踏まえるとともに、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）における「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の内容や「生物多様性国家戦略」との整合を図りました。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用は、経済・社会活動との関連が深いことから、農林水産分野や社会資本整備分野などの関連計画に生物多様性の考え方を波及させ関連施策を生物多様性の保全等に配慮したものとすることにより、経済・社会活動の転換を目指していきます。

5 保全への取組の点検と評価、計画の見直し

県における生物多様性の保全の取組状況とその効果については、毎年度実績を取りまとめ、外部有識者の意見を参考にしながら、県庁内の関係部局において、PDCAサイクル【(PLAN:推進計画の策定)→(DO:各取組みの実行)→(CHECK:毎年度の点検・評価)→(ACT:計画の見直し、新たな取組み)】による進行管理を行います。

本計画は、目標年度(令和12年度)において、それまでの点検結果や生物多様性を取り巻く情勢等をふまえ、次期計画を策定します。



ふくしま生物多様性推進計画と関連する計画等との体系

6 生物多様性豊かなふくしまの将来像

(1) 目指す社会【2050年目標】

生物多様性や生態系が私たちの暮らしを支えていることが認識され、県民一人ひとりの行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が浸透している社会を目指します。

本計画が目指す生物多様性に関する福島県の将来の姿を、県民生活や生態系ごとにイメージを示します。

なお、これらのイメージを達成するため、行政・県民・事業者等が連携を図りながら、生物多様性の様々な課題解決に向けて取り組んでいます。

○ 2050年の各地域のイメージ（全体）



(2) 県民生活のイメージ

- 身近な自然や生きものに関心を持ったり、四季の移ろいの変化に気づく人が増えてきています。また、自然の中でのレクリエーションを楽しみ、生きものに触れたり、観察会や保全活動に参加する機会もあります。これらの体験を通して、子どもから大人まで、すべての世代の方が、命の大切さや生きものの生態について学び、県民一人ひとりの自然に対する気持ちが高まっています。
- 自然への関心が高まっていくことで、自然環境と生活のつながりを意識するようになります。身近な生きものいる田畑や川、海を想い、そこで生産、育まれた無農薬野菜や新鮮な魚介類が日々の食卓に並び、自然環境と食の安全について考えることが多くなっています。また、住宅や家具などを購入する際には、ふるさとの森と普段の生活の関わりに気づき、持続可能な林業で生産された木材を使った製品を選ぶ機会が増えています。
- 自然を活かしたレクリエーションの人气が高まり、余暇活動のために多くの人々が里地里山里海を訪れ、地域が活性化しています。
- 自然環境が持つ防災や気候変動緩和の働きにより、人々は安全で快適な生活ができています。
- 地域独自の自然を活かした伝統的な知識や工夫、慣行が尊重され、特徴ある地域文化が残されています。
- 県民に生物多様性への意識が浸透し、絶滅危惧種等の保全が積極的に行われています。
- 消費者は率先して、環境ラベル製品など生物多様性に配慮した商品を購入しています。
- 身近なところで省エネルギー機器、再生可能エネルギー設備、電動車、省エネルギー性能が非常に高い住宅（ZEH）などが導入されています。
- 原発事故による避難指示が順次解除され、社会活動を取り戻すための様々な環境回復に関する施策を実施し、自然との共生が回復しています。

(3) 生態系ごとのイメージ

① 森林

- ブナやモミなどの自然林は開発されずに、まとまって保全され、そこにはクマタカが舞う姿が見られ、樹洞を持つ巨木にはフクロウやムササビなどの生きものがすんでいます。また溪流にはバンダイハコネサンショウウオなどの水生生物がみられます。
- シカによる食害で危機的な状況であった植生が回復し、森林には様々な植物が復活し、健全な森林生態系が取り戻されています。
- 森林の持つ多面的機能の重要性が広く認識され、様々な人々が森林管理に関わっています。その一環として、多様な生きものの保全活動や自然災害に強い森林（もり）づくりが行われています。
- スギ、アカマツ、ヒノキなどの人工林は、適切な整備がなされ、県産材の活用が進んでいます。
- 里山の雑木林は、きのこ栽培のほだ木や薪ストーブの燃料などとして放射性物質の濃度を確認しながら有効利用が進んでいます。また、歩道などの整備により、自然観察や地域住民の憩いの場として利用されています。
- エコツーリズムや森林セラピー、バイオマス利用など、里地里山が有する自然資源が、住民や企業との協働により積極的に活用されています。
- オオハンゴンソウなどの外来種が防除され、貴重な在来生物が守られています。

② 農村

- 水田、畑、鎮守の森など、多様な生きものの生息・生育環境が農林業の営みとともに保全され、人間活動と地域の自然特性が調和した生態系が広がり、メダカやドジョウなどの水生生物などが身近にみられるようになっていきます。
- 有機農業などの「環境と共生する農業」が広がり、豊かな農業生産とともに、多様な生きものが育まれています。
- ため池が適切に管理され、ゲンゴロウなどの水生生物が生息・生育しています。
- カヤ屋根等の材料に利用される茅場や観光資源としてのひめさゆり群生地など人間活動により維持されてきた草地環境の、適切な維持管理がなされています。
- ニホンザル、イノシシ、クマなどの野生動物と、人との共生が進んでいます。
- アメリカザリガニやウシガエル、アライグマなどの外来種の防除活動が行われ、外来種を地域に定着させない対策が進められています。
- 豊かな自然が育んだ食文化や豊穰祈願祭などのお祭りが各地域で大切にされ、生きものやその恵みに対する感謝の気持ちも世代を超えて受け継がれています。

③ 都市地域

- 都市の形態や地域特性に応じた、環境負荷の少ない自然と共生した都市が増えています。
- 市街地の緑地や公園など、子どもたちにとって身近な生きものの生息・生育空間が保全・再生され、自然に親しむ場や機会が充実しています。
- 公園などの生物多様性の現況は、市民が主体となってモニタリングを行っています。
- 生物多様性の保全活動への参加や、自然環境への負荷の少ない商品を選ぶ人が増えるなど、環境に配慮した生活が浸透しています。また、都市地域の住民と里地里山地域の住民との連携・交流が盛んに行われています。

④ 沿岸域

- 残された砂浜、干潟、塩性湿地、海崖などが大切に保護され、開発工事で失われた砂浜や塩性湿地などの一部も再生し、渡り鳥を含む海岸の様々な生きものの生息・生育の場、水産資源の生産の場、自然とのふれあいの場などの多様な機能が発揮されています。
- 海岸防災林に海岸の生物が再び生息・生育するようになり、レクリエーション等の保健、休養の場として地元の人に利用されています。
- 防災緑地が自治体と地元の人々の協働で管理され、海岸の景観を形作るとともに、海岸環境に親しむ地域の憩いの場となっています。
- サキグロタマツメタなど外来性の貝類などの防除活動が行われ、本来の豊かな生物多様性が保全されています。

⑤ 河川・湖沼・湿原地域

- 多様な生物の生息・生育環境を有する河川は、自然の形態に沿った整備が進み、美しい水辺や豊かな自然環境と住民の生活が調和した風景が、各地域にみられます。
- 外来植物群落の除去等により、河川の自然河岸や河原、河畔林などが保全され、観光地、あるいは散歩やレクリエーション等の保健、休養の場として多くの人に利用されています。
- 遊水地が整備され、治水機能が向上するとともに、湿原生態系が復元され、オオヨシキリやカヤネズミのすみかとなっています。
- 河川と湖沼などの水域と陸域との間では、自然環境の連続性が確保され、また、良好な水質が維持されており、豊かな水域の生態系が保たれています。
- 湖沼では水質悪化が改善され、豊かな水草群落が回復し、多くの水鳥が飛来します。
- ブラックバスやブルーギル、チャンネルキャットフィッシュなどの外来魚の防除活動がなされ、イトヨやウグイ、アユなどの在来魚が守られています。サケやウナギ漁がおこなわれ、アユ釣りやヤマメ釣りなどをする釣り人で賑わっています。
- 尾瀬、駒止湿原など山地や高山の湿原が適切に保全され、観光客が湿原生の植物や景観を楽しんでいます。
- 里地・里山の湿地・湿原では、水源となる後背地を含め、人的影響による乾燥化等が抑止され、草刈りなどによる樹林化の防止や、オオハンゴンソウやキシヨウブなどの外来種の駆除がなされ、野生動植物の生息・生育環境としての生態系が確保されています。

7 各主体に期待される役割と県の役割

生物多様性の保全と持続可能な利用は、県民の暮らしと密接に関わっています。県だけでなく、市町村をはじめ、企業や民間団体、県民など、様々な主体が自主的かつ連携して取り組むことが大変重要です。

(1) 県

県は、この「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、ふくしまの特性に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

取組に当たっては、庁内各部局が国、市町村、NPOやNGO、事業者、大学などの研究機関と連携を図りながら、県内外の情勢変化に合わせ、県民の幅広い参加と協力のもとに進めていきます。さらには、放射性物質が野生動植物に与える影響を把握するため、「福島県環境創造センター」と連携して、長期的にモニタリングを行っていきます。

また、ふくしまの豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていくためには、その基礎として、県民の一人ひとりがその重要性を認識し、自ら行動していくことが必要になります。そのため、県民意識の醸成を進めることが重要なことから、次の世代を担う子どもたちに対する環境教育をはじめ、各小中学校、地域のNPO・NGOなどの民間団体、「福島県環境創造センター」（「野生生物共生センター」）等の関係機関がそれぞれの立場で、幅広い県民の方々を対象にした環境学習の場を、様々な機会を捉えて提供していきます。

(2) 市町村

市町村においては、自然環境の保全や各種団体に対する支援だけでなく、史跡名勝や天然記念物の保全活動など、独自の取組を進めてきました。今後も、県民に最も身近な自治体として、それぞれの地域内あるいは広域的に連携した地域内において、地域に密着した生物多様性保全活動に関わっていくことや、民間団体との連携や取組の支援などが期待されます。また、生物多様性の推進のための地域戦略の策定に努めていきます。

(3) 事業者

企業などの事業者においては、廃棄物の減量化や適正処理など、環境に負荷をかけない経済活動に取り組んできたところです。今後は、より多くの事業者が、環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン」や日本経団連の「生物多様性宣言」に基づいて、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達のほか、環境負荷低減のための木質バイオマスや溪流の水力など身近な資源・エネルギーの利用に努めるとともに、保有する敷地での豊かな生物多様性の保全活動が期待されます。また、里山における「企業の森林づくり」など、社会貢献活動も期待されます。

(4) 民間団体

NPO・NGOなどの民間団体においては、自然環境調査、外来種防除や地域住民を対象とした自然観察会など、保護活動や普及活動に取り組んできました。今後も、それぞれの地域に固有の動植物の保全活動の実践や、広く県民の参加を促進するためのプログラムの提案などが期待されます。また、それぞれが有する専門的な知識、経験を活かし、行政機関や教育機関などとの連携や、他の民間団体の取組を支援することも期待されます。

(5) 県民

生物多様性が、日々の暮らしと密接な関わりがあることを考えることから始めましょう。現在の便利な生活は生きていくために必要なことですが、ペットや園芸植物の遺棄による外来種の問題や、ゴミの投棄問題、過剰な開発行為による景観の損失や生きものの減少など、大切な福島県の自然環境は日々変化しています。私たち福島県の先人は、自然からの恵みを受けて、上手く利活用し福島の良さを今に残してくれました。それが、「会津」、「中通り」、「浜通り」の3つのエリアで震災後も受け継がれています。この大切な贈り物「福島の自然」を、レジャーや食生活のなかで利活用したり、関心を持って観察したり、教育のなかで学び合いながら、今を生きる私たちの手で、次の世代に伝えていきましょう。

8 本計画で新たに取り組むべき課題

(1) 生物多様性の保全・回復

COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の30by30目標の達成に向け、県内の自然公園等の区域見直しやOECDの取組推進を行う必要があります。

(2) 生物多様性の恵みの持続可能な利用を前提とした県民生活の向上

自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵みを維持し回復させる必要があります。特に本県は人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕在化しており、人と自然の関係のあり方や自然の活用方法が問われています。このため、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決(NbS)を図ることが必要です。

(3) 生物多様性を支える仕組みづくりと多様な主体による保全活動の推進

自然は人類の共存・生活に不可欠な存在であり社会経済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促す仕組みづくりを検討し、一人ひとりの具体的行動につなげていくことが必要です。



OECEMとは

～民間等の取組により保全されている区域～

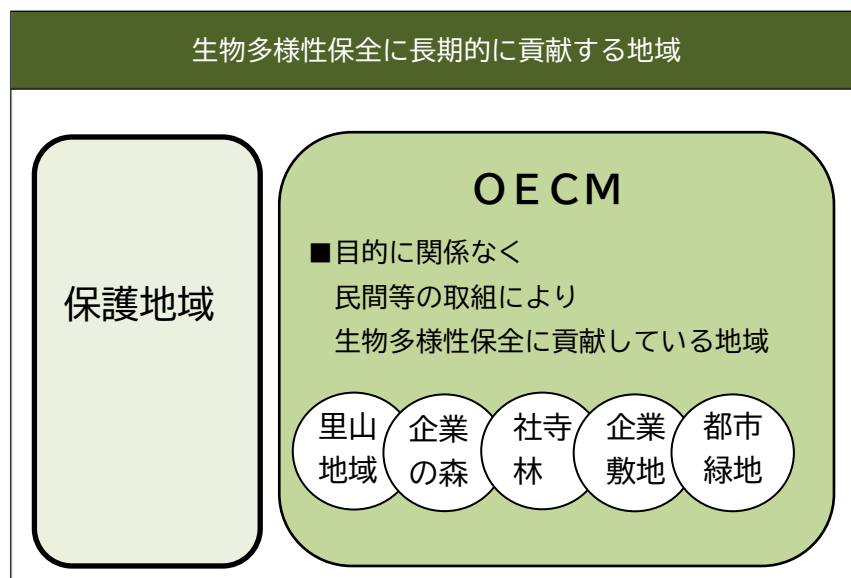
OECEM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは、自然公園等の保護区以外に、目的に関係なく、民間等の取組により生物多様性保全に貢献している地域のことです。

OECEM の中には、生物多様性保全が主目的の地域（企業が保全活動を実施している森林やビオトープなど）、生物多様性保全が主目的ではないものの、その保全に大きく貢献している地域（里地里山や社寺林、都市公園など）があります。

昆明・モンリオール生物多様性枠組では、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全・保護すること（30by30）が大きな目標の一つとして掲げられたことから、日本を含む世界各地で OECEM の役割への期待が高まっています。

また、日本では OECEM の取組を推進するため、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」という名称で認証する取組を進めています。

(イメージ)



※枠の大きさは割合を示さない

第5章 行動計画

1 基本戦略について

第4章で示した将来像を実現するために、県民、事業者、民間団体、行政など様々な主体が連携・協働し、3つの基本戦略のもと、計画を推進していきます。

基本戦略

01 生物多様性の保全・回復



健全な生態系は、私たちの暮らしを支える多様な機能を十分に発揮します。このため、生物群集全体の保全の観点から、2030年までに県土の30%以上を保全する30by30目標の達成を指標とします※。また、外来種対策、希少野生動植物の保全、開発工事での生物への配慮など、生物多様性の保全・回復に資する施策を進めます。

基本戦略

02 生物多様性の恵みの持続可能な利用を前提とした県民生活の向上



自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして地域経済の活性化、防災・減災、気候変動の緩和・適応などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性保全を両立させる自然を活用した解決策（NbS）を進めます。

基本戦略

03 生物多様性を支える仕組みづくりと多様な主体による保全活動の推進



県民一人ひとりが生物多様性に配慮した行動を選択するなど、生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方を社会に浸透させていくため、行政、県民や事業者、保全団体等の多様な主体の取組を推進します。

※国では陸域・内陸水域と沿岸域・海域の少なくとも30%を保全する目標が設定される予定だが、本県においては沿岸域・海域の面積算出が困難なため、県土（陸域及び内陸水域）の30%以上を保全することを目標とします。

2 基本戦略ごとの15の行動目標について

3つの基本戦略のもと、どのような観点から取組を進めていくべきかを明確にするため、15の目標を設定します。

基本戦略1

生物多様性の保全・回復

- 目標1** 県土の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それらの地域の管理を強化する
- 主な取組
県立自然公園等の調査、OECMの取組推進
国立公園の環境保全対策の促進
- 目標2** 土地利用による生物多様性への負荷を軽減するとともに、生態系の保全やネットワーク形成に資する施策を実施する
- 主な取組
環境に配慮した開発工事の促進
- 目標3** 再生可能エネルギー導入時における生物多様性への配慮を推進する
- 主な取組
再生可能エネルギー導入に際し、生物多様性保全上重要な地域を回避する仕組みづくり
- 目標4** 侵略的外来種による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減する
- 主な取組
外来種対策の強化、飼養動物の適正な管理
- 目標5** 水質汚染による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減する
- 主な取組
水環境の保全対策の促進
- 目標6** 気候変動による生物多様性に対する負の影響を緩和する
- 主な取組
○「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」に基づく取組推進
○気候変動による生態系への影響調査
- 目標7** 希少野生動植物の保全を推進する
- 主な取組
○希少野生動植物の調査・保全
○「ふくしまレッドデータブック」の改訂、啓発

目標8 自然を活用した社会課題の解決(NbS)の取組を推進する

主な取組

- 「グリーンインフラ」の社会実装（自然を活用した防災）
- 「ふくしまグリーン復興構想」の推進
（自然を活用した交流人口の拡大）
- グリーンツーリズムの推進（自然を活かした地域づくり）
- 木質バイオマスの利用促進などの森林吸収源対策の促進
（自然を活かした気候変動対策）

目標9 野生鳥獣との共生に向けた取組を強化する

主な取組

- 特定鳥獣の計画的な保護管理の強化
- 鳥獣被害対策の推進
- 野生鳥獣に関する感染症への対応

目標10 持続可能な農林水産業を推進する

主な取組

- 有機農業の推進
- 生態系保全に配慮した農法の技術開発（化学肥料の低減など）
- 環境ラベル商品（GAP、水産エコラベル）の認証制度の推進
- 持続可能な森林経営の推進

目標11 地域文化を維持・継承する

主な取組

- 自然に根ざした文化の保存・活用
- 食文化の継承

目標12 自然とのふれあいの機会を提供し、県民の生物多様性への理解を深める

主な取組

- 自然環境を活用した環境教育の推進
- 体験活動等を通じた青少年育成
- 自然体験プログラムの充実等

目標13 持続可能な消費や地産地消など日々の生活を通じて、生物多様性の保全を図る

主な取組

- 日々の買い物での「エシカル消費」の推進
- 有機農産物の普及や販路開拓等
- 環境に配慮した製品の評価・普及

目標14 企業や保全団体等の取組推進と生物多様性に資する人材の育成を行う

主な取組

- 企業や保全団体の優良事例の評価及び情報発信
- 学校等における出前講座や森林ボランティアのサポート
- 地域の生物多様性保全活動を推進する県民向けの野生動植物の研修会の実施
(「せせらぎスクール」、「野生動植物保護サポーター」)
- 市町村や県担当者への生物多様性に関する研修会の実施
- 県の全庁横断的連携推進体制の強化に向けた検討

目標15 生物多様性に関する調査・研究を促進する

主な取組

- 自然環境情報の蓄積・発信
- 希少野生動植物の調査
- 環境に配慮した農業に向けた技術開発

3 行動目標ごとの取組内容について

目標1

県土の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それらの地域の管理を強化する

 キーワード 30by30、OECM、自然保護指導員

1 保護地域の法令に基づく規制・管理及び見直し

- 既存の保護地域において、法令や制度等に基づき適切な管理等を着実に実施するとともに、30by30^{※1}目標の達成に向け、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行います。

2 県立自然公園等の調査・管理

- 県立自然公園及び県自然環境保全地域等において、自然の風景地の保護及び生物多様性を適切に確保するため公園図の点検や環境調査等を実施し、必要に応じて公園計画や保全計画等の見直しを行います。
- 「福島県自然保護指導員^{※2}」を設置し、利用者に対して自然環境の保全に関する助言・指導を行うことで、公園の保護と適正な利用を図ります。

3 海岸環境の保全

- 砂浜、干潟、磯や藻場の保全活動、環境に配慮した海岸の保全整備の推進などにより、海域における生き物の生育・生息環境を適切に保全します。

4 国立公園・国定公園の環境保全対策

- 希少な高山植物等を保全していくため、国や関係団体等と連携し、生物相調査・植生調査や環境保全対策などを推進します。
- 植生の自然遷移の状況や、公園利用等による自然への人為的影響を把握するとともに、必要な植生復元を実施します。

※1 30by30 2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全及び管理するという世界的な目標

※2 福島県自然保護指導員 県から委嘱を受け、国立・国定、県立自然公園及び自然環境保全地域・緑地環境保全地域の利用者の指導（ごみ等を散らかさない、動植物をとらない等）を行う地域の指導員です。自然環境の保全及び適正利用を促進することを目的としています。

5 OECM^{※1}の取組推進

- 自然公園などの法令によって保護されている地域以外にも、生物多様性保全に資する地域が存在することから、持続可能な活用を行っている企業所有山林や地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場、県や市町村で管理している区域などを含めて OECM への位置づけを検討します。

6 30by30 アライアンスでの活動

- 環境省を含めた産民官 17 団体を発起人とする有志連合である「生物多様性のための 30by30 アライアンス」^{※2}に参加し、市町村や事業者等の 30by30 目標達成に向けた取組（OECM 等）を促進します。

7 天然記念物等の適正な管理

- 文化財保護法第 125 条第 1 項又は福島県文化財保護条例第 27 条第 1 項の規定に基づき、天然記念物の現状を変更する行為、又はその保存に影響を及ぼす行為を規制します。
- 大木・名木や鎮守の森に代表される「緑の文化財」^{※3}等の保護・保全活動を推進します。

8 ニホンジカによる植生被害の抑制

- 湿原植生へのニホンジカの踏みつけや希少な植物の食害を防止するため、「福島県ニホンジカ管理計画」に基づき、個体数管理や被害防除等の対策を総合的に講じ、シカの生息密度を低減させ、その影響を抑制します。

※1 OECM 自然公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことです

※2 生物多様性のための 30by30 アライアンス 2030 年までに生物多様性に損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年までに日本の陸域・海域の少なくとも 30%を保全・保護することの達成を目的とした有志連合です。

※3 緑の文化財 正式名称は「福島県緑の文化財」で、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を知事が登録するものです。

指標名	現状	目標(R12)
県土における保護地域及び OECM の占める割合	R3 28.8%	30.0%以上
自然共生サイト（OECM）の認定登録数	R3 0箇所	5箇所以上
シカの年間捕獲頭数	R3 2,373頭	1,400頭以上 最大限

目標1 に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 自然公園などにおける自然保全活動に積極的に参加します。
- ✓ 保全地域などを利用する際は、登山道以外を歩かない、ごみを捨てないなどマナーを守ります。


事業者の取組

- ✓ CSR※1の一環として国や地域の自然保全活動などに積極的に参加します。
- ✓ 事業所内の緑を将来にわたって保全し、又は植林により創出します。

※1 CSR (Corporate Social Responsibility) 企業の社会的責任

目標 2

土地利用による生物多様性への負荷を軽減するとともに、生態系の保全やネットワーク形成に資する施策を実施する

 キーワード 環境影響評価制度、生態系ネットワーク

1 環境に配慮した開発行為

- 一定規模以上の開発行為における環境影響評価^{※1}については、環境影響評価制度に基づく評価手続が各事業の実施にあたり適切かつ円滑に行われ、生物多様性の観点を踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、評価手続の各段階において評価図書等を公表し、必要に応じ、事業者に対して意見を述べます。
- 公共工事等の実施にあたっては、「ふくしまレッドリスト」^{※2}等を用いて工事着手前に計画地における保護上重要な動植物の生育・生息情報を確認するとともに、開発行為による希少野生動植物への影響を回避する必要がある場合は、専門家の意見を聴きながら必要な対策を実施します。
- 農業の生産基盤整備にあたっては、工事の実施前に「農村環境アドバイザー」^{※3}や学識有識者等から配慮工法について意見を聴取し、検討結果を事業内容に反映していきます。また、工事の実施後は、学識有識者等に配慮工法の効果について現地調査等にて確認することとしており、生物多様性に配慮した基盤整備に努めます。

2 自然と調和した再緑化（道路事業）

- 道路事業に伴う法面、街路樹等の緑化については、周辺の状況を踏まえ、自然環境に配慮した工法や、遺伝子がかく乱を生じない在来種等の適切な種類を選定するよう努めます。

3 都市緑地の保全、都市公園の整備等

- 都市公園などの公的な緑の保全を進めるとともに、民有地についても「風致地区制度」^{※4}や「緑地協定制度」^{※5}、その他の緑地の保全・創出施策を活用し、緑豊かな街づくりを推進します。
- 都市公園における植栽に当たっては、地域の遺伝的攪乱を最小限にとどめるよう、種類や産地に配慮します。

※1 環境影響評価 環境の保全への配慮を高めるため、大規模開発事業等の環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施前に、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

※2 ふくしまレッドリスト 福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

※3 農村環境アドバイザー 農業農村整備事業に対し「環境への配慮」等に関して助言を行う有識者。市町村長の推薦により県が選任しています。

※4 風致地区制度 都市計画法に基づき、都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などの良好な自然景観を形成している地区や歴史的な景勝地を保全するために定めた地区（風致地区）において、建築、宅地の造成、木竹の伐採などについて一定の規制を行うことにより、都市の風致を保全し、緑豊かな都市環境を保全する制度です。

※5 緑地協定制度 「都市緑地法」に基づき、住宅地等の地域の人々が自らの居住空間を良好なものに保つため、協定を結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものです。

4 都市部における水辺環境の維持・創出

- 都市下水路などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、関係機関と連携しながら都市における生物の生息・生育場所を確保します。

5 草地の整備・保全・利用の推進

- 地域における草地の生産性・機能を維持するため、地域ぐるみでの放牧の推進や草地の整備、貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備を進めます。

6 森林の有する公益的機能の発揮

- 森林の有する公益的機能を十分に発揮させるため、林野庁（国有林）などの関係機関と連携しながら、荒廃した人工林の間伐や広葉樹林化^{※1}などを進めるとともに、伐採後の確実な再造林により森林の維持を図ります。

7 地域における森林の保全管理

- 「地域森林計画」^{※2}により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針を示すとともに、森林所有者自ら経営や管理ができない森林については、市町村が主体となった経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行います。

8 河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成

- 各河川の魚道^{※3}機能調査を実施するとともに、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進し、魚類をはじめとした河川に生息する生き物の生態系の保全に努めます。
- 河川環境の整備については、魚類をはじめとした動植物の生息・生育環境など、それぞれの河川が有する良好な河川環境の保全、維持管理に努めます。

9 雨水等の再利用による水循環系の構築

- 下水処理水の再利用や雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点から健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。

10 ダムの弾力的管理による河川生態系への負荷軽減

- 弾力的管理^{※4}を実施しているダムについて、今後とも生態系への負荷軽減に努め、河川に生息する魚類をはじめとした動植物の生息・生育環境を保全します。

※1 広葉樹林化 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させることにより、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林や広葉樹林にすることです。

※2 地域森林計画 地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となる計画です。

※3 魚道 河川にダムや堰等を造る場合に、その一部を魚が上流へさかのぼり、通過できるようにするための施設です。

1 1 生物共生機能を付加させた港湾構造の整備推進

- 港湾施設の改修を実施する際に、生物共生型港湾構造物の整備を検討し、港湾における多様な生物の環境形成・改善を推進します。

指標名	現状	目標(R12)
森林整備面積	R3 5,857ha	8,000ha

目標2に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 開発行為が生物多様性に配慮されたものになっているか関心を持ちます。

事業者の取組

- ✓ 開発を行う際は、開発区域における生物の生息・生育状況を把握するとともに、必要に応じて開発の回避または開発区域を最小限にするなど配慮します。
- ✓ 開発行為後の環境への配慮の効果をモニタリングし、改善すべき点を把握し対策に努めます。
- ✓ 植栽する場合は、その場所に適した在来種かつ地域性の種苗を積極的に植栽します。
- ✓ 自治体と連携して、都市部の緑化、水辺環境の整備に協力します。

再生可能エネルギー導入時における生物多様性への配慮を推進する



キーワード

地球温暖化対策、環境影響評価

1 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地域脱炭素化促進事業」の促進

- 地球温暖化対策の展開に当たっては、SDGs や地域循環共生圏の考え方を取り入れ、本県の豊かな地域資源、地域活力を持続可能な形で最大限活用しながら、環境・経済・社会の統合的な向上を目指します。
- 「地球温暖化対策推進法」^{※1}に基づく「地域脱炭素化促進事業」^{※2}に関する制度のもと、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮しながら、地域脱炭素化の取組を推進します。

2 再生可能エネルギー導入における重要地域の回避

- 太陽光発電施設の設置による動植物の生育地の環境悪化や風力発電施設の設置によるバードストライクの発生等、再生可能エネルギーの導入にあたっては、立地により自然環境への影響も懸念されることから、開発事業者が立地選定をする際に、生物多様性保全上の重要地域が回避されるように、市町村等と合意形成を図りながら、あらかじめ重要地域を定めることで、再生可能エネルギーの導入と自然環境保全の両立を図っていきます。

3 環境影響評価の推進（再掲）

- 一定規模以上の開発行為における環境影響評価については、環境影響評価制度に基づく評価手続が各事業の実施にあたり適切かつ円滑に行われ、生物多様性の観点を踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、評価手続の各段階において評価図書等を公表し、必要に応じ、事業者に対して意見を述べます。

※1 地球温暖化対策推進法 社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律です。

※2 地域脱炭素化促進事業 円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進するものです。この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進します。

目標3に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 再生可能エネルギーの導入にあたり、生物多様性に配慮された計画となっているか関心を持ちます。

事業者の取組

- ✓ 再生可能エネルギーの導入にあたっては、希少な野生生物の生息・生育地への影響を回避・低減するよう配慮します。

1 外来種の対策方針に基づいた取組の推進

- 本県の外来種の対策方針を踏まえ、優先的に対策が必要な種について市町村や関連団体と連携しながら、様々な主体における防除活動を推進します。

2 「特定外来生物」※¹の水際対策・初期防除

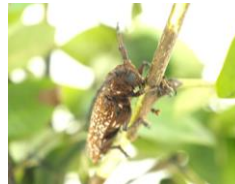
- 輸入された物品等に付着して侵入するヒアリなどの未定着種について、国や専門家と連携しながら早期発見・定着防止に努めます。

3 外来種被害の防止

- ふくしまブルーリスト※²を適宜更新し、生態系に被害をおよぼすおそれのある外来種の被害や駆除の情報を収集するなど、外来種被害の防止に努めます。
- 街路樹等への被害が確認されている外来カミキリムシ（ツヤハダゴマダラカミキリ等）等、定着初期や被害が急拡大している外来種について、関係機関と連携し、適時・適切な防除を推進します。
- 外来種ハンドブック※³やホームページ等を活用し、県民に対する普及啓発活動を進めます。



「ツヤハダゴマダラカミキリ」



「サビイロクワカミキリ」

4 外来魚防除の推進

- 外来魚の防除については、県が作成した外来魚駆除マニュアルに則した取組を推進し、関係機関と連携した防除活動を支援するなど、水際での侵入防止と拡散の防止に努めます。

5 自然公園等における外来種防除対策

- 自然公園等の重要地域において生態系へ悪影響を及ぼしている外来種（「オオハンゴンソウ」等）について、関係機関と連携し、防除活動を行います。

※1 特定外来生物 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、日本在来の生物を捕食したり、これらと競合したりすることで、生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする、あるいは与えるおそれのある外来種を、「特定外来生物」として指定しています。「特定外来生物」に指定されると、その栽培や保管、運搬、輸入等が規制されるほか、必要に応じて国や自治体が野外等の外来種の防除活動が行われます。

※2 ふくしまブルーリスト 福島県の外来種のリストです。

※3 外来種ハンドブック 福島県の代表的な外来種の生態などを記載したハンドブック。

6 公共事業における外来種の植物使用回避・拡散防止

- 公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」※¹に記載された外来種の植物の使用を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、使用した場所から逸出しないよう適切な管理を推進します。

7 飼養動物の適正な管理

- 動物取扱業者に対し、「動物愛護管理法」※²に基づく飼養管理基準の遵守状況並びに犬猫へのマイクロチップの装着及び登録状況について監視・指導します。また、一般の飼い主に対しては犬猫の適正飼養及びマイクロチップの装着について普及啓発を図ります。

指標名	現状	目標(R12)
【モニタリング指標】 「ふくしまブルーリスト」掲載数	R4 640 種	—
特定外来生物の防除実施計画数	R4 3 種	9 種

目標4に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ ペットは最後まで責任を持って飼育し、逃げ出したりしないよう適切な管理をします。
- ✓ 地域の自然環境に大きな影響を及ぼす侵略的外来種の危険性について理解を深めます。
- ✓ 行政や保全団体が主催する外来種防除イベントに参加します。
- ✓ 釣りなどで外来種を捕まえてしまった場合は、再放流せずに適切に処分するよう心がけます。
- ✓ オオキンケイギクなどの「特定外来生物」の植物を見かけたら、適切に駆除します。

事業者の取組

- ✓ ヒアリ、アカミミアリなどの特定外来生物が、事業活動を通じて侵入しないよう、侵入防止のための監視を徹底するとともに、事業所や工場の敷地における外来種対策に取り組めます。
- ✓ 動物を販売する際は、購入者に対し、終生飼養などの説明を行い、責任のある飼養について理解を求めます。
- ✓ CSRの一環として外来種防除活動に協力します。

※1 生態系被害防止外来種リスト 幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を環境省が選定し、リスト化したもの。侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定している。外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、同法の規制対象以外の外来種も幅広く選定されている。

※2 動物愛護法 動物の愛護と動物の適切な管理を目的とした法律。人の飼養に係る動物が対象です。



県内の外来植物駆除の試み

～裏磐梯、南湖公園、矢ノ原湿原～

1 各地で着々と進められてきた外来植物駆除

外来植物の中には、生態系に悪影響を及ぼすだけではなく、広範囲に繁茂し、文化財や自然公園などの景勝地の景観を大きく変えてしまう植物もあります。そのため、県内の自然公園や文化財などでは、外来植物の駆除活動が行われています。

磐梯朝日国立公園内の裏磐梯五色沼湖沼群周辺では、2004年頃から環境省により特定外来生物であるオオハンゴンソウの駆除、2011年からは福島大学によりキショウブの駆除が行われ、いずれの種も現在は、ほとんど見られなくなりました^{※1}。白河市の南湖公園では、湖内で船が漕げないほど大繁茂していたコカナダモの駆除が2007年より福島大学、福島県、白河市によって行われ、2010年にはほとんど見られなくなりました^{※2}。また、2017年から福島大学、白河市、南湖森林公園案内人の会によりオオハンゴンソウの駆除が行われ、2022年に概ね完了しました。昭和村の矢ノ原湿原では、2019年から福島大学により園芸スイレンの駆除が行われ、2022年に完了しました。

外来植物駆除が一旦完了した区域においても、取り残しや埋土種子、周辺からの種子散布などがあることから、引き続き、モニタリング等を行っています。

2 継続中の外来植物駆除

外来植物駆除の取組の中には、広範囲に生育している、繁殖力が強いなどの理由により、根絶が難しい場合があります。例えば、オオハンゴンソウに関しては、裏磐梯や駒止湿原へ向かう道路沿い、尾瀬の入り口の小沢平などで駆除活動が実施されていますが^{※3}、広く分布している、あるいは量が多いなどにより、なかなか根絶に至りません。

また、コカナダモに関しては、裏磐梯の曲沢沼では2013年から裏磐梯エコツアーリズム協会や福島大学などが毎年大量に駆除していますが、元々沼一面に繁茂していたことから、一向に減りません^{※1}。

希少な在来種であるバンダイクワガタの生育を脅かすコウリントンポポは、裏磐梯エコツアーリズム協会とボランティアによって駆除され、登山道沿いなどで減ってきましたが、生育場所が山頂付近でアクセスしにくいこともあり、未だ広大な面積に生育しています。南湖公園のキショウブは福島大学や白河市、南湖森林公園案内人の会により駆除が続けられていますが、根絶には至っていません。侵略的外来種は、一度広がってしまうと、息の長い駆除の取組が必要になります。



白河市南湖で駆除された
コカナダモ



裏磐梯五色沼自然探勝路沿いで
駆除されたオオハンゴンソウの袋



昭和村矢ノ原湿原での
園芸スイレン駆除の様子

※1 黒沢高秀・塘忠頭。2016. 裏磐梯・猪苗代地域の生物多様性とその保全。塘忠頭(編), 裏磐梯・猪苗代地域の環境学, pp. 237-258. 福島民報社, 福島。

※2 黒沢高秀・薄葉満・長林久夫・薄葉正雄・稲葉修・三田村敏正・吉井重幸。2011. 史跡名勝南湖公園(福島県白河市)の生物多様性保全に向けた提言。福島大学地域創造 22(2): 68-77。

※3 堀澤慶行・宇野翔太郎・田子裕輔・大森威宏・黒沢高秀。2023. 小沢平および御池のオオハンゴンソウ。尾瀬の保護と復元(印刷中)

水質汚染による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減する



キーワード うつくしま『水との共生』プラン、福島県水環境保全基本計画

1 水環境の保全にかかる総合対策

- 「『水との共生』プラン」※¹や「福島県水環境保全基本計画」※²に基づき、豊かで健全な水環境とそこにおける生物多様性を将来にわたって保全し、引き継いでいくため、産学民官の参加と連携のもと、総合的な施策を推進します。

2 水生生物の保全を図るエリアにおける水質の監視体制

- 水生生物の保全を図る必要がある水域については、水質環境基準の水域類型の指定を実施し、公共用水域、地下水の監視体制などの充実を図ります。

3 生態系保全に資する用水確保

- 農業用水、環境用水等の適正利用及び保全を行うために、水利使用の見直しを行います。

4 農薬の適正使用の推進

- 「農薬管理指導士」及び「農薬適正使用アドバイザー」の認定等により指導者を育成するとともに、GAP※³の普及推進と併せ、農薬使用者等を対象とした講習会や研修会を開催し、農薬の適正使用を推進します。

5 環境保全型農業の実施による水質改善

- 農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

6 ゴルフ場における農薬の適正な使用の推進

- ゴルフ場周辺の水域における水質汚濁及び水域を生活環境とする動植物の被害を未然に防止するため、ゴルフ場から排出される農薬の実態把握に努めるとともに、登録農薬の適正使用や使用量の削減等の適切な改善措置を講じるよう指導を行います。

※1 『水との共生』プラン 人と水との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を未来に継承していくことを目的に、本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示す計画です。

※2 福島県水環境保全基本計画 将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくための計画です。

※3 GAP 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。本県では、放射性物質対策も含めた、ふくしま県GAP（FGAP）という独自の認証制度がある。

7 化学物質の調査・監視

- 「福島県化学物質適正管理指針」※¹に基づき、工場・事業場における化学物質の使用状況などを調査します。
- ダイオキシン類等の化学物質の排出について監視、指導を行うとともに、環境中のダイオキシン類等の化学物質についてモニタリング調査を実施し、実態把握に努めます。
- 排水基準のない新たな化学物質の汚染の動向について調査を実施します。

8 農山漁村における排水施設の整備等による水質改善

- 農村地域の水質保全を図るため、農業集落排水施設の整備と適切な維持管理を促進し、生活排水対策を進めます。
- 漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、県が策定した汚水処理に関する「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～」※²に基づき、漁業集落排水施設の整備を進めます。

9 下水道の高度処理等による水環境改善

- 公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備や適切な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全に努めます。

10 ダム貯水地における水質保全対策

- 千五沢ダム貯水池、東山ダム貯水池、四時ダム貯水池、三春ダム貯水池について、流域内の事業場の立入検査を強化し、排出水の監視・指導を行います。

11 猪苗代湖等の水環境の保全

- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境を美しいまま将来に引き継いでいくため、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全対策推進計画」※³に基づき、総合的な施策を推進します。

12 家畜排せつ物の適正管理

- 窒素やリンが多く含まれ、流出すると水質汚濁の原因となりうる家畜排せつ物について、「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」※⁴に基づき適正管理を推進します。

※¹ 福島県化学物質適正管理指針 人の健康または生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を制御することを目的とした指針です。

※² ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～ 計画的かつ効率的な汚水処理施設の整備を行い、快適で潤いのある生活環境の実現や、美しい水環境のさらなる向上を目指した計画です。

※³ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全対策推進計画 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計画です。

※⁴ 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 家畜排せつ物の適正な管理と堆肥の積極的な活用により、水環境を始めとした環境の保全、循環型農業、畜産経営の健全な発展を実現するため、家畜排せつ物の利用目標や施設整備に関する基本的な方向を定めた計画です。

1.3 海洋ごみ対策の推進

- 「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」^{※1}に基づき、海岸における良好な自然・生活環境を維持するため、海岸漂着物等の回収・処理事業に努めるとともに、陸域でのポイ捨てや不法投棄防止に向けた啓発を行います。
- 海岸漂着物の性状や量に関する調査を行い、発生原因等の把握に努めます。

1.4 プラスチック資源循環の推進

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」^{※2}の趣旨に沿って、県民や事業者、市町村等と連携しながら、ワンウェイプラスチックの使用削減やリサイクルの促進に取り組めます。

※1 福島県海岸漂着物対策推進地域計画 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づく計画。海岸漂着物対策の推進を目的としている。

※2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための法律

指標名	現状	目標(R12)
水質環境基準達成率（全窒素・全りん）	R3 湖沼 71.4% 海域 100 %	（上昇を目指す）
汚水処理人口普及率	R3 85.3%	97.4%
猪苗代湖（湖心）の全窒素値	R3 0.16mg/l	0.1mg/l 以下
猪苗代湖（湖心）の全りん値	R3 0.003mg/l	0.003mg/l 未満
工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施事業場数	R3 185 事業場	380 事業場

目標5に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 家庭における洗剤の過剰な使用を控えるとともに、水質汚濁につながるものの使用に注意します。
- ✓ ワンウェイプラスチックの使用を避け、ごみの分別の徹底を心がけます。
- ✓ 地域の工場や事業場から排出される化学物質や農家による過剰な農薬使用への監視を行います。
- ✓ 猪苗代湖や河川・海岸における清掃活動に積極的に参加します。

事業者の取組

- ✓ 化学物質や農薬の適正使用・管理を行います。
- ✓ 環境や生物多様性に配慮した材料を使用します。
- ✓ CSR の一環として猪苗代湖や河川・海岸における清掃活動に積極的に参加します。

気候変動による生物多様性に対する負の影響を緩和する

キーワード 地球温暖化対策、ふくしまゼロカーボン宣言

1 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地域脱炭素化促進事業」の促進（再掲）

- 地球温暖化対策の展開に当たっては、SDGs や地域循環共生圏の考え方を取り入れ、本県の豊かな地域資源、地域活力を持続可能な形で最大限活用しながら、環境・経済・社会の統合的な向上を目指します。
- 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地域脱炭素化促進事業」に関する制度のもと、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮しながら、地域脱炭素化の取組を推進します。

2 企業や学校における省エネルギーの取組推進

- 企業や学校が 2050 年度までの脱炭素社会の実現に向けてゼロカーボンを目指し自ら温室効果ガス排出量削減等に取り組むことを宣言する「ふくしまゼロカーボン宣言」※1の取組を促進し、職場ぐるみ・学校ぐるみでの省エネルギーの取組を推進します。

3 企業・団体等における森林整備の取組推進

- 企業・団体等が社会貢献活動として行う森林整備を通じ、森林づくり活動の意欲向上を図ります。

4 気候変動による生態系への影響にかかる予測・研究

- 「(仮称) 福島県気候変動適応センター」において、気候変動による生態系等への影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行います。

5 カーボンニュートラルの実現に向けた連携

- 産業や家庭など部門別の温室効果ガスの削減目標や必要となる取組を具体的に示した「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」※2に基づき、あらゆる主体と一体となってカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。

※1 ふくしまゼロカーボン宣言 2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、事業者や学校が「ゼロカーボン」を目指し取り組むことを宣言し、自ら地球温暖化対策を実施する取り組みです。

※2 福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ 2050 年度のカーボンニュートラルを実現するために、誰がどのような対策をどのように実施する必要があるのかについて、将来予測モデルを利用して定量的に検討し、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策をわかりやすく示したものです。

指標名	現状(R1)	目標(R12)
温室効果ガス排出量	2013 年度比 ▲11.6%	2013 年度比 ▲50%

目標6に関して実践できることを考えてみましょう




県民の取組

- ✓ 「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」の内容を理解・実践します。
- ✓ 家庭における徹底した省エネルギーに取り組めます。
- ✓ 再生可能エネルギー由来のエネルギーを選択・使用します。

事業者の取組

- ✓ 「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」の内容を理解・実践します。
- ✓ 「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に参加し、職場ぐるみで省エネルギーに取り組めます。
- ✓ 再生可能エネルギーや水素など温室効果ガスの排出しないエネルギーの利用を進めます。
- ✓ CSR の一環として森林等における植林活動に積極的に協力します。

希少野生動植物の保全を推進する


 キーワード 福島県野生動植物保護アドバイザー・サポーター、ふくしまレッドリスト

1 「野生動植物保護アドバイザー」※¹及び「野生動植物保護サポーター」※²の活用

- 生物多様性や野生動植物の専門家からなる「福島県野生動植物保護アドバイザー」を活用し、希少野生動植物の保全対策を検討・推進します。
- 生物多様性や野生動植物に関心の高い県民からなる「福島県野生動植物保護サポーター」制度により、希少野生動植物の継続的な情報収集に努めます。

2 「ふくしまレッドリスト」※³の改訂

- 絶滅のおそれのある野生生物をランクごとにまとめた「ふくしまレッドリスト」について、「野生動植物保護アドバイザー」や「野生動植物保護サポーター」と連携しながら、掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加など適宜見直しを進めます。

3 「レッドデータブックふくしま」※⁴の改訂

- 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全のため、県内の野生動植物の生息状況について調査し、これらの生物の生育・生息状況をまとめた「レッドデータブックふくしま」の改訂を進めます。
- 「福島県野生動植物保護アドバイザー」や「福島県野生動植物保護サポーター」等と連携し、県民等へ「レッドデータブックふくしま」の内容や絶滅危惧種の保護について理解促進を図ります。



「レッドデータブックふくしま」Ⅰ Ⅱ

※1 福島県野生動植物保護アドバイザー 県の野生動植物の保護施策やふくしまレッドリストの点検・運営などについて助言を行う有識者の方々です。

※2 福島県野生動植物保護サポーター 野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録されたの方々です。

※3 ふくしまレッドリスト 福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

※4 レッドデータブックふくしま 県内の絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書です。

4 希少野生動植物の保全

- 「福島県野生動植物の保護に関する条例」※¹に基づき、指定した特定希少野生動植物について採取や捕獲を規制し、研究機関や保全団体、「野生動植物保護アドバイザー」等と連携した保全活動を推進します。また、必要に応じ保護の指針や県の特定野生動植物種の見直しを検討します。
- 「種の保存法」※²に基づく「国内希少野生動植物種」※³については、国や市町村等と連携した保護・保全活動を推進します。
- 国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域等の適正な管理等を通じて、希少野生動植物の保全を進めます。

※1 福島県野生動植物の保護に関する条例 県内の希少な野生動植物を保護し、生物多様性が保持された豊かな自然環境を保全することを目的とした条例

※2 種の保存法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律です。国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

※3 国内希少野生動植物種 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種のことです。令和5年1月現在、国内希少野生動植物種は442種です。

指標名	現状	目標(R12)
【モニタリング指標】 「ふくしまレッドリスト」掲載数	R3 1,391種	—
「希少野生動植物」を知っている県民の割合	—	(増加を目指す)

目標7に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 「アクアマリンふくしま」や「福島県環境創造センター」、「野生生物共生センター」へ行き、県内にも絶滅の危機に瀕している野生生物について理解を深めます。
- ✓ 身の回りの自然に目を向け、どのような生きものがいるか調べます。
- ✓ 希少な野生動植物を見つけても、決して持ち帰らず、SNS等で見つけた場所を公開しないようにします。
- ✓ 地域で希少野生動植物の保全活動が行われている際は、積極的に参加します。

事業者の取組

- ✓ 事業活動において、希少な野生生物の生息・生育地への影響を回避・低減するよう配慮します。
- ✓ 所有する土地に希少な野生生物が生息・生育していることが確認された場合は、その保護や生態系の回復に積極的に取り組みます。
- ✓ CSRの一環として希少種の保全活動に協力します。

自然を活用した社会課題の解決(NbS)の取組を推進する



自然を活用した社会課題の解決 (NbS)、グリーンインフラ、流域治水、ふくしまグリーン復興構想

1 「グリーンインフラ」※1の社会実装の推進

- 河川改修や河道掘削等の治水対策事業との連携を図り、多様な優れた自然環境を保全・創出することで、自然環境が有する多様な機能を活用した「グリーンインフラ」の取組を推進します。
- 復興まちづくりにおいても、公園緑地（防災緑地）は重要な施設であり、防災機能のみではなく平常時のレクリエーション利用や地域復興機能を有することから、多様な観点から整備、利用を推進します。

2 自然を活用した流域治水等 ①農業・農村の強靱化

- 頻発化・激甚化する災害に対応するため、農業・農村において排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を推進します。

3 自然を活用した流域治水等 ②保安林の指定の計画的な推進、治山対策の推進

- 保安林を指定し、水源の涵養や土砂災害の防備等が期待される森林の保全と適切な森林施策を推進します。また、森林被害の実態把握等を目的とした森林保全巡視活動に取り組み、森林の適正な管理に努めます。
- 治山施設の整備を推進し、森林の持つ多面的機能の維持を図ります。

4 浜通りにおける海岸防災林の回復

- 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧により、海岸防災林の持つ公益的機能の維持、増進を図ります。

5 自然資源を活用した交流人口の拡大 ～「ふくしまグリーン復興構想」の取組推進～

- 本県の自然資源を活用して交流人口の拡大を目指す「ふくしまグリーン復興構想」※2に基づき、環境省や市町村などと連携しながら、ビュースポットやトレイルルートの設定など、国立・国定公園の魅力向上や周遊促進等の取組を進めます。

※1 グリーンインフラ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。

※2 ふくしまグリーン復興構想 東日本大震災後、減少した自然公園利用者数の回復と交流人口の拡大を目指し、県と環境省が共同で策定したものです。

6 自然を活かした地域づくり ～グリーンツーリズム～

- 県内の豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムを推進し、県内外からの集客・交流を促進することで地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図ります。

7 自然を活かした地域づくり ～ビジターセンターを拠点とした魅力発信～

- 「越後三山只見国定公園ビジターセンター」を整備し、自然環境や歴史文化等の解説、公園の利用案内及び自然体験の支援・誘導を行います。
- 環境省と連携しながら、国立公園・国定公園におけるビジターセンターについて、自然体験や周遊、環境教育等にかかる情報発信拠点として活用を進めます。

8 自然を活かした地域づくり ～自然公園内の施設整備～

- 自然公園内の登山道、トイレ等の施設の適切な設置や維持管理に努めることで、自然環境への負荷を軽減するとともに自然公園における安全で快適な環境を確保します。

9 自然を活かした地域づくり ～風致地区を活用した都市における風致の維持～

- 都市の良好な自然環境の保全・創出を図るため、区域内の開発について一定の規制を行い、風致に富んだ都市環境の形成に繋がります。

10 自然を活かした地域づくり ～自然を活かした景観形成活動の推進～

- 「景観形成重点地域」※1に指定した磐梯山・猪苗代湖周辺については、届出制度の運用や、関連施策の活用により、きめ細かな景観形成活動を重点的に推進します。

11 自然を活かした気候変動対策 ～森林吸収源対策～

- 森林のCO₂吸収量の増加において、若くて成長のよい森林への移行が重要であるため、成長が早い「エリートツリー」※2の植林や、樹木の成長を促す適度な伐採を行い、森林の適切な管理を行います。

12 自然を活かした気候変動対策 ～県産材の利用拡大～

- 間伐材等の未利用材などの木質バイオマス利用への促進や市町村等が行う熱源供給施設等の整備を支援し、県産材の利用拡大を図ります。

13 自然を活かした気候変動対策 ～都市緑化等による吸収源対策等の推進～

- 地球温暖化の防止等に必要不可欠な都市内における緑を保全・創出するため、都市公園等の公的な緑地の拡大を推進します。

※1 景観形成重点地域 個性豊かな街作りを推進するため、地区を特徴付ける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所を市町村が指定し、地元の方々が中心となって必要なルールを定めるもの。

※2 エリートツリー 地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの

指標名	現状	目標(R12)
一人あたりの都市公園面積	R2 14.5m ² /人	15.2m ² /人
自然公園の利用者数	R3 6,693人	10,640人
木質燃料使用量	R3 676千t	900千t以上

目標8に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 生物多様性が防災・減災や水質の浄化、地域活性化など様々な社会課題の解決に貢献し
ることについて、理解を深めます。
- ✓ 自然公園を利用し、県内外に本県の自然の魅力を積極的に発信します。
- ✓ 本県の自然資源を活用したサービスや商品を積極的に使用します。

事業者の取組

- ✓ 自治体と連携して自然の機能を活かした防災・減災を進めます。
- ✓ 本県の自然公園におけるワーケーション等の推進に取り組みます。
- ✓ 本県の自然資源を活用したサービスや商品開発に取り組みます。



只見ユネスコエコパーク

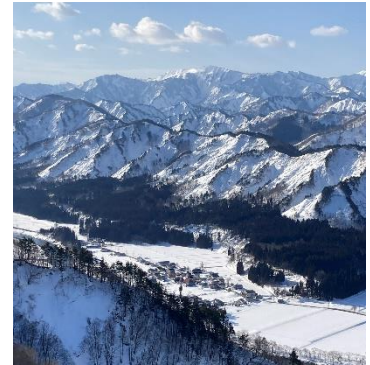
～豪雪が生んだ自然と生活文化を守り、活かす取り組み～

1 豪雪により生まれる景観と生物多様性

平成 26 年 6 月に、只見町全域と檜枝岐村の一部が「只見ユネスコエコパーク」に認定され、自然と人間社会の共生に向けた取り組みが進められています。ユネスコエコパークとは、ユネスコが認めた“人と自然との共生”に取り組む国際モデル地域です。

只見ユネスコエコパークは県の西端に位置し、標高 1,000m 前後の山々に囲まれた山間地域です。日本有数の豪雪地帯で、平地でも 3-4m 程度の雪が積もります。

また、只見の山々は比較のむろい凝灰岩を基岩とするため、冬の雪崩で山の斜面が削られ、「雪食地形」という特異な地形が生まれます。そして、この急峻で複雑な立地環境の山々に適応したブナ林をはじめとする多様な植生がモザイク状に成立します。こういった変化に富む植生は、多様な野生生物の生息・生育を支えています。



雪食地形が広がる只見地域

2 ユネスコエコパークの構造

ユネスコエコパークでは3つの土地利用区分を設定し、取組を推進しています。



- 核心地域・・原則立ち入り禁止（調査研究等の利用は可）
守るべき貴重な自然環境
- 緩衝地域・・教育やレクリエーション、伝統的採取、狩猟等は可
核心地域とほぼ同等の自然環境を有する
移行地域の人間活動から核心地域を保護する目的で設定
- 移行地域・・人間の生活圏が対象
環境に配慮した産業活動により持続可能な経済発展を目指す地域

3 学術調査研究の推進 ～未解明地域の調査研究～

只見ユネスコエコパークの事業の一環として、平成 28 年から令和 3 年にかけて、総合学術調査を実施しました。調査を行った沼ノ平地域は、ブナ林と湖沼群からなる一帯で、過去に何度も地滑りが発生した場所であり、今まで十分に調査が行われてこなかった地域です。今回の調査研究により、沼ノ平地域の植物、動物の多様性が非常に高いことが明らかになり、絶滅危惧種や本州初確認の種なども記録されました。多様性が高い理由としては、長年にわたる地すべりによる自然かく乱で形成された多様な地形や自然環境にあると考えられ、今後、2024 年に控えたユネスコへの定期報告の一部として、国際社会に発信される予定です。

4 自然や伝統的な生活文化を活用した取り組み

「人と自然との共生」の実現に向け、特色ある豊かな生物多様性を活かす取組も行われています。例えば、地域の自然環境や自然と人の関わりを理解することを目的に、「ただみ観察の森」が整備されています。森林内に必要最小限の観察路等が設置され、環境教育や企業などの視察研修の場として利用されています。また、天然資源や伝統技術等を使用した産品を『「自然首都・只見」伝承産品』として認証し、ブランド化することで、町の活性化を目指す取組も行われています。長い歴史の中で育まれた地域の自然やそれらを抛り所とする生活文化を活かすこのような取組は、世界に誇る取組と言えるでしょう。



ただみ観察の森での環境学習の様子



「自然首都・只見」伝承産品



松平定信公による江戸時代のグリーンインフラ ～白河市 南湖公園～

1 賑わいのある観光地で絶滅危惧種の生育地

南湖公園は、年間 40 万人以上が訪れる、県南地方有数の観光地です^{※1}。寛政の改革を行ったことで知られる白河藩主・松平定信は、1801（享和元）年に湿地だった場所の土砂等を掘りあげ、堤を作り、今の南湖を作りました。門や柵もなく開放的な園地が広がる南湖公園は、日本最古級の公園としても知られ^{※2,3}、国の史跡・名勝に指定されています。歴史まちづくり法による歴史的風致維持向上地区計画が導入され、外観や屋根の構造に関するきめ細かいルールに従ったデザインの店舗群が並び、平日昼間でも観光客や市民で賑わっています。また、元々の自然や地形を活かして造園されたため、湿地や池の岸にカキツバタ、水中にトリゲモなど、絶滅危惧種が豊富に生育する生物多様性保全上重要な場所^{※4}、県立自然公園にも指定されています。

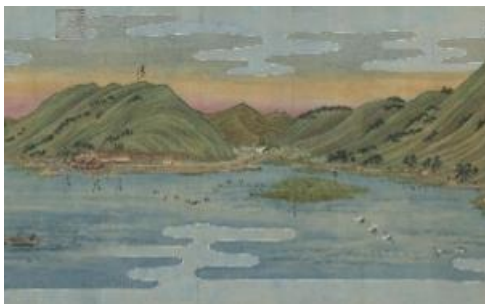


南湖公園内の湿地に生育する
絶滅危惧種カキツバタ

2 松平定信公の先進性

松平定信が南湖造営に托した意図としては、(1)灌漑用水^{かんがい}の確保、新田開発のための条件整備、操舟訓練や水練場所の確保などの実用に供した、(2)自然の地形や景観を尊重してできるだけ手を加えず、自然と人工との調和を図った、(3)柵を設けず共楽亭を開放するなど土民共楽の園地として整備した、(4)十七勝十六景を定め和歌や漢詩を依頼するなど名所づくりをした、などが研究で指摘されています^{※3,5,6}。また、江戸時代に描かれた絵図には、コウノトリやヒシクイなどの水鳥も多く描かれており、昔から多くの生きもののすみかであったと考えられます^{※7}。

地形や植生を活かした造園手法で農業用ため池と誉れ高い景観を創出し、かつ豊かな生物多様性を育む南湖公園は、200 年以上前から存在する紛れもないグリーンインフラと言えるでしょう。



1815 年の南湖公園の風景

『奥州白川南湖真景』乾, 小沢皆園 写, 明治 17. 国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/9369913> (参照 2023-03-29)
を加工して作成



現在の南湖の風景

※1 福島県観光客入込状況 令和3年分 福島県商工労働部観光交流局観光交流課

※2 進士五十八, 2005. 日本の庭園. 中央公論社, 東京.

※3 高塩博, 2001. 南湖の「土民共楽」と江戸の飛鳥山. 白河市歴史民俗資料館(編): 図録 特別企画展 定信と庭園 南湖と大名庭園, pp. 92-95. 白河市歴史民俗資料館, 白河.


※4 黒沢高秀・薄葉満・中野晋太・岡千照・伊藤将太, 2011. 史跡名勝南湖公園(福島県白河市)の雑管束植物相. 福島大学地域創造 22(2): 19-43.

※5 菅野義胤, 1948. 南湖園について. 造園雑誌 11: 7-10.

※6 菅野義胤, 1948. 樂翁公の自然観と作庭. 造園雑誌 12: 9-14.

※7 黒沢高秀, 2019. 奥州白川南湖真景に描かれた福島県白河市南湖の1816年当時の生物多様性と土地利用. 福島大学地域創造 30(2): 87-97.

野生鳥獣との共生に向けた取組を強化する

 第二種特定鳥獣管理計画、錯誤捕獲、野生生物共生センター
キーワード

1 特定鳥獣の計画的な保護管理の強化

- イノシシ等の特定鳥獣については、原発事故や気候変動の影響などにより、本県で生息域が広がっていることから、継続した生息調査を行うとともに、「第二種特定鳥獣管理計画」※1に基づき、適切な管理の目標の設定・評価・見直しによる、計画的な管理を強化していきます。
- 近年クマ等の大型哺乳類の市街地等への出没が増えていることから、緩衝帯の整備や放任果樹の伐採、出没した際に対応できる体制の構築等に取り組みます。

2 カワウ被害対策の推進

- 内水面漁場における魚類の生息環境の維持を図るため、「福島県カワウ管理計画」に基づき漁業に影響が大きいカワウの新たな被害防除手法の実証等に取り組みます。

3 鳥獣被害防止対策における推進体制の強化、技術改善

- 住民が主体的に地域ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な対策の普及拡大を図ります。
- 鳥獣捕獲の担い手の減少・高齢化が進む中、効果的かつ効率的な狩猟を進めるため、ICT等を活用した取組を推進します。

4 錯誤捕獲の防止

- ツキノワグマやニホンカモシカ等の生息地において錯誤捕獲を防止するため、わなの形状（脱出口付きの箱わなの使用など）、餌による誘引方法等について、市町村や捕獲従事者に指導します。

※1 第二種特定鳥獣管理計画 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに、県知事が定めることができる計画です。

5 次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成

- 新規狩猟者等に対する各種研修会を実施するほか、わな等の購入や技術向上にかかる経済的支援等を行い、狩猟者の確保・育成を図ります。
- 地域ぐるみでの効果的な鳥獣被害防止対策を推進するため、市町村と連携し、研修会の開催等により、地域で中心的な役割を担う人材の確保・育成を推進します。



狩猟マイスター養成事業

6 野生鳥獣の放射性物質モニタリング調査

- 野生鳥獣の肉に含まれる放射性物質をモニタリングし、野生鳥獣への影響を把握するとともに、県民に対して適切な情報提供を行います。

7 「野生生物共生センター」※1の活用

- 「野生生物共生センター」は、「人と野生動物の共生」をテーマとして、野生動物の保護管理、野生動物の救護、環境モニタリング、生物多様性の保全の4つの機能を有する本県独自の機関として設置しており、センターの最大限の活用を図っていきます。

8 傷病鳥獣の野生復帰

- 人間の活動によりけがをした鳥獣については、「野生生物共生センター」において、保護・治療し、野生に復帰させる取組を行います。また、自然の状態での野生復帰が可能な個体やヒナは保護しないなど、野生鳥獣との適切な接し方を啓発します。

9 野生鳥獣に関する感染症への対応

- 高病原性鳥インフルエンザ※2等について、関係機関と連携し、監視活動や死亡野鳥等のウイルス検査等を実施し、感染の早期発見及び拡大防止に努めます。

10 鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の防止

- 猛禽類の鉛中毒の発生を防止するため、ニホンジカ等の鳥獣捕獲にあたっては、非鉛製銃弾を使用するよう啓発します。

※1 野生生物共生センター 野生生物共生センターは大玉村にある県の施設であり、野生生物に関する調査や普及啓発、野生動物の保護を行っています。

※2 高病原性鳥インフルエンザ A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症を鳥インフルエンザといい、ヒトやその他の動物に感染した場合も鳥インフルエンザと呼ばれます。鳥インフルエンザウイルスは、自然界においてはカモ類などの水鳥を中心とした鳥類が腸内に保有しています。鳥インフルエンザのなかでも、鳥に対し致死性の高いものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

指標名	現状	目標(R12)
野生鳥獣による農作物の被害額	R3 139,842 千円	90,000 千円
イノシシ・シカの年間捕獲頭数	R3 ・イノシシ 18,768 頭 ・シカ 2,373 頭	・イノシシ 25,000 頭以上最大限 ・シカ 1,400 頭以上最大限
狩猟者登録者数	R3 4,538 人	増加を目指す
本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合	R3 53.4%	82.0%

目標9に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 人間の活動によりけがをした鳥獣を発見した場合は、保護を行うため「野生生物共生センター」や最寄りの県地方振興局に連絡をします。
- ✓ 狩猟免許を取得し、地域における鳥獣管理の担い手として捕獲活動等に取り組みます。
- ✓ 人里に近い森林を所有する場合は、人と野生鳥獣との緩衝地帯としての機能を発揮するよう、下刈りや間伐など森林の適正な管理を行います。
- ✓ 野生鳥獣と適切な関係性の維持を図るため、野生鳥獣に安易に餌を与えないようにします。また、餌となるもの（生ゴミ等）を放置しないようにします。

事業者の取組

- ✓ 鳥獣対策の認定事業者となり、地域の捕獲活動に取り組みます。
- ✓ CSR の一環として事業所周辺の草刈りによる緩衝帯の整備など、地域の野生鳥獣対策に協力します。

持続可能な農林水産業を推進する



キーワード

有機農業、GAP、遊休農地、森林認証制度、MEL

1 環境に配慮した農業の推進

- 「福島県有機農業推進計画」※¹に基づき、有機農産物の安定生産に向けた生産基盤の強化を図るとともに、技術の開発・普及や人材の育成・確保、販路開拓・拡大の取組を進めます。
- 自然環境保全機能が高い営農活動（冬期湛水等）に対する取組を推進し、福島ならではの取組として、有機農業等の取組によるブランド化にも取り組み、それらの情報を発信します。

2 家畜排せつ物の利活用の推進

- 「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（第4期）」※²に基づき、農地へのたい肥利用など、家畜排せつ物の循環利用を推進します。

3 「福島県農業総合センター」における環境に配慮した農業に向けた技術開発

- 「福島県農業総合センター」において環境負荷の低減や生態系保全など、環境と共生する農業と推進する技術の開発を進めます。

4 GAPの普及推進

- 安全と品質の太鼓判となる GAP の認証取得を支援します。特に、生産部会、大規模法人、営農再開を担う法人、新規就農者等へ導入を推進し、認証取得の面的拡大を図ります。また、GAP 認証農産物の消費者・実需者等への認知度向上に取り組みます。

5 農業生産活動維持に向けた中山間地域等への支援

- 中山間地域は、過疎化・高齢化の進行により、草刈りや水路清掃などの地域活動を集落だけで行うことが難しくなっており、「中山間地域等直接支払制度」※³や「多面的機能支払制度」※⁴等を活用し、農業生産活動の維持や地域ぐるみで持続的に取り組む農地等の保全管理等を支援します。

※1 福島県有機農業推進計画 環境への負荷低減による自然循環機能の発揮や地域活性化などが期待される有機農業の取組を拡大するため、技術の実証・確立、有機農業者の確保などの施策の展開方向や有機農業推進に関する目標等を定めた計画です。

※2 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（第4期） 家畜排せつ物の適正な管理と堆肥の積極的な活用により、水環境を始めとした環境の保全、循環型農業、畜産経営の健全な発展を実現するため、家畜排せつ物の利用目標や施設整備に関する基本的な方向を定めた計画です。

※3 中山間地域等直接支払制度 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度のことです。

※4 多面的機能支払制度 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する制度。

6 持続可能な営農を通じた田園地域や里地里山の環境整備の推進

- 遊休農地の発生を防止するため、農業担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や生産基盤の整備を進めます。

7 持続可能な営農に向けた農業生産性の向上

- 開発メーカーや関係団体等と連携して先端技術の現場実装に向けた取組を進めるとともに、実用化の目処が立った先端技術の導入効果と収益性の検証を行いながら、地域の実情に応じたスマート農業の普及拡大を進めます。

8 農村の活性化

- 農村の活性化を図る取組をけん引する地域リーダーの確保・育成を促進するとともに、地域特産物や棚田などの資源を活用した地域振興の取組を支援します。

9 県産材の安定供給体制の整備と県産材による住まいづくりの推進

- 林内路網の整備や高性能林業機械の導入、木材加工流通施設等の整備など、木材（素材）生産基盤整備を促進します。
- 資源量が増加する大径材の需要創出や高付加価値化、効率的な活用を推進するほか、サプライチェーンの構築を促進します。
- 県産木材を活かした良質な住まいづくりを進めるとともに、県産木材の利用を拡大することで、山村地域の活性化にも貢献します。

10 森林認証制度の活用

- 森林認証（FSC、SGEC等）の取得を支援し、適正に管理（FM認証）された認証森林から生産される木材等を認証事業者（CoC認証）が素材生産、一次・二次加工した認証材製品を供給する体制を確立するとともに、持続可能な森林経営を推進します。

11 里山資源の利用

- 里山の広葉樹や竹林の利用を図るため、きのこ生産用資材や薪・炭に含まれる放射性物質の濃度測定により安全性を確認していくとともに、栽培きのこの生産拡大や、木炭・竹炭の需要拡大を進めます。

12 林業の担い手育成

- 人材育成を行うための林業研修「林業アカデミーふくしま」において、林業に就業を希望する者を対象に、多様な技能・技術等を習得するための就業前長期研修講座を実施します。また、研修の運営を支援するための運営会議やサポートチームを設置します。

13 「福島県林業研究センター」における技術開発・研究

- 「福島県林業研究センター」において、多面的な機能を有した森林を育成するための管理技術、森林病害虫の防除技術、付加価値の高い林産物の生産・加工のための技術開発等について研究します。

14 病害虫の総合防除の推進

- 「改正植物防疫法」^{※1}に基づき、福島県の総合防除計画を策定し、発生を抑制する環境の整備や多様な手法による防除など、病害虫の総合防除を推進します。

15 沿岸域の環境保全、水産業や漁村の多面的機能の発揮

- 二酸化炭素吸収や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟の機能を保全するため、漁業者による生態系保全活動を引き続き支援していきます。また、河川・湖沼の多面的機能の維持を図るため、内水面漁業協同組合等による環境保護や環境教育等の取組を進めます。
- 漁業系プラスチックゴミの適切な処理と漁業者のみならず地域住民や都市住民による海浜清掃等の取組を推進します。

16 水産資源調査・評価等の推進

- 水産資源を持続的に利用するため、改正漁業法においては、漁獲量の上限を定める TAC（漁獲可能量制度）による管理が基本とされており、将来的な TAC^{※2}管理拡充や IQ 管理^{※3}導入の検討に必要な水産資源調査・評価等を国と連携し推進します。

※1 植物防疫法 当該法律は輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることを目的としたものです。有害動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法の一部を改正する法律案を第 208 回国会に提出し、令和 4 年 4 月 22 日に成立、5 月 2 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

※2 TAC（漁獲可能量制度） 漁獲数量を制限する制度

※3 IQ 管理 漁獲可能量を漁業者または漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲量の管理を行うこと

17 水産資源の適切な管理と高度化等

- 「福島県資源管理方針」※¹に基づき、資源管理協定の締結を含めた水産資源の適切な管理と合理的利用を推進します。
- 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及び ICT の活用による操業の効率化を推進するとともに、水産資源解析に必要な情報収集・資源量推定及び現場への迅速な普及を図り、資源管理の更なる高度化を推進します。

18 養殖における環境負荷の軽減

- 「資源管理協定への移行水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」※²に基づき、生態系等に配慮した栽培漁業を推進します。

19 漁村地域における新規就業者の確保

- 漁業の担い手を確保・育成するため、漁協、漁連と連携して青壮年部・女性部による技術の研究や環境保全、魚食普及などの活動の活性化を図ります。

20 水産エコラベルの活用

- 「MEL」※³等の水産エコラベル認証の取得及び認証を活用した PR 等の取組を支援し、水産資源や環境に配慮した漁業を推進します。

21 「水産海洋研究センター」等における技術開発・研究

- 福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所及び福島県内水面水産試験場において、資源管理及び調査研究、水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開等に取り組めます。

※1 福島県資源管理方針 本県の水産資源の適切な管理と合理的利用を図るため、管理すべき水産資源とその管理手法等の具体的内容（漁獲可能量の配分の基準、漁獲量の管理の手法等）を定めた県の計画です。

※2 資源管理協定への移行水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 効率的かつ効果的な種苗放流や栽培漁業にあたっての生物多様性保全への配慮等について示した計画です。

※3 MEL（マリン・エコラベル・ジャパン） 日本発の水産エコラベル認証制度であり、水産資源の持続性と環境に配慮している事業者（漁業・養殖業）を第三者が審査し認証しています。

指標名	現状	目標(R12)
有機農業等の取組面積	R3 2,859ha	6,000ha
第三者認証 GAP 等を認証した経営	R3 709 経営体	1,800 経営体以上
遊休農地の解消面積	— R2 実績 430ha (参考)	4,500ha (R4~R12 累計)
地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	R3 53%	57%以上
木材(素材)生産量	R2 914 千 m ³	1,350 千 m ³ 以上
河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	R3 12,497 人	12,000 人

目標 10 に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 各認証品について理解し、減農薬、減化学肥料栽培や有機栽培でつくられた農産物等を積極的に購入します。
- ✓ 住宅や木製製品を購入する際は、県産材のものを積極的に選択します。

事業者の取組

- ✓ 各認証品について理解し、減農薬、減化学肥料栽培や有機栽培でつくられた農産物等を積極的に使用します。
- ✓ 減農薬、減化学肥料栽培、有機栽培等、積極的に環境に優しい農業に取り組みます。
- ✓ 県産材を積極的に活用します。



上堰棚田と本木上堰について

～ボランティアと共につなぐ里山の生物多様性～

1 上堰棚田と本木上堰

上堰棚田とは、喜多方市山都町の本木・早稲谷地区にある総面積約 6ha の棚田です。急斜面の山腹にきれいに整備された棚田は壮観で、令和 4 年に優良な棚田を認定する取組「つなぐ棚田遺産 ～ふるさとの誇りを未来へ～」に選定されています。

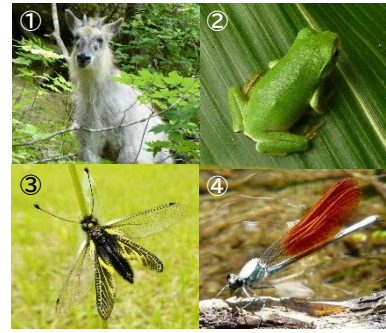
棚田の上部には江戸時代中期に作られた「本木上堰」という水路があります。全長 6km におよぶ水路は、275 年以上にわたり、流域の棚田を支えてきました。また、この水路は棚田の稲を育てるだけでなく、里山の生態系の要としての役割も果たしています。ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型哺乳類からカエルなどの両生類、ホタルやトンボ類などの昆虫まで、豊富な生きものたちがみられます。



上堰棚田 全景



本木上堰



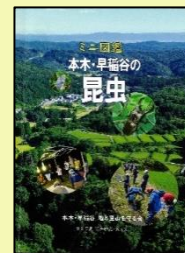
①ニホンカモシカ
②シュレーゲルアオガエル
③キバネツノトンボ ④カワトンボ

2 地域の活動 ～ボランティアと共につなぐ～

棚田と堰を守るため、農業者、地域住民、ボランティアにより、様々な取組が行われています。棚田と里山の生物多様性を次世代に残していくためには、より多くのボランティアが必要です。ぜひ、皆さんもボランティアに参加してみませんか。

棚田や堰を核とした、様々な取り組み内容

- ・棚田米の生産販売、棚田オーナー制の実施
- ・棚田米を活用した日本酒「上堰米のお酒」の製造
- ・地元農産物の直売所の設置
- ・地元の子どもへの環境教育
(生物調査、ミニ図鑑(昆虫)の作成)
- ・堰さらいボランティアの実施 等



ミニ図鑑
本木・早稲谷の昆虫
(地元の小中学校へ配布)



堰さらいボランティアの様子



上堰米のお酒(日本酒)

近況やボランティア募集情報は
↓こちらから↓



Facebook ページ
「本木・早稲谷堰と
里山を守る会」



県内のラムサール条約登録湿地と潜在候補地について

～尾瀬、松川浦、高野池、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖～

1 ワイズユース（賢明な利用）とラムサール条約

生物多様性を付加価値とし、ブランド化した成功例として良く知られているのが、「コウノトリ育むお米」（兵庫県豊岡市）、「ふゆみずたんぼ米」（宮城県大崎市）などのラムサール条約登録湿地関連のお米です。ラムサール条約とは、湿地の保全と、ワイズユース（賢明な利用）を進めることを目的とした条約で、国際的な基準に従い条約締結国が国際的に重要な湿地を条約事務局に登録しています。生物多様性のブランド化は、ラムサール条約登録湿地のワイズユースの一例です。登録湿地になるには、まず国際的に重要な湿地を指定するための9つの基準のいずれかを満たし、環境省により「潜在候補地」に指定されることが必要です。さらに、国の法律により自然環境の保全が図られることと、地元自治体などの登録への賛意が得られることの2つの要件を満たすと、環境省と自治体の調整を経て、国による指定がなされ、締約国会議を経て登録されます。現在、国内の登録湿地数は53箇所にとどります（令和3年11月18日時点）。

県内では高層湿原が広がる尾瀬が指定されており、観光の側面でのワイズユースが進められています。年間入山者数は約11万人（R3時点）であり※1、自然環境への負荷をかけないようにするため、湿原への木道整備やマイカー規制、公衆トイレの整備などに取り組んでいます。

※1 関東地方環境事務所 令和3年度 尾瀬国立公園の入山者数について 2022年10月27日（報道発表）

2 福島県内の潜在候補地

福島県内には尾瀬以外にも生物多様性保全上重要な湿地があります。環境省が2010年に選定したラムサール条約湿地潜在候補地として、県内の4つの湿地（松川浦、高野池、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖）が選定されています。

○福島県内のラムサール条約湿地潜在候補地

湿地名	選定理由	基準
松川浦 (相馬市)	・生物地理区（北東本州）を代表する干潟 ・絶滅危惧種ヒヌマイトトンボの生息地 ・仙台湾沿岸域では最も底生生物の種の多様性が高い	基準1 基準2 基準3
高野池 (鏡石町)	多数のオオハクチョウ、オナガガモの生息地	基準6
裏磐梯湖沼群 (北塩原村、猪苗代町)	生物地理区（東アジア）を代表する湖沼	基準1
猪苗代湖 (猪苗代町、会津若松市、郡山市)	・生物地理区（東アジア）を代表する湖沼 ・多数のコハクチョウの生息地	基準1 基準6

○国際的に重要な湿地の基準（抜粋）

- 基準1 特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地
- 基準2 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地
- 基準3 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地
- 基準6 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

※いずれかに該当することが要件

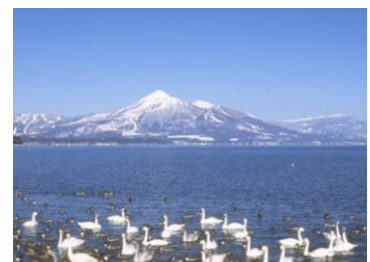
※環境省 ラムサール条約湿地潜在候補地の選定について
2010年9月30日（報道発表資料）より抜粋



松川浦



裏磐梯湖沼群（秋元湖）



猪苗代湖

地域文化を維持・継承する

文化財、食文化、木材文化
キーワード

1 地域資源の再発見

- 歴史や伝統など地域の有する資源の素晴らしさを再発見する取組を支援し、地域に対する愛着や誇りの醸成を図ります。

2 自然に根ざした文化の活用 ～文化財の保存・活用～

- 「福島県文化財保存活用大綱」※¹に基づき、県内に数多く存在する歴史的、芸術的、または学術的価値を持つ文化財を指定し、その保護・保存及び適切な活用に努めます。

3 食文化の継承

- 「第四次福島県食育推進計画」※²に基づき、地域の自然や風土の中で育まれた食文化や郷土食の継承、暮らしを支える農林漁業の大切さ、環境と共生する農林漁業者等と連携した食育（農林漁業体験）等を推進します。
- 地域の食文化の継承や健全な食生活を維持するため、学校給食に地場産物を活用し、和食を中心とした栄養バランスの良い日本型食生活の普及を促進します。

4 木材文化の伝承

- 木材の良さ、木づかいの文化を伝えるため、各種イベント等において、木材に「触れ」「感じる」「知る」体験活動を推進します。

5 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくり

- 地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを支援します。

指標名	現状	目標(R12)
自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	R3 86.0%	95%以上

※1 福島県文化財保存活用大綱 本県の豊かな歴史と文化に育まれた特色ある文化財について、保存と活用に係る本県の基本的方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めて行く上で、共通の基盤とすることを目的としたもの。

※2 第四次福島県食育推進計画 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるものです。

目標11に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 体験活動やボランティア等を通して、伝統的な農法や文化について学びます。
- ✓ 伝統的な手法等で作られた加工食品などを食べることで、食文化への理解や継承に貢献します。

事業者の取組

- ✓ 伝統的な農法や食文化等に価値を見出し、その保全や継承に貢献します。

自然とのふれあいの機会を提供し、県民の生物多様性への理解を深める

Q 持続可能な開発のための教育(ESD)、コミュニティ福島

1 自然公園における自然とのふれあいの機会の創出

- 尾瀬など本県の貴重な自然を活用した、質の高い環境教育を推進し、生物多様性の保全の重要性について啓発を進めます。
- 国立・国定公園の特別保護地区や特別天然記念物等に指定されている本県の自然資源を活用し、自然との豊かなふれあいを推進します。

2 護岸や都市公園など身近な自然とのふれあいの場の整備

- 親水護岸の整備により、水辺に親しむ空間や水生生物にふれることができる環境の創出に努めるとともに、都市公園においては、地域や学校と連携し、多様な環境教育・環境学習を推進します。

3 「コミュニティ福島」等を活用した啓発

- 「コミュニティ福島」※1において、展示ブースの更新を行い、生物多様性について楽しく学べる場所を整備します。また、生物多様性に関するイベントや講演等を「コミュニティ福島」、「野生生物共生センター」で行います。



コミュニティ福島の展示ブース①
壁面の自然環境の映像に出現する生きものに虫眼鏡をかざして、生きものの生態や状況を知るデジタルコンテンツ



コミュニティ福島の展示ブース②
ジオラマで作られた福島の自然などを見ながら、県内の自然環境の状況や変化について学びます

4 地域の生涯学習施設やボランティア団体等との連携

- 地域や学校において、生涯学習関連施設（アクアマリンふくしま※2等）を活用した体験型・実践型の環境教育・学習の推進を図ります。
- もりの案内人・ボランティア団体などと連携し、地域や学校の体験学習を推進します。

※1 コミュニティ福島 福島県環境創造センター交流棟の愛称。展示施設や 360 度全球シアターを備え、身近な視点から放射線や福島の環境への理解を深めていただける施設です。
 ※2 アクアマリンふくしま 海を通して「人と地球の未来」を考える新しい形の「環境水族館」として、いわき市に整備された施設で、公益財団法人ふくしま海洋科学館が運営しています。

5 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- 学校における環境教育等の取組の促進のため、ESD の概念や、その推進拠点であるユネスコスクールなどの取組を周知、広報します。

6 あらゆる世代への自然体験活動等の提供

- 自然の家等において、親子を中心に体力向上や健康増進につながる取組を行い、子どもから大人まで多くの方々へ屋外で体を動かすことや自然と触れあう大切さ、魅力を伝える機会を提供します。

7 水循環の教育

- 下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について情報発信します。

8 環境教育の推進

- 「福島県環境教育等行動計画【第2次】」に基づき、県民、民間団体、事業者、行政などあらゆる主体が連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくための効果的な環境教育等を推進します。

9 森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進

- 本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、森林整備ボランティア活動、森林観察・林業体験、緑の募金運動、緑の少年団活動等を通じて、森林・林業の必要性、水源のかん養などの森林のもつ公益的機能について理解を深めます。

指標名	現状	目標(R12)
生物多様性について理解している県民の割合*	R4 24.4%	70%以上
外来種について理解している県民の割合*	R4 80.9%	100%
自然体験学習等参加者数	R元 1,476人	2,200人
森林づくり意識醸成活動の参加者数	R3 144,954人	170,000人
環境教育副読本を用いて学習を行った県内小学校の割合	R3 30.4%	80%
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数	R3 31,828人	39,700人
【モニタリング指標】 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数	R3 88箇所	増加を目指す

※県政世論調査による

目標12に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 小鳥の声に耳をすませたり、公園の植物を観察するなど身近な自然に意識を向け、関心を持ちます。
- ✓ 水族館や博物館、「福島県環境創造センター（コミュタン福島）」や「野生生物共生センター」などを利用し、生き物について学びます。
- ✓ 自治体や自然保護団体等が開催する自然観察会や自然体験プログラムに参加し、自然を体感します。

事業者の取組

- ✓ 行政や保全団体と連携し、生物多様性保全活動に取り組みます。

持続可能な消費や地産地消など日々の生活を通じて、生物多様性の保全を図る



キーワード エシカル消費、食育、うつくしまエコ・リサイクル製品認定制度

1 日々の暮らしの中で生物多様性保全の取組を促す仕組みの構築

- 県民一人ひとりが日々の生活の中で生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた行動を取ることができるよう、県民向けの行動指針を作成し、普及啓発を行います。

2 「エシカル消費」の推進

- 人や社会、環境・生物多様性を考えて商品やサービスを選択する「エシカル消費」※¹について、その認知度を高めつつ、日々の買い物を通して自分ごととして捉えた消費につなげるため、エシカル認証マークの理解促進を図ります。

3 有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保

- 「福島県有機農業推進計画」に基づき、有機農産物の安定生産に向けた生産基盤の強化を図るとともに、技術の開発・普及や人材の育成・確保、販路開拓・拡大の取組を進めます。
(再掲)

4 食育の推進

- 「第四次福島県食育推進計画」に基づき、持続可能な食料生産と消費に配慮した食育（地産地消）等を推進します。

5 食品ロス削減

- 「福島県食品ロス削減推進計画」に基づき、「食べ残しゼロ協力店」との連携など食品ロス削減の取組を促進します。

6 グリーン購入の推進等

- 「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」及び「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、環境物品等の調達を推進します。

7 環境に配慮した製品の評価・普及

- 環境や生物多様性に配慮した製品の普及を図るため、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」※²に基づき、趣旨に沿った製品の認定・PRを行い、利用促進を図ります。

※1 エシカル消費 人・社会・環境を考慮して、商品やサービスを選択する消費行動

※2 うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度 県内に事業所を有するものが、主として県内で生じた廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として福島県が認定し、利用を推進する制度です。

8 産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進

- 循環型社会の形成に向け、事業者への普及啓発を徹底することで、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の取組を促進します。

指標名	現状	目標(R12)
生物多様性に配慮したライフスタイルとして、地球温暖化対策に取り組んでいる県民の割合*	R4 59.7%	80% 以上
生きものを最後まで責任を持って育てる県民の割合*	R4 46.0%	80% 以上
地元の食材・ものを選んで購入する県民の割合*	R4 41.3%	80% 以上
環境に配慮した商品を優先的に購入する県民の割合*	R4 27.7%	70% 以上
身近な生きものを観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう県民の割合*	R4 25.8%	70% 以上
自然や生きものについて、家族や友人と話し合う県民の割合*	R4 17.6%	50% 以上
自然保護活動や美化活動に参加する県民の割合*	R4 16.9%	50% 以上
エコツアー（ガイドによる自然体験）に参加すると回答した県民の割合*	R4 7.4%	50% 以上

※県政世論調査による

目標13に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 生物多様性や環境に配慮した商品（認証を受けた商品等）やサービスを選択します。
- ✓ 地元で採れたもの、環境に配慮してつくられた農林水産物を積極的に選び、食品ロスを出さないよう消費します。
- ✓ 投資や寄付等をする場合は、生物多様性に配慮した事業活動や取組を評価するようにします。（ESG投資など）

事業者の取組

- ✓ 生物多様性に配慮した製品やサービスを積極的に提供します。
- ✓ 県民に対し、食品の加工、流通、調理、販売の各過程における正しい情報提供を行います。
- ✓ 投資や寄付等をする場合は、生物多様性に配慮した事業活動や取組を評価するようにします。（ESG投資など）

※ESG投資については次ページのコラム参照



生物多様性に配慮された商品

～認証マークの付いた商品を購入しよう～

身の回りの商品には、生物多様性や環境に配慮したことを示す様々な認証マークが付いています。買い物の際、認証マークの付いた商品を積極的に選んでみましょう。

	マーク	概要
紙・木製品		<森林管理協議会> 環境や動植物を守り、森林に依存する人々や林業従事者の人権を尊重し、適切に管理された森林の樹木や適切だと認められたりサイクル資源で作られた紙・木材製品につけられるマークです。
繊維製品		<オーガニックテキスタイル世界基準(GOTS)> 有機栽培(飼育)の原料を使用し、環境と社会に配慮して加工・流通された繊維製品に付けられるマークです。
水産物		<MSC(海洋管理協議会)> 水産資源や環境に配慮した、持続可能な漁業で獲られた水産物につけられる国際的な認証マークです。
		<マリン・エコラベル・ジャパン(MEL)認証> 国際的に認められた日本発の水産エコラベル認証制度です。水産資源・環境の持続性に配慮した取り組みを行う水産業者(漁業、養殖業、流通・加工業)を認証しています。
農産物		<有機JAS> 農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類に付けられています。
		<レインフォレスト・アライアンス> 生態系や農業の管理、労働者の生活向上などの基準を満たした認証農園産の農作物に付けられるマークです。
		<ふくしま県GAP> 福島県が認証した生産工程管理により栽培、出荷された農林産物に付けられるマークです。県産農林産物の「安全・安心で豊かな実り」、未来に向かって生長する様と多様な作物を表現しています。
		<RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)> RSPOの認証基準を満たした持続可能なパーム由来原料を使用した、あるいはその生産に貢献した製品である製品に付けられるマークです。

企業や保全団体等の取組推進と生物多様性に資する人材の育成を行う



キーワード 生物多様性地域戦略、体験の機会、地域循環共生圏、野生動植物保護サポーター

1 県の全庁横断的な連携と推進体制の強化

- 生物多様性にかかわる県の関連部局と横断的な連携を図るとともに、推進体制の強化に向けて、検討を進めます。

2 生物多様性に配慮した施策の推進

- 県の各種計画において、計画相互の整合性を勘案しつつ、生物多様性の保全等に配慮する視点を導入します。
- 市町村が実施する絶滅危惧種等の保護事業や里地里山の生物多様性の保全・再生事業、生物多様性の保全に資する事業に対し、必要に応じて助言を行います。

3 市町村における「生物多様性地域戦略」策定の推進

- 生物多様性基本法第13条第1項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる「生物多様性地域戦略」について、地域の実情を踏まえつつ、「ふくしま生物多様性推進計画」の目標達成に貢献する「生物多様性地域戦略」が多くの市町村で策定されるよう、技術的助言等の方策を講じます。

4 市町村における「緑の基本計画」の策定等の推進

- 市町村が「緑の基本計画」※1を新たに策定または改定する際に、生物多様性に配慮した計画策定等を促進します。

5 市町村と連携した生物多様性保全

- 市町村等と連携し、公共工事等における生物多様性保全の取組等を促進させるため、市町村等担当者への研修会を実施し、優良事例の学習等を通じて認識の共有を図ります。

※1 緑の基本計画 市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

6 生涯学習関連施設や研究機関等による取組の推進

- 「フォレストパークあだたら」、「アクアマリンふくしま」、「アクアマリンいなわしろカワセミ水族館」、「福島県野生生物共生センター」、「南相馬市博物館」、「福島市小鳥の森」「只見町ブナセンター」、「福島大学」など生涯学習関連施設及び研究機関等の一層の利活用を進め、小中学校等での生物多様性に係る環境教育を推進します。

7 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォームの形成

- 地域住民、事業者、NPO・NGO、有識者等と連携し「地域循環共生圏」の形成を推進し、資源の循環、生物多様性の確保、脱炭素化の実現等のため必要な施策を行います。

8 カーボンニュートラルの実現に向けた連携

- 産業や家庭など部門別の温室効果ガスの削減目標や必要となる取組を具体的に示した「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」に基づき、あらゆる主体と一体となってカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。

9 企業や活動団体の取組評価

- 企業、活動団体等による地域に根差した活動を集約・共有する仕組みを構築し、多様な主体による連携を促進します。また、各活動の貢献の定量的評価及び可視化を図り、優良事例については、ホームページ等により積極的に情報発信します。

10 自然とのふれあいの機会の提供

- 環境の保全・回復に係る出前講座等を行う「環境教育サポート団体」※¹や、自然体験活動等ができる「体験の機会の場」を登録・認定し、より質の高い環境教育の機会を地域や学校等に提供します。

11 水環境保全団体への支援、指導者育成

- 水環境保全活動の活性化を図るため、「せせらぎスクール」※²として水生生物調査を実施する団体への支援を行います。また、「せせらぎスクール指導者養成講座」を開催し、水生生物調査の指導者養成に努めます。

※1 環境教育サポート団体 環境保全・回復に関する出前講座や自然体験活動などを行う民間団体、事業者を「環境教育サポート団体」として登録する制度です。登録団体は、随時 HP に更新されます。

※2 せせらぎスクール 水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布する等の支援を行っています。

12 関係機関・団体と連携した水環境保全

- ホームページや福島県各地方流域水循環協議会等を通じて、健全な水循環の維持・回復に関する情報発信を行うとともに、『水との共生』プラン」に基づき、水環境活動に取り組む団体等に対し、学識経験者や活動実践者を講師として派遣し、水環境保全の取組を支援します。

13 環境保全活動にかかる地域リーダーの育成

- 地域において環境保全活動に積極的に取り組むリーダー（野生動植物保護サポーター）を養成するため、実践的な知識を習得し、互いに交流できる機会の提供に努めます。



「野生動植物保護サポーター研修会」の様子(講習会、自然観察会)

14 地域における環境活動支援ネットワークの形成

- 地域や学校、環境保全団体等が、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」※1を活用し、情報交換及び協力をを行いながら、環境保全活動を展開できるように、支援します。

15 地域における道路や河川の清掃・美化活動

- 地域住民・市町村・県が協働して、道路や河川の清掃・美化活動を行い、道路・河川を大切にすることを育てながら、地域にふさわしい道・川づくりを進める「うつくしまの道・川サポート制度」を推進します。

16 農村地域の自然・景観の保全

- 農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加して、用排水路や農道などの農業用施設の手入れや、農村の自然・景観などを守れるように地域共同活動を進めます。

※1 ふくしま環境活動支援ネットワーク 環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調査研究活動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

※2 うつくしまの道・川サポート制度 道や川を慈しむ心を育てることを目的に、地域の方々や企業（団体）、市町村、県の3者で協定を結び、清掃活動、美化・緑化活動に取り組む事業です。

17 地域単位での鳥獣被害対策の推進

- 被害地域が関係機関・団体と連携し、協議会を設置して鳥獣被害防止を図れるよう取組を進めます。

18 都市住民等と農村地域との交流の促進

- 農村地域の保全活動に取り組む組織と、都市住民との交流を行う団体や農村地域での活動に興味のある大学等との連携を支援します。
- 農林漁業体験など体験プログラムの充実などの体制整備を支援します。

19 自然環境保全にかかるボランティアの育成、ネットワーク化

- 自然公園における周遊促進に向けて、尾瀬認定ガイド等の利用の普及を図るとともに、公園内設備のメンテナンスについては、ボランティア団体や利用者の協力を得ながら荒廃した登山道の修復等に取り組みます。
- 「野生動物救急救命ドクター（ER ドクター）」^{※1}としてボランティア登録した動物病院の獣医師と連携し、適切な傷病鳥獣対策を推進します。
- 県民参加の森林づくりを総合的に進めるため、「森林ボランティアサポートセンター」^{※2}による情報提供や相談業務等を行い、各種団体の活動を支援します。
- 森林環境学習や森林観察等の活動を行う「もりの案内人」^{※3}等を育成するとともに、活動の輪を広げていきます。

※1 野生動物救急救命ドクター（ER ドクター） 県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターとして登録した動物病院の医師で、ボランティアにより野生動物の初期治療を行います。

※2 森林ボランティアサポートセンター 森林づくり活動の広報や森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林ボランティアに関する相談などに対応し、県民の森林ボランティア活動への参加を支援する機関です。

※3 もりの案内人 森林の必要性や重要性を広く県民に伝えるボランティアによる指導者の方々です。

指標名	現状	目標(R12)
「ふくしまゼロカーボン宣言事業」 参加団体数	R3 事業所 1,640 事業所 学校 329 校	事業所 11,000 事業所 学校 1,000 校
野生動植物保護サポーター登録数	R3 166 人	178 人
「せせらぎスクール」参加 団体数、延べ参加者数	R3 44 団体 1,826 人	55 団体 2,760 人
猪苗代湖における 水草回収、清掃活動等ボランティア参加者数	R3 2,305 人	12,000 人

目標 1 4 に関して実践できることを考えてみましょう




県民の取組

- ✓ 各自治体が策定する「生物多様性地域戦略」を読み、地域の生物多様性の現状と課題、今後の取組の方向性等について理解します。
- ✓ 「野生動植物保護サポーター研修」や「せせらぎスクール」など、自治体等が実施する活動に積極的に参加し、生物多様性への理解を深めます。
- ✓ 森林保全や水環境保全等の活動にボランティアとして積極的に参加します。

事業者の取組

- ✓ 地域における生物多様性の保全活動を応援します（CSR の取組推進）。
- ✓ 社内において生物多様性に資する人材を講師やアドバイザーとして派遣します。
- ✓ 事業所内で保全する自然環境を環境教育の場として提供します。

生物多様性に関する調査・研究を促進する

 キーワード レッドデータブックふくしま、福島県農業総合センター、福島県環境創造センター

1 自然環境情報の蓄積及び発信

- 本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集、技術指導等を強化します。また、県で調査した自然環境調査報告書等を県立図書館等に寄贈する等により、研究機関、学校、県民等による自然環境情報の利活用促進に努めます。
- 公共事業等の際に確認される、保護上重要な動植物の飼育・生息情報を収集し、蓄積します。

2 鳥獣生息状況の情報収集

- 特定鳥獣の生息状況やガンカモ類の飛来状況等、県内の鳥獣の生息状況を情報収集し、野生動物保護管理行政の基礎資料とします。

3 県立自然公園等の調査・管理（再掲）

- 県立自然公園及び県自然環境保全地域等において、自然の風景地の保護及び生物多様性を適切に確保するため公園図の点検や環境調査等を実施し、必要に応じて公園計画や保全計画等の見直しを行います。

4 「レッドデータブック」ふくしまの改訂（再掲）

- 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全のため、県内の野生動植物の生息状況について調査し、これらの生物の生育・生息状況をまとめた「レッドデータブックふくしま」の改訂を進めます。

5 外来種被害の防止（再掲）

- ブルーリストを適宜更新し、生態系に被害をおよぼすおそれのある外来種の被害や駆除の情報を収集するなど、外来種被害の防止に努めます。

**6 「環境創造センター」(「猪苗代水環境センター」・「野生生物共生センター」を含む)
における調査・研究**

- 本県の動植物への原発事故による放射線の影響を把握するため、関係行政機関・研究機関と連携し、長期的で一貫性のある動植物へのモニタリング調査を行うとともに、避難指示区域における動植物の動向を調査します。
- 猪苗代湖の水質について、放射線の影響を調査するとともに、水質変化の要因解析、将来予測や水質改善策に関する調査研究を進めています。
- ツキノワグマやイノシシ等の野生動物の行動調査を実施し、野生動物保護管理行政の基礎資料とします。また、薬剤耐性菌保有状況、サルモネラ保有状況、マダニ媒介性疾病等、ヒトと動物の共通感染症等の調査を行います。

7 「福島県農業総合センター」における技術開発・研究(再掲)

- 「福島県農業総合センター」において、環境負荷の低減や生態系保全など、環境と共生する農業と技術の開発を進めます。

8 「福島県林業研究センター」における技術開発・研究(再掲)

- 「福島県林業研究センター」において、多面的な機能を有した森林を育成するための管理技術、森林病虫害の防除技術、付加価値の高い林産物の生産・加工のための技術開発等について研究します。

9 「福島県水産海洋研究センター」等における技術開発・研究(再掲)

- 福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所及び福島県内水面水産試験場において、資源管理及び調査研究、水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開等に取り組みます。

目標15に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 自然環境の調査結果を理解し、日常生活や行動に活かします。
- ✓ 自治体や保全団体などが実施する調査活動に協力します。

事業者の取組

- ✓ 自然環境の調査等に協力するとともに、事業活動への活用を図ります。

関 連 資 料

- 1 ふくしまの特徴的な自然環境 108
- 2 東日本大震災の被害を受けた松川浦及び
磐城海岸県立公園における植生や動物の変化予測
. 121
- 3 用語解説 126
- 4 福島県生物多様性推進協議会設置要綱 140
- 5 協議会委員・アドバイザー 142
- 6 コラム 執筆協力者 143
- 7 第2期計画の指標の達成状況 144
- 8 第3期計画指標一覧 145

1 ふくしまの特徴的な自然環境

以下の表は、福島県の生物多様性の豊かさの指標となる特徴的な地域・生態系・動植物を示したものです。どのような危機が及んでいるかも記載することで、今後、ふくしまの生物多様性の保全とその持続可能な利用についての取組が、どのように進んでいるのかを確認する一つの指標にします。

名称	地方 (市町村)	生態系 区分	特徴等	危機の種類 (第1～第3)
国立公園、国定公園①				
尾瀬 (会津駒ヶ岳、田代山、燧ヶ岳含む)	会津 (檜枝岐村、南会津町)	奥山 地域	尾瀬国立公園、国指定特別天然記念物「尾瀬」。本州最大級の高層湿原で、寒地系の希少植物が豊富。昆虫相においても、ホソモリトンボやコヒョウモンなど希少種の生息が多数確認されている。両生類では、クロサンショウウオやモリアオガエルが生息する。 国立公園内の会津駒ヶ岳、田代山、燧ヶ岳はそれぞれ日本百名山。各山頂は特別保護地区に指定。会津駒ヶ岳を含む周辺山岳地帯はイヌワシやクマタカなどの猛禽類の生息（繁殖）や、オオゴマシジミやツマジロウラジャノメ、カノシマチビゲンゴロウなどの希少な昆虫類の生息も確認されている。	第1、第3 第4
飯豊山(系)	会津 (喜多方市)	奥山 地域	磐梯朝日国立公園。日本百名山。高山植物が豊富で、固有変種イデリンドウも生育している。飯豊山を含む連峰周辺（山麓を含む）では、イヌワシ・クマタカ・サシバ等の猛禽類が生息（繁殖）しているが、近年その繁殖率が著しく低下している。昆虫では希少なベニヒカゲの生息も確認されている。	第1
吾妻山(系)	中通り (福島市)・会津 (猪苗代町、北塩原村)	奥山 地域	磐梯朝日国立公園。日本百名山。高山植物が豊富。浄土平など火山荒原が広がる。猛禽類ほか多くの鳥類の生息地であり、重要野鳥生息地（IBA）(*)に指定されている。公園内の湿原は、クロサンショウウオやモリアオガエルの産卵地。	第1

名称	地方 (市町村)	生態系 区分	特徴等	危機の種類 (第1～第3)
国立公園、国定公園②				
安達太良山 (系)	中通り (福島市、 二本松市、 大玉村、郡 山市) 会津 (猪苗代 町)	奥山 地域	磐梯朝日国立公園。日本百名山。高山植物が豊富。馬の背など硫気孔原植生(*)が分布する。猛禽類ほか多くの鳥類の生息地。	第1
磐梯山	会津 (猪苗代 町、北塩原 村、磐梯 町)	奥山 地域	磐梯朝日国立公園。日本百名山。高山植物が豊富。火口原の火山荒原や硫気孔原植生(*)が分布する。磐梯山を含む周辺山岳及び山麓はクマタカ・オオタカ・サシバなど猛禽類の生息域でもある。また、磐梯山の山麓部では、ヒメシロチョウなどの希少種が生息している。	第1
裏磐梯	会津 (北塩原 村)	奥山地 域/里地 里山地 域	磐梯朝日国立公園。1888年の磐梯山噴火によりできた大小300の湖があり、県を代表する景勝地のひとつ。希少な水生植物が多く生育。魚類では国内外の外来種が多いなか、ホトケドジョウやスナヤツメ北方種などの在来種も多く生息。日本有数の野鳥観察域でもあり、磐梯山を含む周辺山岳及び山麓は、クマタカ・オオタカ・ミサゴなどの猛禽類の生息域。重要野鳥生息地(IBA)(*)に指定されている。また、裏磐梯ではゲンゴロウ類が豊富であり、ゲンゴロウ、ヒメミズスマシ、コオナガミズスマシなどが確認される。	第1、第3

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 (第1～第3)
国立公園、国定公園③				
猪苗代湖	会津 (猪苗代 町, 会津若 松市, 郡山 市)	里地里山 地域	磐梯朝日国立公園。日本有数の水質を誇る湖。日本最大のアサザ群落(水生植物)あり。魚類ではコイ科の希少種が生息しており、その産卵母貝(淡水二枚貝類)も生息。鳥類では、北岸のヨシ原に、ヨシゴイ、オオヨシキリ、コヨシキリが生息(繁殖)するが、近年固体数が減少している(特にヨシゴイ)。北西岸(長浜)にオジロワシ(冬季)の飛来がみられる。コハクチョウの重要生息地として重要野鳥生息地(IBA)(*)に指定されている。北西岸翁島にカワウのコロニーがあり、漁業被害や森林被害が発生している。昆虫類では、ルイスツブゲンゴロウやコバネアオイトトンボなどの希少種が確認される。	第1 第2 第3
浅草岳	会津 (只見町)	奥山地域	越後三山只見国定公園。高山植物が豊富。イヌワシなどの猛禽類の生息(繁殖)も確認されている。 ギフチョウやフジミドリシジミなどの希少な昆虫も多い。河川にはカワヤツメ河川型やエゾウグイ、アカザなどの希少種が生息する。両生類では、国内でも生息域の限られるタダミハコネサンショウウオが生息する。	第1

名称	地方 (市町 村)	生態系 区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
県立自然公園、天然記念物①				
霊山	中通り (伊達市) 浜通り (相馬市)	奥山地 域/里地 里山地 域	霊山県立自然公園。国史跡および名勝にも指定されている。奇岩を連ねる岩山から成り、集塊岩上にイブキジャコウソウ群落、リュウノウギク群落、キリンソウ群落、ヒモカズラ群落、マルバマンネングサ群落などの特殊な岩上植物群落があり、コケミズなどの希少種も多くみられる。	第1
南湖	中通り (白河市)	里地里 山・都 市地域	南湖県立自然公園。国史跡及び名勝にも指定され、湖の水抜きや、アカマツ林の下草刈り、湖岸のヨシ刈りなどの管理がなされて、景観や環境が維持されている。日本最古級の公園であり、トウゴクヘラオモダカ、ヌマゼリなど希少な湿地生植物、トリゲモやイトイバラモなどの希少な水生植物がみられる。また、昆虫類ではルイスツブゲンゴロウやホッケミズムシなどの希少種もみられる。	第1 第2 第3
松川浦	浜通り (相馬市)	河川・ 湖沼・ 湿原地 域/沿岸 域/里地 里山地 域	松川浦県立自然公園。岩手県以南の太平洋側における、最大級の汽水の浦。 ハマサジやハママツナなど塩性湿地植物の群落や、魚の稚魚の棲みかとなるアマモの群生が確認されている。ハゼ科の魚類が豊富。県特定希少野生動植物に指定されているヒヌマイトトンボは震災後生息が確認されていないが、生息環境の維持保全は続けられている。鳥類では、シギチドリ類（特に春期、秋期の通過時期）、ガンカモ類、サギ類の重要な生息地であり、日本の重要湿地500にも選定されている。 東日本大震災後の復旧事業により陸地の大半が山砂で埋め立てられ、クロマツの苗が植えられている。保護区として残された部分に塩性湿地が成立している。	第1、第3 大震災

名称	地方 (市町村)	生態系 区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
県立自然公園、天然記念物②				
駒止湿原	会津 (南会津 町, 昭和 村)	奥山地 域	国指定天然記念物「駒止湿原」。発達したミズゴケ湿原が広がり、ワタスゲやニッコウキスゲの群生もみられる。周辺ではクマタカの生息も確認されている。クロサンショウウオやアカハライモリ、モリアオガエルなど両生類の生息(産卵)地。	第1
赤井谷地	会津 (会津若松 市)	里地里 山地域	国指定天然記念物「赤井谷地沼野植物群落」。泥炭地特有の北方系植物の生育地となっている。マークオサムシなどの希少な昆虫類の生息も確認されている。	第1
雄国沼	会津 (北塩原 村)	奥山地 域	国指定天然記念物「雄国沼湿原植物群落」。ニッコウキスゲの大群落が有名。北方系植物の貴重な生育地のひとつとなっている。	第1
中山風穴	会津 (下郷町)	里地里 山地域	国指定天然記念物「中山風穴地特殊植物群落」。冷気を利用し、野菜などの貯蔵にも用いられている。オオタカネバラなど亜寒帯系の特殊な風穴群落がみられる。	第2
三春滝ザクラ	中通り (三春町)	里地里 山地域	国指定天然記念物「三春滝ザクラ」。	
吾妻山ヤエハクサンシヤクナゲ	中通り (福島市)	奥山地 域	国指定天然記念物「吾妻山ヤエハクサンシヤクナゲ自生地」。当該種は福島県の花に指定されている。ハクサンシヤクナゲの八重咲きの突然変異株。	第1
蓋沼の浮島	会津 (会津美里 町)	奥山地 域/里地 里山地 域	県指定天然記念物「蓋沼の浮島」。規模の大きなヨシの浮島である。浮島の上には湿地生の植物群落が形成されている。ツチガエル、モリアオガエルの生息(産卵地)であり、周辺は野鳥も豊富である。	第3
安達太良山ヤエハクサンシヤクナゲ	中通り (二本松 市, 福島 市) 会津 (猪苗代 町)	奥山 地域	県指定天然記念物「安達太良山ヤエハクサンシヤクナゲ自生地」。当該種は福島県の花に指定されている。ハクサンシヤクナゲの八重咲きの突然変異株。	第1

名称	地方（市町村）	生態系 区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
自然環境保全地域①				
石田ブヨメ キ	中通り（伊達 市）	里地里山地 域	阿武隈高原内の山間の湿地で、ミズバショ ウ、リュウキンカなどの湿地生の植物が生 育している。	第1、第2
法正尻湿原	会津（磐梯町）	里地里山地 域	比較的低標高にあるミズゴケ湿原で、ホロ ムイソウ、ツルコケモモなどの亜寒帯植物 が生育する。ノダイオウ、ナガバノウナギ ツカミなどの希少な湿地生植物も見られ る。昆虫類ではコバンムシやアイツキタホ ウネンエビ、ゲンゴロウ類（ゲンゴロウ、 ヒゲブトコツブゲンゴロウ等）、ガムシ、 エゾコガムシなど多数の希少な種が生息し ている。	第1、第2
安座	会津 （西会津町）	里地里山地 域	岩場に広がる草原や疎林で、ヒメサユリが 群生している。岩峰にコウヤマキの北限の 自生地がある。 <u>昆虫類では希少種であるギフチョウがみら れる。食草となるカンアオイ類等の自生地 を保護するため、適切な森林管理が必要。</u> 湧水地や周辺水田にはトノサマガエルの個 体数が多い。	第1、第2
宮床湿原	会津 （南会津町）	奥山地域	低層湿原、中間湿原、高層湿原からなる自 然性の高い湿原で、ミズゴケ類やトキシ ウ、ツルコケモモ、ワタスゲ、ミズギク等 の豊富な湿原植物が生育している。湿原の 周囲には希少なマダラナニワトンボが生息 している。また、日本で最も小さいトンボ であるハッチョウトンボも多数生息してい る。	第1
黒岩湿原	会津 （南会津町）	奥山地域	原始性の高い自然状態を保っている深山の ミズゴケ湿原。	第1

名称	地方（市町村）	生態系 区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
県立自然公園、天然記念物④				
七ヶ岳	会津 （南会津町）	奥山地域	稜線上の露岩の地域にキャラボク、アズマシャクナゲ、ハクサンシャクナゲなどの亜高山性植物群落、山麓にブナの原生林等がある。	第1
木地夜鷹山	会津 （西会津町）	奥山地域	急崖地にトガクシソウの生育地がある。	第1
金山	中通り （白河市）	里地里山地 域	湧水地に現存する唯一のビャッコイの自生地がある。	第1 第2 第3
矢の原 湿原	会津 （昭和村）	奥山地域	7.0～9.0万年前にできた、知られている中で国内で2番目に古い湿原で、昭和村の天然記念物に指定されている。周囲に湧水が豊富で、ミツガシワ、ヒツジグサ、ワタスゲなどの湿原植物が豊富に生育する。 昆虫類は特にトンボ類が豊富であり、ハッチョウトンボや希少種であるマダラナニワトンボなど42種類が生息している。そのほか、キンイロネクイハムシ、ゲンゴロウ、ミズスマシ、オオミズスマシ、エゾコセアカアメンボ、ヒメシジミなどの希少種が生息している。	第1 第2 第3
平伏沼	浜通り （川内村）	里地里山地 域	国の天然記念物に指定されているモリアオガエルの繁殖地である。 2020年に新種記載されたヒラサワツブゲンゴロウも生息しており、平伏沼はその模式産地（ホロタイプが採集されたタイプ産地）である。	第1 第2 第3

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然①				
奥只見地域	会津 (只見町)	奥山地域	約3万4000ヘクタールとも言われる広大なブナ林が広がる。奥只見地域には10ペア余りの(新潟県魚沼市を含む)イヌワシが生息しており、国内有数の繁殖地とされる。他にもクマタカ、ハチクマなど多種の猛禽が生息(繁殖)しており、重要野鳥生息地(IBA)にも指定されている。また、沼ノ平には昆虫類の希少種も多く、特にエゾゲンゴロウモドキやキタヒメアメンボはこの地域にしか生息しない重要種である。また、両生類では本県と新潟県だけに分布の限られるタダミハコネサンショウウオが生息する。	第1
奥羽山脈 山麓里地	会津・中通り	里地里山地 域	鳥類では猛禽類やアオバズクなどのフクロウ類をはじめとする多くの希少種の生息環境を擁している。昆虫類では会津地域の里地里山に希少種が多く、マルコガタノゲンゴロウやヒゲトコツブゲンゴロウ、ナガケシゲンゴロウ、テラニシセスジゲンゴロウなどがみられる。	第1
博士山	会津 (会津美里町、昭和村)	奥山地域	ブナ林が広がり、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハイタカ、など多種の猛禽類の生息地である、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型哺乳類も生息(繁殖)している。モリアオガエルの繁殖がある。山間湿地ではクロサンショウウオやモリアオガエルが産卵している。	第1

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然②				
背あがり山	会津 (会津若松市)	奥山地域/里地 里山地域	南西に燧ヶ岳、北東に猪苗代湖や磐梯山、北西に会津盆地、飯豊連峰などの眺望が望めるだけでなく、気流があり、春・秋の渡り鳥のルートとなっている。チョウゲンボウの繁殖地であるほか、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ、サンコウチョウなど希少な鳥類が多く生息する。ニホンカモシカ、ツキノワクマなどの大型哺乳類の生息地(繁殖)でもある。	第1
阿賀野川流域 (阿賀川・只見川)	会津	河川 湖沼 湿原地域	魚類では、全国的に絶滅が危惧されるウケクチウグイの数少ない生息(繁殖)河川。その他、キタノメダカ、ホトケドジョウ、アカザ、カジカ大卵型、スナヤツメ類等の広域な生息域。両生類ではトノサマガエルが分布する。鳥類では、阿賀川本川流域はオオタカ・ハヤブサ・チョウゲンボウ・ノスリ、ミサゴ・オジロワシ等の猛禽類、オオヨシキリ、コヨシキリ、コアジサシ、ヨシゴイ、ササゴイ、バン、ヒバリ、チュウサギ等多くの希少種の生息地。昆虫(チョウ目)ではミヤマシジミ、ヒメシロチョウなど希少種の生息地。	第1 第3
只見川・伊南川流域	会津 (只見町、南会津町など)	河川 湖沼 湿原地域	淡水魚(円口類)であるカワヤツメの国内有数の生息水域。希少樹種ユビソヤナギの生育地。(2002 発見)	第1
会津盆地の湧水地	会津 (喜多方市・会津若松市など)	里地里山 地域	淡水魚類の太平洋陸封型イトヨが会津盆地の湧水域に生息しており、県や市町村の天然記念物に指定されている。	第1 第3

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然③				
阿武隈川流域 (支流域も含む)	中通り	河川 湖沼 湿原地域	魚類では、ギバチやヒガシシマドジョウ、スナヤツメ北方種、ホトケドジョウ等の広域な生息域で一部にシナイモツゴが生息。両生類ではトウキョウダルマガエルが広域に分布。砂礫地からヤナギ抛水林など植生の推移帯などの河川に特有な構造が多様な鳥類の生息環境をもたらしている。水鳥（オナガガモ）の生息地として重要野鳥生息地（IBA）（*）に指定。昆虫（トンボ目）では、希少種のナゴヤサナエが、阿武隈川及びその支流を産卵場所として利用している。	第1 第3
中通り阿武隈川周辺、扇状地淡水湿地 (福島盆地、郡山カルチャーパーク周辺ほか)	中通り	河川 湖沼 湿原地域 里地里山地域	鳥類においては、淡水性シギチドリ類の通過環境を有するほか、多くの水鳥の生息地でもある。昆虫類では、ゲンゴロウ、タガメ等の希少種が生息している。	第1

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然④				
摺上川流域	中通り (福島市)	奥山地域 河川 湖沼 湿原地域	昆虫において、コウチュウ目ではスリカミメクラチビゴミムシやモニワメクラチビゴミムシ、チョウ目ではヒメギフチョウなどの希少種が生息する。	第1
阿武隈高地東縁の渓谷地帯	浜通り (相馬市～いわき市)	奥山地域	深い渓谷地帯には、モミ、イヌブナ、ブナなどが生育。アブクマトラノオはこの地域の固有種である。ヤマメやカジカ大卵型などが生息し、場所により在来イワナやエゾウグイが生息する。一部河川にはカワシンジュガイもみられる。両生類ではバンダイハコネサンショウウオやモリアオガエルが生息する。	第1 第3
浜通りの水田地帯	浜通り (新地町～いわき市)	里地里山地域	希少な淡水魚類(在来タナゴ類、ミナミメダカ、ホトケドジョウ、スナヤツメ北方種)や、在来タナゴ類の産卵母貝であるヨコハマシジラガイなどの生息エリア。 淡水性のシギ、チドリ類の通過環境でもある。相双地域のため池にはヤナギヌカボやミズマツバ、イヌセンブリなどの希少な湿地生植物が生育する。 東日本大震災の大津波及び原発事故による社会活動の停滞により、生態系への影響が懸念されている。	第1 第2 第3 大震災
浜通り沿岸域 砂浜、河口干潟・湿地	浜通り	沿岸域	県特定希少野生動植物に指定されているコアジサシの繁殖環境や、淡水性シギチドリ類の通過環境を有している。 戦後の防災施設整備や東日本大震災後の復旧事業により砂浜や海岸草原、後背湿地などがほとんど失われた。原発事故による社会活動の停滞により、生態系への影響が懸念されている	第1 第2 大震災

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然⑤				
水石山公園	浜通り (いわき市)	里地里山 地域	火入れによって維持されているススキ草原で、ヤナギタンポポ、ノハナショウブなどの草地生植物が生育している。展望地として観光に利用されている。	第1 第2 第3
あぶくま洞	中通り (田村市)	里地里山 地域	石灰岩地で日本最大級のヒナノキンチャクの自生地である。ヒナノキンチャクや石灰岩植物の生育地として観光に利用されている。	第1
仙台平	中通り (田村市)	里地里山 地域	石灰岩地でカルスト台地が広がり、石灰岩植物に富む草原が広がっていたが、埋め立てられて外来牧草地となった。現在は放棄されコオニユリなど草地生の植物も生育し、アヤメの大群落がある。展望地とハングライダー離陸場所として観光に利用されている。	第1 第3
熱塩加納 ひめさゆり群 生地	会津 (喜多方市)	里地里山 地域	下草刈りによって維持されているススキ草原及び疎林で、ヒメサユリ、キキョウなどの草地生の希少種が群生している。ヒメサユリの群生地として観光や地域おこしに利用されている。	第1 第2
藤生わらび園	会津 (南会津町)	里地里山 地域	火入れによって維持されている、全国的にも希少な苧安茅場で、キキョウなどの草地生の希少種が群生している。わらび園として観光や地域おこしに利用されている。	第1 第2

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然⑥				
高清水自然公園ヒメサユリ群生地	会津（南会津町）	里地里山地域	火入れと草刈りによって維持されている、全国的にも希少な苳安茅場で、ヒメサユリなどの草地生の希少種が群生している。ヒメサユリの群生地として観光や地域おこしに利用されている。	第1 第2
水原のクマガイソウ自生地	中通り（福島市）	里地里山地域	下草刈りや枝打ちによって維持されている明るいスギ植林で、日本最大級のクマガイソウの自生地である。ハウチャクソウ、タチガシワなど里山の植物も豊富である。クマガイソウの群生地として観光や地域おこしに利用されている。	第1 第2
差塩湿原	浜通り（いわき市）	里地里山地域	里地にある低層湿原で、ミツガシワ、ミズドクサ、サギスゲなどの氷期遺存植物と言われる湿地生の植物が豊富に生育している。乾燥化や遷移の進行を防ぐため、外部からの水の導入と草刈りによって管理されている。市の天然記念物に指定されている。魚類では、ホトケドジョウが生息する。	第1 第2 第3
玉野ため池	浜通り（相馬市）	里地里山地域	里地にある大型のため池で、湿地林、氾濫原、貧栄養湿地、干上がりあとなど多様な水質環境がみられ、コウホネヒツジグサなど豊富な水生、湿地生植物が生育する。	第1 第2 第3

2 東日本大震災の被害を受けた松川浦及び磐城海岸県立自然公園における 植生や動物の変化予測

平成 24 年度、令和 4 年度に東日本大震災の被災地における植生や動物の将来変化予測を実施しました。その結果は次の表のとおりです。

表 植生や動物の変化予測(1)

公園	対象	年度	将来の変化予測
松川浦	ヨシ群落	平成 24 年度	ヨシは地下茎によりその分布域を広げる種である。野崎湿地の今年度のヨシの生育変化の観察や、周辺の水田跡地に成立したヨシ群落の分布からも、ある程度のスピードで生育地を回復することが期待できる。 ただし、水深が 1m 程度以上の場所には生育できないことから、潮位の変化がある湖岸部での生育可能範囲は限定されると考えられる。
		令和 4 年度	野崎湿地、岩子から新田にかけての沿岸部、鶺鴒の尾岬の内湾側や南側の中州等では回復傾向が見られた。また、大洲から北側にかけての砂州の内湾側や小泉川・宇多川河口部では新たな群落形成と拡大が見られた。松川浦ではヨシ群落は増加傾向にあり、今後も徐々に増加していくものと考えられる。ただし、小泉川・宇多川下流域の百間橋付近やさらに上流側にかけての河川沿いのヨシ群落については、今後の復旧・復興事業等により植生が変化する可能性がある。 なお、小泉川・宇多川河口部付近等、松川浦県立自然公園区域外の場所にも塩性湿地等に生育する重要な植物が生育しており、生物多様性保全上重要な場所が存在している。今後はこのような場所も含めて保全を検討していくことが望まれる。
	砂丘植生	平成 24 年度	砂丘植生の生存に影響する要因としては砂丘の浸食があり、当県立自然公園では地盤沈下も起こっているため、砂丘への波の影響範囲も変化したと考えられる。 震災後 2 年目の今年度の砂丘分布は、地盤沈下後の安定状態と考えられるが、今後海流による砂浜の浸食等が進んだ場合砂丘植生の生育立地が減少する可能性もある。
		令和 4 年度	平成 24 年度に砂丘植生の減少が見られた砂州の外洋側では、砂丘植生が増加していた。震災前と比較すると砂浜自体の幅は狭く、確認された植生は分断されたパッチ状の群落ではあるが、今後海岸線に平行して徐々に植生が拡大していく可能性がある。ただし、高波による砂浜の浸食等が生じた場合は砂丘植生の生育立地が失われるほか、消波ブロック等によって砂の移動が変化した場合は海浜植生以外の内陸性の植物が増加し、砂丘植生が減少する可能性が懸念される。

表 植生や動物の変化予測(2)

公園	対象	年度	将来の変化予測
松川浦	海岸林	平成 24 年度	完全に消失した樹林については、今後の防災林の検討等によって回復が進められると考えられる。 その他の枯損した樹林については、その多くが針葉樹（クロマツやスギ）であり、萌芽再生の可能性はない。枯損木が倒伏した場所には侵入木が生育する可能性があるが、地下水位が高くなっていることも考えられ、生育可能な樹木としてはエノキやハンノキ等やや湿性な立地に生育できる樹種に限られる可能性がある。
		令和 4 年度	砂州や中州、沿岸部では海岸防災林再生事業が進み、クロマツの植林が増加していた。現状では樹高 3m 程度のクロマツ林であるが、将来的にはクロマツ高木林の形成が期待される。一方で、高台の市街地では震災前に見られた落葉広葉樹林やクロマツ林等が、新設の道路や住宅地となっている場所が見られた。新たに整備された公園等では植栽された樹木が成長し、海岸林を形成することが期待される。なお、外来植物のハリエンジュが散見され、現状では著しい増加は見られなかったものの、今後生育地を拡大していく可能性があり、留意が必要である。
	ヒヌマイトトンボ	平成 24 年度	汽水域のヨシ原といった特殊な環境に生息する小型のイトトンボであり、移動能力はあまり高くない。 本調査では、過去に生息が確認されている場所でも確認されなかった。今後、ヨシ原は徐々に回復していくと考えられるが、ヒヌマイトトンボの生息に適した環境（ヨシ原とヨシ原の間に小面積の開放水域や低茎湿地が分布）が自然状態で回復するかは不明である。また、移動能力の低さや生息可能環境の連続性から、周辺の生息地から当県立自然公園に移動してくる可能性はかなり低いと考えられる。
		令和 4 年度	野崎湿地、鵜の尾岬の内湾、小泉川・宇多川河口部等ではヨシ群落が拡大しつつあり、ヒヌマイトトンボの生息に適した環境は回復傾向にあると考えられる。 今回の調査では過去に確認された場所のほか、ヒヌマイトトンボが好むとされる抽水植物が密生する場所を中心に調査を行ったが確認されなかった。ヒヌマイトトンボの移動能力が低いため、今後周辺の生息地から当県立自然公園に移動してくる可能性はかなり低いと考えられる。

表 植生や動物の変化予測(3)

公園	対象	年度	将来の変化予測
松川浦	底生動物	平成 24 年度	種相としては震災前とほぼ同等の底生動物（カニ類、貝類）の生息が確認されたが、その分布状況や個体数は震災前の状況ではないと考えられる。 今後は、干潟の安定化（特に海側）やヨシ原の拡大に応じて、それぞれの環境に対応した底生動物相が成立すると考えられる。
		令和 4 年度	種相は平成 24 年度と大きく変わらなかったが、今回新たに確認された種、震災以降確認されていなかったが今回改めて確認された種、震災前から震災後に確認されていたが今回の調査では確認されなかった種等が見られ、一部の種は環境の変化に伴って消長したと考えられる。 南東岸の大洲国有林保護区に造成された干潟や、百間橋から東の小泉川・宇多川河口部等の前回調査以降にヨシ原が形成・拡大した場所にも重要な底生動物が生息しており、これらは生物多様性保全上重要な場所になっている。 松川浦のほぼ全周にわたる護岸改修工事が終わったこともあり、今後環境が安定化するに伴って、徐々に環境に対応した底生動物相が成立していくものと考えられる。
	鳥類	平成 24 年度	種相としては震災前とほぼ同等の鳥類が確認された。 鳥類は生息範囲が広く、移動能力も高いため、今後は松川浦の環境に対応した鳥類が生息すると考えられる。
		令和 4 年度	今回の調査での確認種は限られたが、日本野鳥の会（福島県相双支部）の記録と合わせると、震災前よりもやや多くの鳥類が確認され、松川浦の環境に適応したシギ・チドリ類、サギ類、カモ類等が生息していると考えられる。また、中洲に確認されていたカワウのコロニーは縮小しており、他のエリアに移動したのと考えられる。 鳥類は生息範囲が広く、移動能力も高いため、今後は松川浦の環境（主に干潟やヨシ原の安定化）に対応した鳥類が生息すると考えられる。

表 植生や動物の変化予測(4)

公園	対象	年度	将来の変化予測
磐城海岸	砂丘植生	平成 24 年度	津波の影響により砂浜海岸は縮小・分断化し、これに伴い砂丘植生も縮小している。また、地盤沈下により波による浸食も見られている。 ある程度のまとまりをもった砂丘植生は存続していくと考えられるが、小面積の砂丘植生は大型台風等の高波の影響を受けた場合、面積の減少あるいは消失する可能性もある。 また、現在砂丘植生がない砂浜への複数の砂丘植物の侵入及び群落の形成にはかなりの時間を要すると考えられる。
		令和 4 年度	平成 24 年度と比較すると著しい変化は見られなかったが、砂丘植生が縮小している箇所が見られた。今後の分布範囲から海岸線に平行してさらに拡大していくことが期待される。ただし、高波による砂浜の浸食等が生じた場合は砂丘植生の生育立地が失われ、大きい群落では一部が残存して再び拡大していく可能性があるが、小面積の場合は消失する可能性がある。また、消波ブロック等によって砂の移動が変化した場合は砂丘植生以外の内陸性の植物が増加し、砂丘植生が減少する可能性が懸念される。
	海岸林	平成 24 年度	津波による枯損の被害を受けたクロマツは再生の可能性が低く、現在ハリエンジュが生育している林分ではハリエンジュの優占度が高くなると考えられる。
		令和 4 年度	津波による枯損被害はほとんど見られず、平成 24 年度以降は顕著な変化は見られなかった。以前に枯損が多かった場所等は海岸防災林再生事業により新たにクロマツが植林されていた。また、林分面積に若干の増減が見られ、一部の林分では拡大・成長が見られたほか、防潮堤整備や道路開発等により縮小している林分も見られた。大規模な防潮堤復旧事業等は概ね終了していることから、今後海岸林は概ね維持されることが考えられる。なお、外来植物のハリエンジュについては著しい増加は見られなかったものの、今後生育地を拡大していく可能性があり、留意が必要である。

表 植生や動物の変化予測(5)

公園	対象	年度	将来の変化予測
磐城海岸	重要な植物	平成 24 年度	海岸の崖地に生育する種については、崖内で少し場所を変化させながらも生育を維持していくと考えられる。砂浜に生育する種については、上述した砂丘植生の状況と同じであり、小面積の群落内に生育するものについては消失の可能性が高いと考えられる。
		令和 4 年度	平成 24 年度と同様に、海岸の崖地に生育する種については、崖内で少し場所を変化させながらも生育を維持していくと考えられる。砂浜に生育する種については、上述した砂丘植生の状況と同様に、小面積の群落内に生育するものについては消失の可能性はあるほか、消波ブロック等の設置によって砂の移動が変化した砂浜では、内陸性の種が増加し、砂丘に生育する種が減少する可能性が懸念される。
	コアジサシ	平成 24 年度	コアジサシの繁殖は確認されず、飛来数も少ないものに留まった。ただし、この変化は震災前から起こっているものであり、震災の影響とは言えない。有識者のヒアリングによれば、餌環境の変化が影響している可能性が示唆され、今後のこの影響の変化は不明である。ただし、コアジサシが繁殖に利用できる砂浜を維持しなければ餌環境が改善しても繁殖は再開できないのでこの点には留意が必要と考えられる。
		令和 4 年度	コアジサシの繁殖は確認されなかった。有識者のヒアリングによれば、平成 29～30 年以降は繁殖が確認されていない。繁殖に利用できる環境(砂浜)が落ち着けば戻ってくるのではないかとの指摘もあるが、砂丘海岸の面積は年々減少しているため、砂丘海岸の造成等を行い繁殖に利用できる砂浜を維持しなければ、繁殖の再開は困難であると考えられる。
		平成 24 年度	鳥類は生息範囲が広く、移動能力も高いため、今後は磐城海岸の環境に対応した鳥類が生息すると考えられる。なお、ハヤブサについては繁殖の継続も確認されているが、営巣地が崩れるなどの影響も出ている。今後は、営巣適地を見つけて繁殖を続ける可能性もあるが、経過をモニタリングすることが望ましい。
	鳥類	令和 4 年度	引き続き磐城海岸の環境に対応した鳥類が生息すると考えられる。有識者のヒアリングによれば、今年はハヤブサの確認が少なく、繁殖が確認できているのは勿来海岸のみであった。震災以降、海岸線の工事が続いたため、確認頻度が落ちたことも影響していると考えられるため、継続したモニタリングを行うことが望ましい。

3 用語解説

◆ COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）のことで、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

◆ CSR（Corporate Social Responsibility）

企業の社会的責任

◆ ESG投資

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）という非財務情報を考慮して行う投融資を指します。

◆ GAP

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことで、本県では、放射性物資津対策も含めた、ふくしま県GAP（FGAP）という独自の認証制度がある。

◆ IQ管理

漁獲可能量を漁業者または漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲量の管理を行うこと

◆ NbS

自然を基盤とした解決策（Nature-based Solutions）のこと。社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動です。

◆ OECM

OECM（Other effective area-based conservation measures）とは、自然公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことです（例 企業が管理する森林など）。

◆ PRI

責任投資原則（PRI:Principles for Responsible Investment）とは、2006年にコフィーアナン第七代国連事務総長の提唱により、国連環境計画と金融イニシアティブ、及び国連グローバル・コンパクトとのパートナーシップが打ち出した投資に対する原則のことです。

原則の主な内容は、投資家に対して、企業の分析や評価を行う上で長期的な視点を持ち、ESG情報を考慮した投資行動をとることを求めるものです。

◆ TAC（漁獲可能量制度）

漁獲数量を制限する制度

◆ ZEH

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

◆ 30 by 30 (サーティバイサーティ)

2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全及び管理するという世界的な目標です。2022年12月に採択となった昆明・モンリオール生物多様性枠組の主要な目標となっています。

あ行

◆ アクアマリンふくしま

海を通して「人と地球の未来」を考える新しい形の「環境水族館」として、いわき市に整備された施設で、公益財団法人ふくしま海洋科学館が運営しています。

◆ 一級河川

国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で、国土交通大臣が指定したものです。

◆ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全対策推進計画

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計画です。

◆ うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度

県内に事業所を有するものが、主として県内で生じた廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として福島県が認定し、利用を推進する制度です。

◆ うつくしまの道・川サポート制度

道や川を慈しむ心を育てることを目的に、地域の方々や企業（団体）、市町村、県の3者で協定を結び、清掃活動、美化・緑化活動に取り組む事業です。

◆ エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

◆ エシカル消費

人・社会・環境を考えて、商品やサービスを選択する消費行動

（県産品や認証マークのある商品を購入する、マイバックを使う等）

◆ エリートツリー

地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの

◆ 污水处理人口普及率

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の污水处理施設を利用できる人口の割合です。また、避難地域等により把握困難な市町村を除きます。

◆ 温室効果ガス

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などのガスは、その熱を吸収して地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。地球温暖化に対する影響力はガスの種類によって異なり、CO₂に比べて、質量当たり CH₄は 21 倍、N₂O は 310 倍となっています。

か行

◆ 環境影響評価

環境の保全への配慮を高めるため、大規模開発事業等 の環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施前に、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

◆ 環境教育サポート団体

環境保全・回復に関する出前講座や自然体験活動などを行う民間団体、事業者を「環境教育サポート団体」として登録する制度です。登録団体は、随時 HP に更新されます。

◆ 吸収源対策

福島県地球温暖化対策推進計画^(*)における温室効果ガス排出抑制に関する施策の大きな柱の一つで、森林には二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。また、森林整備等によって発生する間伐材は貴重な木質資源であることから、森林資源の有効活用も併せて推進しています。

◆ 魚道

河川にダムや堰等を造る場合に、その一部を魚が上流へさかのぼり、通過できるようにするための施設です。

◆ グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称で、平成 12 年 5 月に制定されました。この法律では、国等の公的機関が率先して、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進するとともに、これらの製品等に関する適切な情報提供を促進することとされており、持続的発展が可能な社会の構築を目指しています。

◆ 景観形成重点地域

個性豊かな街作りを推進するため、地区を特徴付ける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所を市町村が指定し、地元の方々が中心となって必要なルールを定めるもの。

◆ 原生的な森林

人手があまり加えられていない自然状態に近い森林を指します。

◆ 高病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症を鳥インフルエンザといい、ヒトやその他の動物に感染した場合も鳥インフルエンザと呼ばれます。鳥インフルエンザウイルスは、自然界においてはカモ類などの水鳥を中心とした鳥類が腸内に保有しています。鳥インフルエンザのなかでも、鳥に対し致死性の高いものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

◆ 広葉樹林化

針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させることにより、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林や広葉樹林にすることです。

◆ 国内希少野生動植物種

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、国内

に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種のことです。令和5年1月現在、国内希少野生動植物種は442種です。

さ行

◆ 里山

人里近くにあつて、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山や森林のことです。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

◆ 資源管理協定への移行水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画

効率的かつ効果的な種苗放流や栽培漁業にあつての生物多様性保全への配慮等について示した計画です。

◆ 種の保存法

正式な名称は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律です。国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

◆ 植物防疫法

当該法律は輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的としたものです。有害動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法の一部を改正する法律案を第208回国会に提出し、令和4年4月22日に成立、5月2日に公布、令和5年4月1日から施行されます。

◆ 森林ボランティア

植栽・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

◆ 森林ボランティアサポートセンター

森林づくり活動の広報や森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林ボランティアに関する相談などに対応し、県民の森林ボランティア活動への参加を支援する機関です。

◆ 水系

水源から河口までの流域を同一にする本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼の総称です。このうち阿賀川は、新潟県では阿賀野川と名称を変えますが、水系名では阿賀野川水系となります。

◆ 生態系サービス

生態系からの恵みは、酸素・水の循環・土壌など人間が生きていく上で不可欠な「基盤」となるサービス、食べ物・木製品・薬など暮らしのための原料を「供給」するサービス、地域の伝統・工芸・祭りなど自然と一体となって創りあげられてきた「文化的」サービス、さらには豊かな森林が飲み水を確保し、また山地災害を防止するように、暮らしの安全を支える「調整」サービスなどがあります（第1章参照）。

◆ 生態系ネットワーク

生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組である。ネットワークには地理的に連続している場合のほか、渡り鳥の飛来地のように地理的に連続していない場合も含まれる。

◆ 生態系被害防止外来種リスト

幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を環境省が選定し、リスト化したもの。侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定している。外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、同法の規制対象以外の外来種も幅広く選定されている。

◆ 生物多様性のための 30by30 アライアンス

2030 年までに生物多様性に損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年までに日本の陸域・海域の少なくとも 30%を保全・保護することの達成を目的とした有志連合。

◆ せせらぎスクール

水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布する等の支援を行っています。

た行

◆ 第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに、県知事が定めることができる計画です。

◆ 第四次福島県食育推進計画

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるものです。

◆ 只見町ブナセンター

只見町ブナセンターは、「ブナと生きる、雪と暮らす、奥会津只見の挑戦」と題する只見町第六次只見地域振興計画を具体化するための中核的組織として、平成 19 年に発足しました。越後三山只見国定公園があり、豊かな自然に恵まれた只見町において、自然環境の保全や野生生物の保護活動、自然環境の調査・研究活動及び普及啓発活動に取り組んでいます。

◆ 多面的機能支払制度

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する制度。

◆ 地域森林計画

地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となる計画です。

◆ 地域脱炭素化促進事業

円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再エネ事業の導入を促進します。

◆ 地球温暖化対策推進法

社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律です。

◆ 中山間地域等直接支払制度

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度のことです。

◆ 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき設定する区域のことで、知事又は環境大臣が設定します。設定期間は20年以内ですが、更新することができます。保護区のうち、特に必要な区域は特別保護地区に指定し、立木の伐採、水面の埋め立て等を制限することができます。

◆ 動物愛護法

動物の愛護と動物の適切な管理を目的とした法律。人の飼養に係る動物が対象です。

◆ 特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、日本在来の生物を捕食したり、これらと競合したりすることで、生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする、あるいは与えるおそれのある外来種を、「特定外来生物」として指定しています。「特定外来生物」に指定されると、その栽培や保管、運搬、輸入等が規制されるほか、必要に応じて国や自治体が野外等の外来種の防除活動が行われます。

◆ 特定希少野生動植物

「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少野生動植物の中でも特に保護を図る必要のあるものとして、現在10種類が指定されています。特定希少野生動植物は、県の許可なく捕獲、採取等を行うことはできません。

植物→オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ビャッコイ、キソエビネ、サルメンエビネ、クマガイソウ、コ克蘭

昆虫→ヒヌマイトトンボ

鳥類→コアジサシ

魚類→ゼニタナゴ

◆ 特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度です。増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画で、地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としています。本県ではこれまでに、カワウ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシの計画を策定しました。

計画が策定された場合、知事は、環境大臣が定めた捕獲の禁止又は制限を緩和することが可能となります。事業の実施効果をモニタリングし、その結果を計画改訂の際に目標や事業内容に反映させることになっています。

な行

◆ 二級河川

一級河川として指定された水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものです。

◆ ネイチャーポジティブ

生物多様性の減少傾向を食い止め、回復軌道に乗せること。

◆ 農業集落排水施設

農業用排水路の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

◆ 農村環境アドバイザー

福島県の農業農村整備事業に対し「環境への配慮」等に関する助言を行う有識者。市町村長の推薦により県が選任しています。

◆ 農薬管理指導士

農薬使用者等に対し、農薬取締法その他農薬に関する法令の遵守等について指導又は助言を行うとともに、自らも率先して範を示すことにより、適正な防除業務の推進にあたる人のことです。毒物劇物取扱者の資格が必要です。

◆ 農薬適正使用アドバイザー

農薬使用に関する助言者です。

は行

◆ バイオマス

石油などの化石資源を除いた有機性資源（例：木材、わら、もみがら、家畜排泄物、生ごみなど）で、CO₂を吸収して成長した植物等に由来しており、焼却等をしても吸収分以上のCO₂が発生しないことから、これらの焼却などで発生する二酸化炭素は、二酸化炭素排出量の計算上、排出しなかったものとして扱われます。

◆ 半自然草地

火入れ・採草・放牧などの人間活動によって維持される草地です。

◆ ビオトープ

ビオトープとは、生き物（Bio）の生息活動する場所（Top）という意味ですが、都市部などで、人間によって再構成された自然環境を特にビオトープと言っています。

◆ 風致地区制度

都市計画法に基づき、都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などの良好な自然景観を形成している地区や歴史的な景勝地を保全するために定めた地区（風致地区）において、建築、宅地の造成、木竹の伐採などについて一定の規制を行うことにより、都市の風致を保全し、緑豊かな都市環境を保全する制度です。

◆ フォレストパークあだたら

雄大な自然、森林の中に身を置いて、自然と人とのあるべき姿を学ぶために、安達郡大玉村に整備された生涯学習施設です。公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団が運営しています。

◆ ふくしま環境活動支援ネットワーク

環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調査研究活動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

◆ ふくしまゼロカーボン宣言

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、事業者や学校が「ゼロカーボン」を目指し取り組むことを宣言し、自ら地球温暖化対策を実施する取り組みです。

◆ 福島県化学物質適正管理指針

人の健康または生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を制御することを目的とした指針です。

◆ 福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。福島県環境基本計画（第5次）は令和3年12月に策定されました。

◆ 福島県環境創造センター

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を原因とした放射性物質の拡散により、県内が広範囲に汚染されたことから、汚染状況の詳細なモニタリング、放射性物質の動態解明、除染技術の開発、人材育成等に取り組む拠点として、平成28年に全面開所しました。

◆ 福島県資源管理方針

本県の水産資源の適切な管理と合理的利用を図るため、管理すべき水産資源とその管理手法等の具体的内容（漁獲可能量の配分の基準、漁獲量の管理の手法等）を定めた県の計画です。

◆ 福島県自然保護指導員

県から委嘱を受け、国立・国定、県立自然公園及び自然環境保全地域・緑地環境保全地域の利用者の指導（ごみ等を散らかさない、動植物をとらない等）を行う地域の指導員です。自然環境の保全及び適正利用を促進することを目的としています。

◆ 福島県生物多様性推進協議会

本県の生物多様性に関する課題等の検討や「ふくしま生物多様性推進計画」策定について様々な立場から意見をいただくために設置した機関です。

◆ 福島県総合計画

福島県総合計画は、あらゆる政策を網羅した県の行政運営上の最上位計画であり、県の目指す方向性や施策を示す県づくりの基本的な指針です。

令和3年10月に策定した福島県総合計画では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害からの復興・再生と、地方創生・人口減少対策を重要課題としています。

◆ 福島県地球温暖化対策推進計画

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

◆ 福島県鳥獣保護事業計画

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、県が鳥獣保護事業を実施するための計画で、現在第13次計画（計画期間：令和4年度～8年度）になっています。計画では、鳥獣保護区の指定、鳥獣の人工増殖・放獣、鳥獣捕獲の許可、特定猟具使用禁止区域の指定等、特定鳥獣保護管理計画の策定等、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護事業の普及啓発、傷病鳥獣の救護などを定めています。

◆ 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

家畜排せつ物の適正な管理と堆肥の積極的な活用により、水環境を始めとした環境の保全、循環型農業、畜産経営の健全な発展を実現するため、家畜排せつ物の利用目標や施設整備に関する基本的な方向を定めた計画です。

◆ 福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ

2050年度のカーボンニュートラルを実現するために、誰がどのような対策をどのように実施する必要があるのかについて、将来予測モデルを利用して定量的に検討し、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策をわかりやすく示したものです。

◆ 福島県農業総合センター

福島県の農業試験場、果樹試験場、たばこ試験場、畜産試験場、養鶏試験場の試験研究機関と、農業短期大学校及び病害虫防除所、肥飼料検査所を再編統合して発足した研究機関で、試験研究体制を強化し、農業者に対する技術支援を行うほか、開放施設（交流棟、展示農園等）を活用して消費者や子ども達へ農業の魅力や重要性を伝えています。

◆ 福島県文化財保存活用大綱

本県の豊かな歴史と文化に育まれた特色ある文化財について、保存と活用に係る本県の基本的方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めて行く上で、共通の基盤とすることを目的としたもの。

◆ 福島県水環境保全基本計画

将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いで行くための計画です。

◆ 福島県有機農業推進計画

環境への負荷低減による自然循環機能の発揮や地域活性化などが期待される有機農業の取組を拡大するため、技術の実証・確立、有機農業者の確保などの施策の展開方向や有機農業推進に関する目標等を定めた計画です。

◆ 福島県野生動植物保護アドバイザー

県の野生動植物の保護施策やふくしまレッドリストの点検・運営などについて助言を行う有識者の方々です。

◆ 福島県野生動植物保護サポーター

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録されたの方々です。

◆ 福島県林業研究センター

平成13年に、前身の福島県林業試験場を改組して発足した研究機関です。木材利用技術やキノコなどの特用林産技術、森林整備技術などを研究しています。

◆ ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～

計画的かつ効率的な污水处理施設の整備を行い、快適で潤いのある生活環境の実現や、美しい水環境のさらなる向上を目指した計画です。

◆ レッドデータブックふくしま

県内の絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書です。

◆ ふくしまレッドリスト

福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

◆ ふくしまブルーリスト

福島県の外来種のリストです。

◆ 保安林

国土の保全、水源の涵（かん）養、生活環境の保全等を目的として森林法に基づき指定される森林です。保安林に指定されると、立木の伐採、土地の形質の変更等について、一定の制限が課せられます。

ま行

◆ MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）

日本発の水産エコラベル認証制度であり、水産資源の持続性と環境に配慮している事業者（漁業・養殖業）を第三者が審査し認証しています。

◆ 緑の回廊

野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地などの空間のことで、生態系ネットワーク、あるいは単にコリドーなどとも言われています。林野庁では、国有林等における生物多様性保全策の1つとして「緑の回廊」を設定しており、従来から指定している様々な保護林を中心に、森のネットワークを形成しています。

◆ 緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

◆ 『水との共生』プラン

人と水との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を未来に継承していくことを目的に、本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示す計画です。

◆ 緑の文化財

正式名称は「福島県緑の文化財」で、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を知事が登録するものです。

◆ 南相馬市博物館

平成7年に「野馬追の里歴史民俗資料館」として開館し、平成18年に市町合併に伴い「南相馬市博物館」に改称しました。南相馬市の動植物の標本を収蔵しているほか、自然や野生動植物に関する講座が開催されています。

◆ モニタリング指標

目標値の設定が困難ですが、毎年状況を把握し、推移をみていくことが望ましい指標のことで

◆ もりの案内人

森林の必要性や重要性を広く県民に伝えるボランティアによる指導者の方々です。

や行

◆ 野生生物共生センター

野生生物共生センターは大玉村にある県の施設であり、野生生物に関する調査や普及啓発、野生動物の保護を行っています。

◆ 野生動物救急救命ドクター（ERドクター）

県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターとして登録した動物病院の医師で、ボランティアにより野生動物の初期治療を行います。

◆ 有機栽培

「化学肥料や化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を使用しない」ことを原則として、農地の生産力を発揮させながら、環境への負荷をできる限り低減する栽培方法です。

ら行

◆ リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を県民、事業者、行政等の全ての者が信頼関係の中で共有し、お互いに意思疎通を図っていくことです。

◆ 緑地協定制度

「都市緑地法」に基づき、住宅地等の地域の人々が自らの居住空間を良好なものに保つため、協定を結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものです。

わ行

◆ ワークेशन

ワークेशनとは、仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、リゾート地や観光地で休暇を取りながら、一部の時間を仕事に充てるワークスタイルです。

4 福島県生物多様性推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 福島県の生物多様性に関する課題等の検討や自然環境の保全を基本理念として自然環境の保全と持続可能な利用（以下「自然環境の保全等」という。）を推進する「ふくしま生物多様性推進計画」（以下「計画」という。）の進行管理及び見直しのため、「福島県生物多様性推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 福島県の生物多様性に関する現状と課題に関すること。
- (2) 生物多様性の保全と持続可能な利用にかかる主要な取組に関すること。
- (3) 計画の推進体制に関すること。
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、委員は生物多様性に関する学識経験者及び生物多様性の保全・利用に関する団体の推薦者等により構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は次のとおりとする。

- (1) 協議会は公開とする。ただし、会議の内容等に鑑み、公開しない旨を決議したときはこのかぎりでない。
- (2) 協議会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選とし、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、協議会の円滑な運営と進行を統括する。
- (5) 座長代理は、座長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (6) 協議会は、必要と認める場合は、委員以外の者からの意見聴取及び資料提供を事務局に求めることができる。
- (7) 協議会は、必要と認める場合は、委員以外の者に対し出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、福島県生活環境部自然保護課内に事務局を置く。

(会議録)

第6条 協議会の議事については議事録を作成し、5年間保存する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、任期内に新たに委嘱された委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5 協議会委員・アドバイザー

最終審議がなされた日（令和5年3月20日）現在

○福島県生物多様性推進協議会委員名簿

（敬称略 五十音順）

氏 名	役 職 等
五十嵐 悟	自然観察の会ふくしま 会長
黒沢 高秀	福島大学共生システム理工学類 教授
今野 万里子	特定非営利活動法人おーでらす 代表理事
神宮宇 寛	福島大学食農学類 教授
高木 鉄哉	福島森林管理署 署長
田村 省二	東北地方環境事務所 所長
千枝 浩美	福島県農業協同組合中央会女性部協議会 会長
仲川 邦広	南相馬市博物館 学芸員
眞野 眞理子	特定非営利活動法人裏磐梯エコツーリズム協会 会長

○アドバイザー

（敬称略）

氏 名	役 職 等
角 真耶	国立環境研究所生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 高度技能専門員

6 コラム 執筆協力者

○コラム 執筆協力者

(敬称略)

No	タイトル	執筆協力者
1	食卓を豊かにした、野生きのこの遺伝的多様性 ～喜多方市山都のナメコ～	黒沢高秀、兼子伸吾 平尾章
2	絶滅危惧植物 クマガイソウ自生地の保全と活用 ～福島市水原地区の事例～	黒沢高秀
3	谷津田の生物多様性について ～農村地域の生きものたち～	今野万里子、堀部良太 弦間一郎、稲葉修 平澤桂、佐藤洋司 星昇、岩崎雄輔 増淵翔太
4	東北最大級の干潟 松川浦	国立環境研究所
5	県内に残る貴重な半自然草地 ～水石山, ひめさゆり群生地, 藤生わらび園～	黒沢高秀
6	身近な外来種 ～アメリカザリガニとアカミミガメ～	－
7	海岸防災施設整備と生物多様性保全の両立	黒沢高秀
8	E S G投資について ～自然環境に配慮した企業への投資～	－
9	O E C Mとは ～民間等の取組により保全されている区域～	－
10	県内の外来植物駆除の試み ～裏磐梯、南湖公園、矢ノ原湿原～	黒沢高秀
11	只見ユネスコエコパーク ～豪雪が生んだ自然と生活文化を守り、活かす取り組み～	只見町
12	松平定信公による江戸時代のグリーンインフラ ～白河市 南湖公園～	黒沢高秀
13	上堰棚田と本木上堰について ～ボランティアと共につなぐ里山の生物多様性～	本木・早稲谷 堰と里山を 守る会
14	県内のラムサール条約登録湿地と潜在候補地について ～尾瀬、松川浦、高野池、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖～	黒沢高秀
15	生物多様性に配慮された商品 ～認証マークの付いた商品を購入しよう	－

7 第2期計画の指標の達成状況

No	指標の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	単位	達成状況	達成率
1	自然公園の利用者数	目標										17,600	千人	×	40%
		実績値		10,736	10,746	10,581	10,506	10,676	10,442	10,277	9,613	7,104			
2	耕作放棄地の解消面積	目標										3,000	ha	◎	145%
		実績値	255		1,013	1,433	1,933	2,750	3,084	3,392	3,929	4,359			
3	森林整備面積	目標										14,000	ha	×	43%
		実績値	7,387	6,256	5,626	5,636	5,825	6,406	5,992	6,037	5,707	6,004			
4	松くい虫被害材積	目標										30	千㎡	○	98%
		実績値	37.6	34.7	32.3	31.3	29.7	30.3	30.0	32.4	30.6	29.5			
5	一人あたりの都市公園面積	目標										13.10	㎡/人	◎	111%
		実績値	12.45	12.60	12.70	12.79	12.77	13.07	13.31	13.65	14.20	14.54			
6	汚水処理人口普及率	目標										88.4	%	○	96%
		実績値		76.5	78.0	79.7	81.1	81.8	82.6	82.8	83.7	84.6			
7	猪苗代湖のCOD値	目標										0.5	mg/L	×	36%
		実績値		1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4			
8	水質環境基準達成率	目標										100.0	%	○	90%
		実績値	92.8	92.8	93.0	95.3	95.3	93.2	93.2	92.0	92.0	89.7			
9	野生動物保護サポーター登録数	目標										140	人	◎	113%
		実績値		104	108	111	113	113	114	128	133	158			
10	工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数	目標										170	件	△	60%
		実績値	81	100	97	118	111	102	94	116	110	102			
11	水と親しめるふくしまの川づくり箇所数	目標										91	か所	○	96%
		実績値		77	78	80	83	83	84	85	86	87			
12	温室効果ガス排出量 (H2年度比)	目標										90	%	○	90%
		実績値				86.9	85.8	86.4	87.2	80.8					
13	「福島認定書」事業参加団体数 事業所	目標										3,000	か所	×	55%
		実績値			1,535	1,450	1,704	1,426	1,507	1,591	1,705	1,640			
	学校	目標										900	校	×	37%
		実績値			495	406	428	464	471	406	394	329			
14	木質燃料使用量	目標										880	千トン	△	72%
		実績値	458	533	584	610	599	585	586	645	631	633			
15	マイバッグ推進デー協力店	目標										2,000	店	◎	113%
		実績値		1,086	1,090	1,102	1,327	2,061	2,060	2,252	2,254	2,256			
16	エコファーマー認定件数	目標										25,000	件	×	39%
		実績値		20,336	20,528	16,543	14,425	13,853	12,367	11,514	11,078	9,637			
17	保安林指定面積	目標										124,500	ha	○	92%
		実績値	112,469	112,905	113,337	113,584	114,068	114,093	114,349	114,397	114,488	114,548			
18	生物多様性について理解している人の割合	目標										70.0	%	×	28%
		実績値			29.0	29.0	29.0	29.2	29.2	29.2	19.7	19.7			
19	環境アドバイザー等派遣事業受講者数	目標										28,000	人	◎	110%
		実績値		24,279	24,541	25,055	25,921	27,697	28,415	29,387	30,190	30,775			
20	せせらぎスクール参加 団体数	目標										増加を目指す 37	団体	◎	-
		実績値		-	8	25	32	25	36	32	35	37			
	延べ参加者数	目標										増加を目指す	人	◎	-
		実績値		-	398	1,552	2,339	1,285	1,582	1,399	1,412	1,380			
21	尾瀬で自然環境学習を行った児童・生徒数	目標										1,400	人	×	28%
		実績値		1,051	1,140	1,063	980	840	558	718	486	389			
22	NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数	目標										340	団体	◎	111%
		実績値		304	327	355	359	366	376	376	377				
23	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	目標										45,000	ha	◎	143%
		実績値	35,561	32,614	33,910	45,202	57,884	61,172	62,056	63,513	63,789	64,390			
24	森林づくり意識醸成活動の参加者数	目標										155,000	人	△	74%
		実績値		131,076	142,544	151,614	161,954	179,453	196,029	230,562	178,382	114,918			

達成状況
◎：100%以上（達成している）
○：75%以上～100%未満
△：60%以上～75%未満
×：60%未満

《評価》◎：9個、○：6個、△：3個、×：8個

- ・達成率60%以上（◎、○、△）の指標は、全体の約7割
- ・達成率60%未満（×）の指標については、全体の約3割
- ・引き続き取組の継続が必要

8 第3期計画 指標一覧

No	目標	指標	次期計画		
			現状値	目標値	
1	①	県土における保護地域及びOECMの占める割合	28.8%	R3	30%以上
2	①	自然共生サイト（OECM）の認定登録数	0箇所	R3	5箇所以上
3	①	シカの年間捕獲頭数	2,373頭	R3	1,400頭以上最大限
4	②	森林整備面積	5,857ha	R3	8,000ha
5	④	【モニタリング指標】「ふくしまブルーリスト」掲載数	640種	R4	—
6	④	特定外来生物の防除実施計画数	3種	R4	9種
7	⑤	水質環境基準達成率（全窒素・全りん）	湖沼 71.4% 海域 100%	R3	（上昇を目指す）
8	⑤	汚水処理人口普及率	85.3%	R3	97.4%
9	⑤	猪苗代湖（湖心）の全窒素値	0.16mg/l	R3	0.1mg/l 以下
10	⑤	猪苗代湖（湖心）の全りん値	0.003mg/l	R3	0.003mg/l未滿
11	⑤	工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施事業場数	185事業場	R3	380事業場
12	⑥	温室効果ガス排出量 <small>（2013年度比）</small>	▲11.6%	R1	▲50%
13	⑦	【モニタリング指標】「ふくしまレッドリスト」掲載数	1,391種	R3	—
14	⑦	【意識調査】「希少野生動植物」を知っている県民の割合	—	—	（増加を目指す）
15	⑧	一人あたりの都市公園面積	14.5m ² /人	R2	15.2m ² /人
16	⑧	自然公園の利用者数	6,693人	R3	10,640人
17	⑧	木質燃料使用量	676千t	R3	900千t以上
18	⑨	野生鳥獣による農作物の被害額	139,842千円	R3	90,000千円
19	⑨	イノシシ・シカの年間捕獲頭数	イノシシ 18,768頭 シカ 2,373頭	R3	イノシシ25,000頭以上最大限 シカ1,400頭以上最大限
20	⑨	狩猟者登録者数	4,538人	R3	増加を目指す
21	⑨	本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合	53.4%	R3	82.0%
22	⑩	有機農業等の取組面積	2,859ha	R3	6,000ha
23	⑩	第三者認証GAP等を認証した経営	709経営体	R3	1,800経営体以上
24	⑩	遊休農地の解消面積	—		4,500ha
25	⑩	地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	53%	R3	57%以上
26	⑩	木材（素材）生産量	914千m ³	R2	1,350千m ³ 以上
27	⑩	河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	12,497人	R3	12,000人
28	⑪	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	86.0%	R3	95%以上
29	⑫	生物多様性について理解している県民の割合	24.4%	R4	70%以上
30	⑫	外来種について理解している県民の割合	80.9%	R4	100%
31	⑫	自然体験学習等参加者数	1,476人	R1	2,200人
32	⑫	森林づくり意識醸成活動の参加者数	144,954人	R3	170,000人
33	⑫	環境教育副読本を用いて学習を行った県内小学校の割合	30.4%	R3	80%
34	⑫	環境アドバイザー等派遣事業 受講者数	31,828人	R3	39,700人
35	⑫	【モニタリング指標】水と親しめるふくしまの川づくり箇所数	88箇所	R3	増加を目指す

36	㊸	生物多様性に配慮したライフスタイルとして、地球温暖化対策に取り組んでいる県民の割合	59.7%	R4	80%
37	㊸	生きものを最後まで責任を持って育てる県民の割合	46.0%	R4	80%
38	㊸	地元の食材・ものを選んで購入する県民の割合	41.3%	R4	80%
39	㊸	環境に配慮した商品を優先的に購入する県民の割合	27.7%	R4	70%
40	㊸	身近な生きものを観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう県民の割合	25.8%	R4	70%
41	㊸	自然や生きものについて、家族や友人と話し合う県民の割合	17.6%	R4	50%
42	㊸	自然保護活動や美化活動に参加する県民の割合	16.9%	R4	50%
43	㊸	エコツアー（ガイドによる自然体験）に参加する県民の割合	7.4%	R4	50%
44	㊹	「ふくしまゼロカーボン宣言事業」参加団体数・学校数	1,640事業所 329校	R3	11,000事業所 1,000校
45	㊹	野生動植物保護サポーター登録数	166人	R3	178人
46	㊹	せせらぎスクール参加 団体数、延べ参加者数	44団体 1,826人	R3	55団体 2,760人
47	㊹	猪苗代湖における水草回収、清掃活動等ボランティア参加者数	2,305人	R3	12,000人

お問い合わせ先

福島県 生活環境部 自然保護課

TEL 024-521-7210

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号